

第六章 市場

●家畜市場法施行細則

大正十五年十月二十九日
山口縣令第四百五十五號

大正二年六月山口縣令第三十八號家畜市場法施行細則左ノ通改正ス

家畜市場法施行細則

第一條 家畜市場法施行規則第三條ノ願書ハ開場ノ日ヨリ二十日前迄ニ差

出スヘシ

第二條 家畜市場法施行規則第十條ノ行政廳ハ知事トス

第三條 家畜市場仲立業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ直ニ之ヲ知事ニ

届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ其ノ戸主又ハ相續人ヨリ届出ツヘシ

一 住所氏名ノ變更

二 廢業

三 死亡

第四條 家畜市場仲立業者ニシテ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ業務上不適當ト認

ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第五條 定期家畜市場ニ在リテハ検査所、繫場、畜舎、隔離所及汚物溜ヲ

設ケ其ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ家畜ヲ宿泊セシメサル市場

ニ在リテハ畜舎ヲ設ケサルコトヲ得

一 検査所ハ家畜ノ健康検査及治療ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

二 繫場ハ屋根ヲ設ケ石材、煉瓦、厚板又ハ不透透質ノ材料ヲ以テ地盤

ヲ作り六十分ノ一ノ勾配ヲ附シ汚水溝ヲ設ケヘシ

三 畜舎及隔離所ハ屋根ヲ設ケ石材、煉瓦、厚板又ハ不透透質ノ材料ヲ

以テ地盤ヲ作り六十分ノ一ノ勾配ヲ附シ尿溜ヲ設ケ其ノ内壁ハ厚

〔山口警〕

板、金屬板其ノ他不透透質ノ材料ヲ以テ四尺以上ノ腰張ヲ爲シ適當
ノ窓ヲ設ケ欄房ハ牛馬一頭毎ニ犢胸羊豚ハ適宜之ヲ區別シ且ツ欄房
ノ前後ニ各三尺以上通路ヲ設ケヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ知事ノ許
可ヲ得テ本文ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

四 汚物溜及尿溜ハ不透透質ノ材料ヲ以テ造リ覆蓋ヲ設ケ雨水ノ浸入ヲ
防ケヘシ

臨時家畜市場ニ在リテハ検査所及繫場ヲ設ケ其ノ構造設備ハ左ノ各號ニ
依ルヘシ

一 検査所ハ家畜ノ健康検査ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

二 繫場ハ家畜ヲ繫留シ其ノ逸走ヲ防クニ足ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第六條 家畜市場ノ名稱、位置、構造、設備ヲ變更セムトスルトキハ知事

ノ許可ヲ受ケヘシ但シ位置ノ變更ニ付テハ工事落成期日ヲ記入シ用地ノ

面積、建物ノ名稱構造設備、坪數ヲ記入シタル圖面及市場附近ノ見取圖

ヲ添付スヘシ

第七條 家畜市場開設者ハ常設家畜市場又ハ定期家畜市場ニ在リテハ前月

中ノ取引成績ヲ各市場毎ニ毎月七日迄ニ、臨時家畜市場ニ在リテハ其ノ

取引成績ヲ閉場後五日以内ニ別記様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

第八條 常設家畜市場又ハ定期家畜市場ノ工事落成シタルトキハ之ヲ所轄

警察官署ニ届出テ検査ヲ受ケヘシ

第九條 家畜市場法及同施行規則及本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ市場開

設地ノ市町村長ヲ經由スヘシ但シ仲立業者ニ關スル書類ハ本人住居地ノ

市町村長ヲ經由スヘシ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ得タルモノハ本則ニ依リ許可又ハ認可ヲ

得タルモノト看做ス
様式

年月日

知事宛

市場開設者 職 氏

名 印

(別表)

家畜市場取引成績報告

大正何年何月中何常設(定期又ハ臨時)家畜市場取引成績別表ノ通及報告
候也

注意 當該市場ノ取扱家畜ニ對スル成績表ノミヲ添付スルコト

何常設(定期又ハ臨時)家畜市場成績 其一(牛)

大正 年 月分

雜	種 國 外								種 類	用 途	區 別	入 場 頭 數	賣 買 頭 數	價 額	一 頭 ノ 價 格					交 換 頭 數					
	役 用	乳 用		計	肉 用		役 用	乳 用							頭	圓	錢	圓	錢		圓	錢	圓	錢	
		成 牛	犢		成 牛	犢		成 牛																	犢
	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢															
	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝															

(山口管)

種	種 國 内								種 類	用 途	區 別	入 場 頭 數	賣 買 頭 數	價 額	一 頭 ノ 價 格					交 換 頭 數					
	乳 用	肉 用		計	役 用		肉 用	乳 用							頭	圓	錢	圓	錢		圓	錢	圓	錢	
		成 牛	犢		成 牛	犢		成 牛																	犢
	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢	成 牛	犢															
	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝	牡牝															

(山口管)

種	洋						種類	市場ノ景況	計															
	牡			牝					肉用		役用													
	小計	三歲以上	二歲	當歲	三歲以上	二歲			當歲	頭	頭	頭	頭											
														牝	牝	牝	牝							
														牝	牝	牝	牝							
別	入場頭數						額	一頭ノ價格	交換頭數															
	賣買頭數																							

何常設(定期又ハ臨時)家畜市場成績 其二(馬)

市場取引ノ狀況(振不振並其ノ原因等)ニ付キ其ノ概略ヲ記入シ前月分トノ比較ヲ説明スヘシ但シ臨時家畜市場ニ在リテハ其ノ附近ニ於テ開設シタル他ノ市場又ハ一般家畜ノ取引狀況ト比較シタル事項ヲ記スヘシ

大正 年 月分

〔山口藩〕

〔山口藩〕

種	和						種類																	
	小			小																				
	牝			牝																				
	小計	三歲以上	二歲	當歲	三歲以上	二歲		當歲																
									牝	牝	牝	牝	牝	牝										
別	入場頭數																							
賣買頭數																								

市場ノ景況	計		
	通計	仕	
		三歳以上	二歳
前表ニ同シ			

何常設(定期又ハ臨時)家畜市場成績 其三(羊、山羊、豚)

大正 年 月分

羊	山	種	計	種類			用途	入場頭數	賣買頭數	價額	最					交換頭數					
				其	肉	種					他	用	用	頭	圓		錢	圓	錢	圓	錢
他	用	用	計	他	用	用															
牝牝	牝牝	牝牝		牝牝	牝牝	牝牝															

〔山口警〕

〔山口警〕

市場ノ景況	計	豚			計
		其	肉	種	
前表ニ同シ		他	用	用	
		牝牝	牝牝	牝牝	

●家畜市場法取扱手續

大正十五年十月二十九日
山口縣訓令第七十六號

市長 警察署長 町村長

- 大正二年六月山口縣訓令第三十四號家畜市場法取扱手續左ノ通改正ス
- 第一條 本手續ニ於テ規則ト稱スルハ家畜市場法施行規則ヲ謂ヒ細則ト稱スルハ家畜市場法施行細則ヲ謂フ
 - 第二條 市町村長ニ於テ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ受理シタルトキハ所轄警察官署ニ之ヲ回付スヘシ
 - 一 家畜市場法第二條ノ願書ニシテ規則第二條ニ該當スルモノ
 - 二 細則第六條ニ依リ常設家畜市場又ハ定期家畜市場ノ位置、構造設備ノ變更ニ關スル願書
 - 三 規則第十三條ノ願書

●山口縣魚市場規則

大正十四年七月二十四日
山口縣令第五十四號

- 警察署長ハ前項各號ノ願書ノ回付ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ依リ調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ
- 一 前項第一號及第二號ノ願書ニ付テハ規則第十二條第一項及第二項各號又ハ細則第五條第一項各號ノ事項
 - 二 前項第三號ノ願書ニ付テハ規則第十三條第二項各號ノ事項
 - 三 市町村長ハ規則第十條ノ願書ニ付テハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ
 - 四 警察署長、市町村長ハ家畜市場開設者ニシテ家畜市場法第十六條ニ該當スル事項アリト認メタルトキハ意見ヲ具シテ速ニ之ヲ報告スヘシ
 - 五 警察署長ハ細則第八條ニ依リ検査ヲ爲シ使用上支障ナキモノト認メタルトキハ其ノ旨市場開設者ニ通知シ直チニ之ヲ報告スヘシ

改正 大正一五年縣令第八三號、昭和二年九月第九一號
山口縣魚市場規則左ノ通定ム

山口縣魚市場規則

- 第一條 本則ニ於テ魚市場トハ水産動植物ヲ競賣方法ニ依リ取引ヲ爲ス目的ヲ以テ開設スル市場ヲ謂フ
- 第二條 魚市場ヲ開設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
一 開設者ノ住所氏名生年月日、法人ニ在リテハ其ノ所在地、名稱及代表者ノ氏名
- 二 魚市場ノ名稱
- 三 魚市場ノ位置、面積及附近一キロメートル以内ノ見取圖
- 四 開設ノ時期
- 五 市場構造設備ニ關スル設計圖
- 六 業務規程
- 七 事業計畫書
- 八 第十條但書ノ場合ニ於テハ其ノ事由書及關係約款
- 第三條 魚市場ノ構造設備ハ概ネ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ水面ニ於テ主トシテ活魚ヲ取引スル魚市場ニ在リテハ知事ノ承認ヲ經テ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 一 採光換氣ニ適シ場内土間汚水溝渠及汚水溜等ハ不透透質ノ材料ヲ以テ築造シ且溝渠汚水溜ニハ覆蓋ヲ設クルコト
- 二 汚水ハ溝渠ニ依リ之ヲ汚水溜ニ排除スルコト

〔山口誓〕

- 三 場内ニ洗濯用水ノ設備ヲ有スルコト
- 四 日光ノ直射ヲ避クルニ足ル設備ヲ有スルコト
- 第四條 魚市場業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
一 取引ノ方法
- 二 手数料ノ歩合及其ノ收受方法
- 三 歩戻ヲ爲ス場合ハ其ノ歩合及交付ノ方法
- 四 賣買代金ノ收受方法
- 五 開催ノ時刻
- 六 備付クヘキ帳簿ノ種類及其ノ記載方法
- 七 前各號ノ外必要ト認ムル事項
- 第五條 魚市場開設許可期間ハ市町村、市町村組合、町村組合、漁業組合及産業組合ノ開設ニ係ルモノヲ除クノ外五年以内トス
- 期間満了後更ニ之ヲ繼續セムトスル者ハ少クモ満了ノ日ヨリ二月前ニ出願シ許可ヲ受クヘシ但シ此ノ場合第二條第三號乃至第七號ノ事項中異動ナキモノニ限り省略スルコトヲ得
- 第六條 魚市場ハ一市町村一箇所トス但シ土地ノ狀況其ノ他公益上必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 市町村、市町村組合、町村組合、漁業組合及産業組合ニ於テ魚市場開設ノ出願ヲ爲シタルトキハ出願ノ前後中間ハ私人ニ先チ之ヲ許可ス
- 第八條 魚市場ノ構造設備竣工シタルトキハ所轄警察官署ニ届出テ其ノ検査ヲ受クヘシ
- 第九條 魚市場ハ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ相續ニ依ル承繼ノ場合二十日以内ニ知事ニ届出テ爲ストキハ許可ノ效力ハ其ノ相續人ニ及フモノトス

〔山口誓〕

- 第十條 魚市場開設者ハ他人ヲシテ魚市場ノ業務ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ因リ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 魚市場ノ賣買取引ニ用フル銀貨ノ呼聲ハ圓錢又ハ貫匁ノ十進法ニ依ルノ外符號又ハ暗號ヲ用フルコトヲ得ス但シ既ニ開設ノ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ期間中ハ之ヲ妨ケス
- 第十二條 魚市場ノ開設廢止及繼承アリタルトキ及第一條第二項ノ區域指定ノ場合ハ之ヲ告示ス
- 第十三條 魚市場開設者ハ業務上左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
一 名義ノ何タルヲ問ハス委託者ヨリ手数料以外ノ給付ヲ受ケルコト
- 二 制限禁止ノ水産動植物及腐敗其ノ他衛生上危險ノ虞アルモノヲ取引スルコト
- 第十四條 魚市場開設者ハ常ニ市場ヲ清潔ニシ秩序ヲ保持スヘシ
- 第十五條 魚市場開設者ハ魚市場中見易キ處ニ手数料其ノ他取引上必要ナル事項ヲ揭示スヘシ
- 第十六條 魚市場開設者臨時ニ休業ヲ爲サムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出且豫メ公衆ノ見易キ處ニ揭示スヘシ
- 第十七條 左ノ場合ニ於テハ魚市場開設者ハ七日以内ニ知事ニ届出ヘシ
一 魚市場業務ノ開始
- 二 氏名ノ變更
- 三 解散、廢業
- 四 第十八條ノ規定ニ依リ許可ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ魚市場許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ特別ノ事由ニ因リ豫メ知事ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
一 許可ヲ受ケタル日ヨリ二月以内ニ業務ヲ開始セザルトキ
- 二 引續キ二十日以上休業シタルトキ

- 第十九條 當該官吏員ハ魚市場ノ事業及業務ニ關スル帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
- 第二十條 監督上必要アル場合ニ於テハ市場ノ位置構造設備及業務規程ノ變更其ノ他ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十一條 魚市場開設者本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ
一 業務ノ停止
- 二 許可ノ取消
- 三 第十條但書ニ依リ認可ノ取消
- 第二十二條 魚市場開設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ料科ニ處ス
一 許可ヲ受ケスシテ第二條第一項第二號乃至第七號ノ事項ノ變更ヲ爲シタルトキ
- 二 第八條乃至第十一條及第十三條乃至第十七條ニ違反シタルトキ
- 三 第十九條ニ依リ臨檢シタル官吏員ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ臨檢ヲ拒ミタルトキ
- 四 虛偽ノ報告又ハ記載ヲ爲シタルトキ
- 第二十三條 許可ヲ受ケスシテ第一條ニ該當スル市場開設シタル者又ハ第二十一條ニ依リ停止期間中及第十條但書ニ依リ認可ノ取消ヲ受ケタル者業務ヲ爲シタルトキハ五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス
- 第二十四條 魚市場開設者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ第二十二條及第二十三條ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十五條 市場開設者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人又ハ雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十六條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ處罰ス
第二十七條 本則ニ基ク願書屆書ハ所轄警察官署及市役所若ハ町村役場ヲ經由スヘシ

附則

第二十八條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十九條 明治四十四年十月十日縣令第六十三號魚市場取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第三十條 従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

山口縣魚市場規則施行手續

大正十五年七月十三日
山口縣訓令第三十四號

警察官署 市役所 町村役場

明治四十四年十月十日縣訓令第四十七號魚市場取締規則施行手續ハ之ヲ廢止シ山口縣魚市場規則施行手續左ノ通定ム
第一條 本手續ニ於テ規則ト稱スルハ山口縣魚市場規則ヲ謂フ
第二條 市役所又ハ町村役場ニ於テ規則第二條ニ依リ願書ヲ受理シタルトキハ記載事項ノ當否其他ニ付調査ノ上意見ヲ附シ所轄警察官署ニ送致スヘシ
警察官署ニ於テ前項ノ回付ヲ受ケタルトキハ規則第二條第三號及第五號ノ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
第三條 警察官署ニ於テ規則第八條ノ検査ヲ行ヒタルトキハ遲滞ナク其ノ結果ヲ報告スヘシ
第四條 警察官署ニ於テ規則第十六條ノ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ事由ヲ記シ報告スヘシ

〔山口警〕

第五條 警察官吏規則第十九條ニ依リ臨檢ヲ爲シ必要ナル事件ヲ命シ又ハ不當ノ事實アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ願書及事實ヲ報告スヘシ
第六條 規則第十八條ニ依リ許可ノ效力ヲ失ヒタル者アルコトヲ發見シタルトキハ直接當廳ニ報告スヘシ
第七條 規則第二十一條ノ處分ヲ必要ト認メタルトキハ其ノ事由ヲ記シ直接當廳ニ具申スヘシ

魚市場ノ衛生的設備ニ關スル件

大正十年六月十六日
衛第三九〇一號內務務警察兩部長通牒

各〔部長〕署長

既ニ梅雨季ニ入り漸次傳染病流行ノ季節ニ相向ヒ衛生上最モ注意警戒ヲ要スルモノ有之候折柄魚市場ノ如ク多數集合ヲ爲シ而モ保健的食料ノ取引ヲ營ム場所ニ在リテハ此際特ニ注意ヲ加ヘ場内ノ通風ヲ十分ニシ土間容器及糞蓋ノ如キハ能ク之ヲ洗滌シ又排水設備ヲ完全ニシ且汚水ヲシテ永ク汚水溜ニ停滯セシメサラシムル等ノ必要ナルハ勿論堀井戸ニ依リテ用水ヲ供給スルモノニ在リテハ此際必ラス唧筒ヲ設備セシメ以テ公衆衛生上遺憾ナカラシムル様特ニ配慮相成度此段及通牒候也
追テ今後魚市場開設許可願ニ付テハ堀井戸ニ依リ給水スルモノハ總ヘテ唧筒ノ設備ヲ爲サシムルコトニ取計相成度申添候

魚市場設備ニ關スル件

大正十二年五月十五日
地第一五三〇號內務務警察兩部長通牒

各〔部長〕署長

本月十一日山口縣令第五十六號ヲ以テ魚市場取締規則中改正相成從來請負

〔山口警〕

ト稱スルモノニ就キ明定相成候處町村公營事業タル魚市場ニシテ其ノ設備スラ之ヲ缺キ單ニ名義ニ止ル如キ事例少カラサルハ町村營造物ノ本旨ニ反シ穩當ナラサル措置ト被認候條貴管町村魚市場ニシテ右様ノモノ有之候ハ、至急其ノ設備ニ就テハ町村ヲシテ之ヲ所有セシムル様措置相成度尙漁業組合魚市場ニ就テハ右ニ準シ措置相成度依命此段及通牒候也

魚市場規則施行手續ニ關スル件

大正十五年八月四日
商第六一九號內務務部長通牒

各〔部長〕署長

大正十五年七月十三日山口縣訓令第三十四號ヲ以テ標記ノ件發令相成候處該規定中臺帳様式ヲ省略シアルモノ右ハ従前ノ例ニ依リ帳簿ノ備付ヲ爲シ開設廢止其他變更ノ生シタル場合必要事項ヲ其都度記入整理スヘキモノト御了知置相成度爲念此段及通牒候也

青物市場取締規則

昭和五年六月十七日
山口縣令第三十六號

青物市場取締規則左ノ通定ム

青物市場取締規則

第一條 本則ニ於テ青物市場ト稱スルハ一定ノ場所ニ於テ毎日又ハ定期ニ蔬菜、果物及其ノ加工品ノ賣買取引ヲ行フ市場ヲ謂フ
第二條 青物市場ヲ開設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
一 開設者ノ住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ主たる事務所所在地、名稱及代表者住所氏名）並ニ開設者二人以上ナルトキ又ハ

- 開設者法人ニシテ其ノ代表者二人以上ナルトキハ其ノ中ニ就キ本則ノ責任スヘキ者一人ノ氏名
 - 開設者必要トスル事由
 - 市場ノ名稱並位置
 - 主ナル取扱品目及一年間取扱豫想數量、價額
 - 開閉日時
 - 用地、建物其ノ他構造設備ノ概要（市場附近ノ見取圖「人家、道路ヲ表示シ其ノ距離ヲ記入ノコト」建物工作物配置圖、設計圖及構造仕様書添付ノコト
 - 工事竣工及開業豫定年月日
 - 市場存續期間
 - 創設費並其ノ出資方法及一年間ノ收支概算
 - 業務規程
 - 青物市場開設者前項第三號、第五號、第六號又ハ第十號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ關係ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
 - 第三條 青物市場ノ位置並構造設備ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
 - 一 位置ハ衛生、交通其ノ他公益上ノ支障無キコト
 - 二 建物ハ採光換氣十分ナラシムルコト
 - 三 商品置場並賣場ハ光線ノ直射ヲ避ケ其ノ地盤ハ不滲透質ノ材料ヲ用ヒ適當ノ勾配ヲ附シ汚水排除ノ設備ヲ爲スコト
 - 四 飲用適水ヲ以テ給水並洗滌ノ設備ヲ爲スコト
 - 五 牛馬糞留所及諸車、空箱類ノ置場ヲ設ケルコト
 - 六 便所及塵芥溜ヲ設ケ且ツ公衆ニ對シ其ノ臭氣ノ及ハサル様設備スルコト
- 知事ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ前各號ノ制限ヲ緩和シ又ハ更

- 二 別段ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 市場ノ名稱、位置及事務所所在地
 - 二 閉日時、休日ニ關スル規定
 - 三 取扱品目並其ノ賣買取引ニ關スル規定
 - 四 賣上金受渡方法及物品ノ管理處分ニ關スル規定
 - 五 使用料、手数料、保證金及加入金等ノ金額並其ノ徵收管理處分ニ關スル規定
 - 六 歩合金、獎勵金、割戻金等ニ關スル規定
 - 七 市場商人ノ資格並加入脱退ニ關スル規定
 - 八 違約者處分ニ關スル規定
 - 九 市場内ノ秩序維持及清潔保持ニ關スル規定
 - 十 前各號ノ外市場經營上必要ナル事項
- 第五條 青物市場ノ存続期間ハ市町村、市町村組合、町村組合、農會及産業組合ノ開設ニ係ルモノヲ除ク外五箇年以内トス
- 存続期間満了後仍繼續セムトスル者ハ期間満了ノ日ヨリ三箇月以前ニ知事ニ願出テ期間更新ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第六條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二條、第五條及第九條ノ許可ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ
- 第七條 青物市場ハ一市町村一箇所トス但シ知事ニ於テ土地ノ狀況其ノ他公益上必要アリト認ムル場合及小賣市場ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 青物市場ノ開設又ハ其ノ位置、構造設備變更ノ許可ヲ受ケタル者其ノ工事竣工シタルトキハ所轄警察署長ニ届出テ検査ヲ受ケヘシ検査ヲ受ケルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス
- 第九條 青物市場開設者ハ他人ヲシテ青物市場ノ業務ヲ營マシムルコトヲ

〔山口書〕

- 得ス、但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受ケ管理人ヲ置クコトヲ得
- 管理人設置ノ許可申請書ニハ其ノ事由ヲ具シ且ツ管理人タルヘキ者ノ履歷書ヲ添付スヘシ
- 本則中青物市場開設者ニ關スル規定ハ之ヲ管理人ニ準用ス
- 第十條 青物市場開設者ハ市場ノ名稱、開設者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)ヲ記シタル標札及業務規程ヲ場内公衆ノ見易キ場所ニ掲出スヘシ
- 第十一條 青物市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ糶賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ小賣ノ場合及業務規程ノ定ムル特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 青物市場ノ賣買取引ニ用フル價格ノ呼稱ニハ符號又ハ暗號ヲ用フルコトヲ得ス但シ貫叙ノ十進法ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 青物市場開設者ハ其ノ業務ニ關シ業務規程ニ定ムル料金ノ外何等ノ名義ヲ以テスルテ間ハス金錢物品ヲ收受シ又ハ要求スルコトヲ得ス
- 第十四條 青物市場開設者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 正當ノ理由無クシテ賣買取引ヲ拒絕、強制又ハ制限セサルコト
 - 二 場内ノ秩序ヲ保チ賣買取引ノ安全ヲ圖ルコト
 - 三 取扱物品ヲ損傷セサルコト
 - 四 常ニ場内ノ清潔ヲ保持シ商品置場並ニ賣場ノ床面ハ毎日閉場後直ニ掃除スルコト
 - 五 傳染性疾患アル者ヲシテ業務ニ關與セシメサルコト
- 第十五條 青物市場開設者ハ帳簿ヲ備ヘ取扱ヒタル物品ノ品目、數量、賣上金額、料金、賣方買方ノ氏名並代金受拂金額及其ノ月日ヲ日々記載シ滿三箇年間之ヲ保存スヘシ但シ市場ヲ使用スル者ヨリ單ニ使用料ヲ徵スルニ止マルモノニ在リテハ其ノ收入金額ノミヲ記載スルコトヲ以テ足ル

〔山口書〕

- 前項帳簿ノ記載ニ付テハ第十二條ノ規定ヲ準用ス
- 第十六條 青物市場開設者ハ毎年一月末日迄ニ前年ニ於ケル取扱物品ノ品目、數量、價額、手数料並使用料ノ金額及取引狀況ヲ記載シタル業務成績ニ市場經營ノ收支計算書ヲ添付シテ知事ニ届出ツヘシ
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ青物市場開設者ハ遲滞無ク之ヲ知事ニ届出ツヘシ
 - 一 開設者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ主たる事務所所在地、名稱及代表者住所氏名)又ハ第二條第一項第一號後段ノ代表者ニ變更アリタルトキ
 - 二 開設者死亡又ハ解散シタルトキ
 - 三 業務ヲ開始シタルトキ
 - 四 定休日以外ニ休業セムトスルトキ
 - 五 業務規程以外ノ諸規程ノ制定又ハ其ノ變更廢止ヲ爲シタルトキ
 - 六 市場ヲ廢止シタルトキ
- 前項第二號ノ場合ニ在リテハ法定ノ届出義務者又ハ清算人ヨリ之ヲ届出ツヘシ
- 第十八條 知事ハ隨時青物市場開設者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、官吏吏員ヲシテ市場ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査セシメ又ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ市場ノ移轉、改築、修繕、構造設備若ハ業務規程ノ變更其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ青物市場ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スルコトアルヘシ
 - 一 本則又ハ本則ノ規定ニ基キテ發スル命令若ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 二 期日ヲ經過スルモ工事竣工セサルトキ

- 三 許可ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以内ニ業務ヲ開始セス又ハ三箇月以上引續キ休業シタルトキ
- 四 開設者三箇月以上所在不明トナリタルトキ
- 五 開設者業務規程ニ違反シタルトキ
- 六 前各號ノ外公益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認メタルトキ
- 第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 許可無クシテ青物市場ヲ開設シ又ハ停止中業務ヲ爲シタル者
 - 二 許可無クシテ第二條第一項第三號、第五號、第六號及第十號ニ掲グル事項ヲ變更シタル者
 - 三 第十八條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者
 - 四 第十八條ノ報告又ハ検査ヲ拒ミタル者
 - 五 第八條乃至第十七條ノ規定ニ違反シタル者
 - 六 本則ニ定ムル帳簿、報告書及届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ第十八條ニ依リ臨檢シタル官吏吏員ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 第二十一條 前條ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス
- 青物市場開設者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居人、雇人其ノ他從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第二十二條 本則ニ依リ知事ニ差シ出ス書類ハ總テ町村役場又ハ市役所及所轄警察署ヲ經由スヘシ但シ第十六條ノ届書ハ警察署ヲ經由スルヲ要セ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ青物市場ノ業務ヲ營ム者ニシテ本則施行後仍繼續セムトスル者ハ昭和五年九月三十日迄ニ本則第二條第一項各號(第二號、第七號

及第八號ヲ除クノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ本則施行ノ日ヨリ二箇年同本則第二條第一項ノ
許可ヲ受ケタル者ト看做ス

青物市場取締規則取扱手續

昭和五年六月十七日
山口縣訓令第二十二號

警察署 市役所 町村役場

青物市場取締規則取扱手續ノ通定ム

青物市場取締規則取扱手續

- 第一條 本取扱手續ニ於テ規則ト稱スルハ青物市場取締規則ヲ謂フ
- 第二條 市町村長青物市場ニ關スル書類ヲ受理シタルトキハ意見アルモノ
ハ之ヲ詳具シテ所轄警察署長ニ廻付スヘシ但シ規則第十六條ノ届書ハ知
事ニ進達スヘシ
- 警察署長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ規則第二條及第五條ノ願書ニ在
リテハ出願ノ場所ニ青物市場ヲ開設セシムルノ可否、經營方法ノ適否、
交通、衛生其ノ他取締上支障ノ有無ヲ調査シテ意見ヲ詳具シ其ノ他ノ書
類ニ在リテハ記載事項ノ當否ヲ調査シテ意見アルモノハ之ヲ詳具シ知事
ニ進達スヘシ
- 第三條 警察署長規則第八條ノ検査ヲ了シタルトキハ遅滞無ク之ヲ知事ニ
報告シ同時ニ其ノ市場所在地市町村長ニ通知スヘシ
- 第四條 警察署長ハ隨時管内ニ於ケル規則違反ノ事實無キヤ否ヲ査察シ
取締上必要ナル處理ヲ爲シ重要ナル事項ニ付テハ其ノ願末ヲ報告スヘシ
- 第五條 市町村長又ハ警察署長規則第十八條及第十九條ニ依ル命令處分ノ
必要アリト認ムルトキハ意見ヲ詳具シテ速ニ報告スヘシ

〔山口警〕

蕪市場取締規則

昭和五年九月四日
山口縣令第四十七號

蕪市場取締規則左ノ通定ム

蕪市場取締規則

- 第一條 本縣内ニ於テ蕪市場ヲ開設セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ
免許ヲ受ケヘシ
- 一 開設者ノ住所氏名法人ニアリテハ其ノ主たる事務所ノ所在地、名稱
及代表者ノ住所氏名（開設者又ハ代表者二人以上ナルトキハ其ノ中
ニ付本則ノ責ニ任スヘキ者一人ノ氏名）
- 二 市場ノ名稱及位置
- 三 出荷豫定町村名並期節別取引豫定數量
- 四 一日最多取扱見込口數及數量
- 五 乾蕪機ノ種類及一晝夜ノ本乾燥能力
- 六 資本金又ハ資金融通ノ方法
- 七 業務規程及建物ノ構造並面積ヲ記載セル平面圖
- 前項書類ノ外市場開設者法人又ハ其ノ他ノ團體ナルトキハ其ノ定款又ハ
規約ヲ添付スヘシ
- 本條第一項各號ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
- 蕪市場開設者蕪市場出張所ヲ設置セントスルトキハ前各項ノ規定ヲ準用
ス
- 第二條 業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 市場及事務所ノ位置
- 二 開市期間
- 三 取引ノ開閉時刻

〔山口警〕

四 取引ノ方法

五 市場ニ於テ徵收スル料金ノ種類、金額及徵收方法

六 賣買代金ノ受渡方法

七 其ノ他業務施行上必要ナル事項

第三條 市場開設者ハ市場開始七日前迄ニ左ノ事項ヲ様式第一號ニ依リ記
載シ知事ニ届出ツヘシ

一 取引場所

二 開閉豫定期日

三 取引見込數量

前項第一號第二號ニ變更ヲ生シタルトキハ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第四條 市場開設者ハ立會ノ都度最高入札價格ヲ公衆ニ提示シ毎日立會終
了後其ノ日ノ最高及平均價格ヲ公示スヘシ

第五條 市場開設者ハ看貫ニ用ヒル風袋ニ其ノ量目ヲ表記スヘシ

第六條 市場開設者ハ日出前日没後ニ於テ取引立會ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 市場開設者ハ正當ノ理由ナクシテ開市期間中請ノ取引ヲ拒ムコト
ヲ得ス

第八條 市場開設者ハ左記事項ヲ帳簿ニ記載シ其ノ閉鎖後二年間之ヲ保存
シ當該官吏員ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

一 毎日ノ購者別取引數量並價格

二 毎日ノ賣一疋ノ最高最低並平均價格

第九條 市場開設者ハ市場閉鎖後二十日以内ニ様式第二號ニ依ル報告書ヲ
知事ニ差出スヘシ

第十條 知事ハ何時ニテモ市場開設者ニ對シ報告ヲ求メ検査ヲ爲シ其ノ他
取締上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 知事ニ於テ必要アリト認メタルトキハ市場開設者ニ對シ市場ノ

- 設備並取引方法其ノ他ニ關シ指示スルコトアルベシ
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第一條第三條第四條第五條第六條第七條第九條ニ違反シタルトキ
- 二 第八條ノ帳簿ヲ備付ケザルトキ
- 三 第八條ノ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 四 第八條ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ保存ヲ爲サス若ハ當該官吏
吏員ノ請求ニ對シ之ヲ提示セザルトキ
- 五 第十條第十一條ニ基キ發セラレタル命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ業務ヲ停止シ若ハ免許ヲ取消
スコトアルベシ
- 一 第六條ニ違反シタルトキ
- 二 第十條ニ依リ發セラレタル命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 三 第十一條ニ依リ指示セラレタル事項ニ違反シタルトキ
- 四 正當ノ事由ナクシテ一年間業務ヲ行ハザルトキ
- 第十四條 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄蕪業取締所ヲ經由スヘ
シ

附則

第十五條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ認可セラレタル蕪取引市場
ハ本令ニ依リ之ヲ免許シタルモノト看做ス

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

取引場所開始豫定期日 閉鎖豫定期日 取引見込數量

右及届出候也	年	月	日	月	日	日	日
--------	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

住所(所在地)

氏

名(名稱) 印

知事宛

第二號

春(夏秋)滿市場成績報告

閉鎖月日	月	日	取引日數	取引日數及數量並	價額	一疋最高價格	一疋最低價格	一疋平均價格	白滿(上滿)黃滿(上滿)	玉滿	屑滿	計	取引日數	口數	日取最多數量	日取	人	縣外ノ者	者數	縣内ノ者	購滿	開始月日	月	日
	日	日																				日	日	日

〔山口警〕

右滿市場取締規則第九條ニ依リ及報告候也

年 月 日

住所(所在地)

氏

名(名稱) 印

知事宛

一 乾滿取引ヲ爲シタルトキハ朱書スヘシ

二 取引場所毎ニ別表トナスヘシ

第七章 無盡 割賦販賣

●有價證券月賦販賣ニ關スル件

大正八年四月十二日
保第四八八七號警察部長指示

各署長宛

客年九月一日有價證券割賦販賣法ニ依リ免許ヲ受ケタル營業者左記ノ通リ警視廳ヨリ照會有之候條相當取締セラルヘシ

〔山口警〕

免許年月日	營業所	名稱
大正七年九月二日	麹町區内山下町一ノ五	株式會社勸業債券月報社
同年九月十四日	日本橋區本石町三ノ六	日本勸業信託株式會社
同年九月二十三日	京橋區鹽町二四	濱田債券株式會社
同年九月二十五日	麹町一〇ノ八	日本厚生株式會社
同年十一月十六日	京橋區日吉町一	帝國公債株式會社
同年十一月二十五日	日本橋區通二ノ一六	東京第一債券株式會社
同年十一月二十九日	同區南茅場町四〇	日本證券株式會社
同年十二月十三日	同區坂本町楓河岸一九	旭證券株式會社
同八年一月十七日	牛込區新小川三二ノ八	東京殖産合資會社
同八年一月二十二日	京橋區三十間堀二ノ九	日本國債株式會社

同年三月一日	神田區錦町三ノ一八	佐藤商店債券部
同年三月十八日	日本橋區本町一ノ一五	內國勸業株式會社
同年四月二日	同區鐵砲町二五	日本興業公債株式會社

第八章 度量衡

● 度量衡取締規則

大正五年十二月十二日
山口縣令第四十五號

大正二年六月山口縣令第三十九號度量衡取締規則左ノ通改正ス

第一條 度量衡取締規則

本則ニ於テ營業者ト稱スルハ度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ使用者ト稱スルハ業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル者ヲ謂フ

第二條 度量衡器第一種取締ハ度量衡器取締官吏第二種取締ハ度量衡器取締官吏又ハ警察官吏ヲシテ之ヲ執行セシム

取締ヲ行フ官吏ハ度量衡器ニ就キ度量衡法第八條各號ノ一ニ該當スル疑アルトキ其ノ他取締上必要アリト認ムルトキハ使用者ニ對シ修覆補充若ハ使用停止ヲ命シ又ハ一定ノ場所ヲ指定シテ度量衡器ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第三條 使用者ハ左記各號ノ一ニ該當スル度量衡器ヲ業務上取引若ハ證明ヲ爲スヘキ場所ニ置キ又ハ行商ノ際携帯スルコトヲ得ス

- 一 度量衡法第八條各號ノ一ニ該當スルモノ
- 二 前條第二項ニ依リ使用停止ヲ命セラレタルモノ
- 三 秤秤ノ取緒繻絲血紐又ハ鈎紐ノ切斷セルモノ
- 四 容量又ハ重量ニ影響ヲ及ボス附著物アル量衡器

第四條 度量衡法施行細則第四十八條第一項ニ依リ第一種取締執行ノ場合ニ於テハ使用者ハ其ノ検査ヲ受ケヘキ度量衡器ヲ指定ノ日時ニ於テ指定ノ場所ニ提出スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ此ノ限ニ在

第六編 産業 第八章 度量衡

〔山口警〕

ヲス

- 一 陶器磁器若ハ玻璃製度量衡器
- 二 秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下又ハ一釐未滿ノ重量ヲ感スル天秤
- 三 土地又ハ建物ニ取付ケラレタル度量衡器
- 四 秤量三百貫又ハ之ニ相當スル重量以上ノ秤量ヲ有スル秤

第五條 第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器ニ押捺スヘキ検査印ハ度量衡器ノ左ノ部分ニ之ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附スルコトアルヘシ

- 一 度量器
檢定證印ノ傍但シ竹製ノモノニ在リテハ裏面
檢定證印ノ傍但シ圓壩形枱ニシテ木製把手アル
モノニ在リテハ把手、金屬製枱ニ在リテハ底面
又ハ側面
- 二 枱及斗概
檢定證印ノ傍但シ竹製ノモノニ在リテハ裏面
檢定證印ノ傍但シ圓壩形枱ニシテ木製把手アル
モノニ在リテハ把手、金屬製枱ニ在リテハ底面
又ハ側面

- 三 臺秤及上皿秤秤
桿ノ末端
- 四 天秤及其ノ他ノ秤
皿アルモノハ皿又ハ皿受、皿ナキモノハ鈎又ハ桿ノ末端

第六條 營業者ハ營業ノ種類ニ從ヒ營業種別營業所及營業者ノ氏名又ハ商號ヲ表示シタル標札ヲ營業所ノ見易キ場所ニ提出スヘシ

第七條 營業者自ラ營業ニ從事スルコトヲ得サルトキハ業務擔當者ヲ定メ之ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條 營業者ニシテ秤秤ノ取緒繻絲血紐又ハ鈎紐ニシテ金屬ニアラサルモノノ修覆ヲ其ノ營業所外ニ於テ爲サムトスルトキハ豫メ其ノ場所及期間ヲ知事ニ届出ツヘシ

第九條 營業者度量衡法施行細則第十條ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 新設又ハ變更セムトスル事由

- 二 新設又ハ變更セムトスル位置
- 第十條 度量衡法施行細則第十八條第二項ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 製作又ハ修繕ヲ爲ス場所及豫定期日
 - 二 度量衡器ノ種類全長全量若ハ秤量及個數
 - 三 製作又ハ修繕ヲ要スル事由
- 第十一條 營業者度量衡法施行細則第十九條但書ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ願書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 販賣ヲ爲サムトスル事由
 - 二 販賣ヲ爲サムトスル場所
 - 三 販賣ヲ爲サムトスル期間
- 第十二條 營業者ハ其ノ營業ノ種類ニ依リ修繕簿又ハ販賣簿ヲ備ヘ別記第一號記載事項ヲ記入シ且第二號様式ニ依リ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日ニ至ル一箇年間ノ營業報告書ヲ調製シ毎年四月十五日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
 - 一 修繕簿及販賣簿ハ附込終了後五箇年間ハ其營業ノ存続スルト否トニ關セズ之ヲ保存スヘシ
 - 二 營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキ又ハ營業者死亡シ相續人其ノ營業ヲ承繼セザルトキハ本人又ハ相續人ニ於テ其ノ期間ニ於ケル營業報告書ヲ作製シ免狀返納ト同時ニ之ヲ知事ニ差出スヘシ
- 第十三條 度量衡免許ニ關スル願書ハ町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ
 - 一 本則第八條ニ依ル願書ハ警察官署ヲ經由スヘシ
 - 二 度量衡法施行令第九條但書及度量衡法施行細則第十八條第二項ニ依ル願書並同細則第十七條ノ願書ハ山口縣度量衡器檢定所ヲ經由スヘシ

〔山口警〕

- 第十四條 瓦斯供給事業者ハ毎年十二月末日現在使用ニ係ル瓦斯「メートル」ノ數ヲ第三號様式ニ依リ翌年一月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ
 - 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 正當ノ事由ナクシテ第二條第二項ノ修繕補充又ハ提出ヲ拒ミ若ハ之ヲ怠リタル者
 - 二 營業者ニシテ帳簿又ハ證明書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ其ノ記載ヲ怠リタル者及營業報告書ニ虛偽ノ記載ヲナシ又ハ其ノ提出ヲ怠リタル者
 - 三 第三條第七條又ハ第八條ニ違反シタル者
- 附則
- 本則ハ大正六年一月一日ヨリ施行ス
- 第一號 記載事項
- 度量衡器修繕簿
- 種類、全長、全量、秤量、重量、番號、箇數、受入日、引渡日、依頼者住所氏名
- 度量衡器販賣簿
- 販賣日、種類、個數、價格、卸賣ノモノニ在リテハ其ノ卸賣先
- 帳簿ノ調製及記載ニ關スル注意
- 一 種類ハ度量器ニ在リテハ直尺、曲尺、疊尺、卷尺、鏈尺、縮尺、量器ニ在リテハ金屬製樹及珫瑯塗樹、玻璃製樹及陶磁器製樹、圓錐形木製樹、方形木製樹、斗概、化學用量器、瓦斯「メートル」、衡器ニ在テハ天秤及上皿天秤、臺秤及自働秤、上皿桿秤及十分秤、桿秤、定錘及定量增錘トナスヘシ
 - 二 販賣簿ハ卸賣ト小賣トチ分チテ口座ヲ設ケ又ハ別冊ト爲スヘシ但シ卸賣ニ在リテハ卸賣先別ニ口座ヲ設ケルコトヲ妨ケス

- 三 販賣簿ハ各種別毎二月計ヲ附スヘシ
- 〔様式略ス〕

〔山口警〕

● 度量衡取締規則施行手續

大正五年十二月十二日
山口縣訓令第二十七號

〔郡市役所 警察署 (同分署) 町村役場〕

大正二年六月山口縣訓令第三十五號、度量衡取締規則施行手續左ノ通改正ス

- 第一條 度量衡取締規則施行手續
- 第二條 警察官署長及市町村長ハ常ニ營業者及使用者ヲ監視シ度量衡法令ノ趣旨ヲ徹底シ違反者ナカラシムル様努ムヘシ
- 第三條 警察官署長ハ毎年一回以上第二種取締ヲ執行スヘシ
- 第四條 第一種取締執行ノ際ハ市町村長ハ左ノ事務ニ就キ補助ヲ爲スヘシ
 - 一 度量衡器提出場所ニ指定セラレタル地ノ市町村長ハ検査場所ノ位置ヲ選定シ之ヲ關係市町村長及警察官署長ニ通知スルコト
 - 二 検査ノ混雜ヲ避クル爲豫メ地區ヲ適宜ニ區分シ各提出時刻ヲ分チ器物ヲ提出セシムルコト
 - 三 前二號ニ依リ定メラレタル提出日時検査場所ハ確實ナル方法ニ依リ之ヲ一般ニ通告スルト共ニ使用者ニ對シ第一號様式ノ通告書ヲ配付スルコト
 - 四 提出場所ニ指定セラレタル地ノ市町村長ハ必要ノ器具ヲ準備シ検査

- 用具ヲ保管シ且諸般ノ便宜ヲ圖ルコト
- 五 検査當日ハ必要ノ吏員ヲ派遣シ度量衡器取締官吏ノ指示ニ從ヒ受檢器物ノ記載及受渡ヲナサシムルコト
- 六 検査終了後ハ受檢渡ナキヤ否ヲ調査シ若シ未提出者アリタルトキハ最寄検査場ニ提出セシムルコト
- 第四條 警察官署長ハ第一種取締執行ノ際ハ部下ノ官吏ニシテ之ニ立會ノ上左ノ事務ニ付補助ヲナサシムヘシ
 - 一 度量衡器ニシテ不合格ト爲リタル者ニ注意ヲ與フルコト
- 第五條 警察官署長ハ第二條ニ依リ取締ヲ爲スノ外第一種取締執行後遲滞ナク其ノ區域内ニ於ケル第二種取締ヲ執行シ直ニ其ノ成績ヲ別記第二號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ
- 第六條 警察官署長ハ別記第三號様式ニ依リ違反者名簿ヲ備ヘ必要ノ事項ヲ記入シ且其ノ違反者カ營業者ナルトキハ其ノ氏名及違反事項ヲ直ニ知事ニ報告スヘシ
- 第七條 市町村長ハ營業者ニシテ度量衡法施行令第三條第一項第一號第二號又ハ第五號ニ該當スル者アルトキハ事實ヲ詳具シ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第八條 警察官署長ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ニ執行セル第二種取締成績ヲ別記第二號様式ニ依リ毎年四月三十日迄ニ知事ニ報告スヘシ
- 第九條 警察官署長及市町村長ハ度量衡ニ關スル犯罪豫防ニ關シ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ニ新ニ施設シタル事項並從來施設シタル事項ニシテ著シキ效果アリト認ムルモノニ付テハ其ノ要領ヲ毎年四月二十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第六編 産業 第八章 度量衡
第一號様式 (省略)
第二號様式

其ノ一

市町村名	取締ヲ執行シタル戸數	度	告發ニ係ル器物ノ數	告發ニ係ル器物ノ數	計	告發ニ係ル犯罪者ノ數	計
			器	衡	器	計	他
前年度分							

注意

- 一 同一市町村ニ於ケル同一人ニ付二回以上取締ヲ執行シタル場合ニ在リテハ其ノ戸數ハ一戸トシテ計算スヘシ
- 一 告發ニ係ル犯罪者中度量衡器ノ製作修復又ハ販賣營業ノ免許ヲ受ケタル者ノ數ハ之ヲ營業者ノ欄ニ、度量衡器ヲ取引上若ハ證明上ニ使用スル者ノ數ハ之ヲ使用者ノ欄ニ、免許ヲ受ケスシテ度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣營業ヲナシタル者ノ數ハ之ヲ其ノ他ノ欄ニ記入スヘシ
- 一 前年度ニ比シ著シク増加減少アルモノニ付テハ其ノ事由ヲ備考トシテ記入スヘシ

其ノ二

違反條項	告發ニ係ル器物ノ數	告發件數	備考
細則第	條違反		
何々、々、々、			

〔山口警〕

其ノ三

種別	度	器	量	器	衡	器	計	備考
第一種取締ヘ提出ヲ命ジタルモノ								
檢定請求ヲ命ジタルモノ								
使用停止ヲ命ジタルモノ								
修復ヲ命ジタルモノ								
任意破棄シタルモノ								
何								
計								

〔山口警〕

第三號様式

違反者ノ職業及住所氏名	違反事項及違反ニ係ル器物數	發見ノ年月日	處分ノ要項	犯則器物ノ措置	備考

● 度量衡器取締ニ關スル件

明治四十四年十一月十六日
保第一二一〇七號警察部長指示

醫師藥劑師其ノ他業務上調劑ノ爲英米兩國ニ於テ使用スル「メナム」「フルイド」「ドラム」「オンス」ノ名稱ニ依ル液量器並ニ「スクーパー」ス「ドラム」ノ名稱ニ依ル分釣ヲ使用スル向有之候趣ニ候得共右ハ法定ノ名稱命位ニ依ル度量衡器即チ量器ハ「リットル」「ガロン」衡器ハ「貫」「斤」「瓦」「ゲレイン」「オンス」「ポンド」等ヲ使用スヘキ義ニ有之候條心得違無之様取締方御取計相成度此段及通牒候也

第九章 製品 輸出品

〔山口警〕

●英皇室御紋章附製品輸入禁止ニ 關スル件

大正十二年六月三十日
保第七一一一號警察部長指示

各署長宛

本件ニ關シ左記ノ通り在カルカッタ淵總領事ヨリ外務省ニ對シ電報アリタ
ル旨警保局長ヨリ通牒有之候條相當注意セラルヘシ
別紙 (寫)

商報第五八二號(二二、六、十三)外務省

東京著一二、六、十三在「カルカッタ」淵總領事來電

英皇室御紋章附製品輸入禁止(印度)

印度政府ハ海關條例ニ基キ英領以外ヨリ輸出シ若クハ英領以外ニ於テ製造
シタル物品ニ英國皇室御紋章ヲ附シタルモノ、輸入ヲ禁止スル旨發表セリ

●米國ニ於ケル獸類内臟物輸入取 締ニ關スル件

昭和二年九月十九日
衛第八五五三號警察部長指示

各署長宛

米國農務省ハ命令(ビー、エー、アイ、オー、デー第三〇五號)ヲ以テ動物内
臟皮(ソーセーザノ外皮ノ類)ヲ米國へ輸入スル場合ハ右原産國ニ於ケル當
該主任技術官ノ署名ヲ附シタル證明書添付ヲ要スルコトニ定メタル趣ニ付
爾今本件該當品輸出者アルトキハ豫メ報告シ證明書交付ヲ受ケシメラルヘ
シ

追テ本縣ニ於ケル當該主任技術官ハ左記ノモノトス

記

山口縣衛生技師

川本 良策

第十章 國有產物採取

●國有產物採取規程

大正十四年六月二十三日
山口縣令第四十六號

改正 昭和二年九月縣令第八九號
國有產物採取規程別冊ノ通定ム

國有產物採取規程

- 第一條 本規程ニ於テ產物ト稱スルハ內務省所管ノ國有土地水面ノ木、竹、雜草、土石、砂利等ヲ謂フ
- 第二條 本規程ハ市町村其他ノ公共團體又ハ私人ニ於テ維持修繕ノ費用ヲ負擔スル堤塘、用惡水路、土居敷等ニ屬スル產物ノ採取ニ關シテハ之ヲ適用セス
- 第三條 產物ノ採取ヲ爲サムトスル者ハ第一號様式ニ準スル願書ヲ提出シ當廳ノ許可ヲ受クヘシ必要ト認ムルトキハ採取場所、數量、代金額其他ノ事項ヲ制限若クハ變更シ又ハ條件ヲ附シテ許可スルコトアルヘシ
- 第四條 採取產物ニ對シテハ代金ヲ徵收ス但シ公共用又ハ公益事業ニ使用スルモノニ在リテハ徵收セサルコトアルヘシ
- 第五條 產物ノ採取ヲ許可シタルトキハ第二號様式ノ許可證ヲ交付ス有償ヲ以テ許可シタルトキハ當廳ノ指定スル所ニ從ヒ代金ヲ納入シタル後ニアラサルハ產物ヲ採取スルコトヲ得ス
- 第六條 產物採取ノ許可ヲ受ケタルモノハ許可ノ條件ヲ以テ指定スル事項ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 採取中ハ許可ヲ受ケタルモノ現場ヲ監督スルカ又ハ相當ノ監督者ヲ附シ採取上不和合ノ行爲ナカラシムヘシ

- 二 採取ニ從事スル者ハ常ニ採取許可證ヲ現場ニ携帯スヘシ
數箇所ニ互リ許可ヲ受ケタル產物ヲ同時ニ採取スル場合ニアリテハ各箇所毎ニ前項許可證ノ正本又ハ寫ヲ携帯スヘシ
- 三 主務官吏、吏員又ハ警察官吏前項許可證ノ提示ヲ要求シタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 四 河川又ハ海面ニ於ケル土石、砂利等ノ採取ヲ爲ス場合ニアリテハ流水ヲ停滯セシメ又ハ工作物ニ害ヲ及ボシ若クハ漁業ニ損害ヲ生スヘキ作業ヲ爲スコトヲ得ス
- 五 前號採取跡地ハ附近ト馴合ヨリ高低切均ヲ爲スヘシ
- 六 採取物件ハ直チニ國有土地水面ノ區域外ニ之ヲ搬出スヘシ
- 第七條 許可ヲ受ケタル者ハ其ノ權利義務ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得
- 第八條 左ノ場合ニ在リテハ許可ヲ受ケタル者ノ權利義務ヲ承繼スルコトヲ得
 - 一 許可ヲ受ケタル者死亡シタルトキ其ノ相續人ニ於テ承繼セムトスルトキ
 - 二 許可ヲ受ケタル社會合併ニ因リテ消滅シタルトキ合併後存續スル會社又ハ合併ニ依リ成立シタル會社ニ於テ承繼セムトスルトキ
- 第九條 前項ノ場合ニアリテハ相續開始又ハ合併登記ノ日ヨリ一箇月以内ニ承繼ヲ證スル書面ヲ添付シ届出ツルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス
- 第十條 許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人又ハ使用人ヲ採取ニ關シテ爲シタル行爲ニ付其責ニ任スヘシ
- 第十一條 共同ニテ出願許可ヲ受ケタル者ハ本規程又ハ許可ノ條件ニ基テ義務ヲ連帶シテ履行スル義務ヲ負フモノトス
- 第十二條 採取期間満了シタルトキハ許可ノ效力ヲ失フ
- 第十三條 前項ノ場合ニ於テ搬出未済ノ物件アルトキハ國有ニ歸シ既納ノ代金ハ之

ヲ還付セス

第十二條 左ノ場合ニ在リテハ許可ヲ取消シ採取地ノ原狀回復若クハ損害補償ヲ命スルコトアルヘシ

一 第六條第七條第十條ヲ遵守セザルトキ

二 不正ノ手段ニ依リ許可ヲ受ケタルコトヲ發見シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ既納ノ代金ハ之ヲ還附セス

第十三條 公益上必要アルトキハ許可ヲ取消シ又ハ條件ヲ變更シ若クハ一時其ノ採取ヲ停止セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ請求ニ依リ既納ノ代金ハ全部又ハ一部ヲ還付ス

第十四條 許可ヲ受ケタル者ハ產物採取ノ目的物ノ瑕疵又ハ數量ノ不足若クハ採取不能ヲ原因トシテ既納代金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第十五條 本規程ニ依ル願肩書類ハ地盤市役所、町村役場及地盤擔任ノ土木出張所ヲ經由スヘシ但シ町村其ノ他ノ公共團體ノ出願ナルトキハ所轄郡役所擔任土木出張所ヲ經由スヘシ

第十六條 許可ヲ受ケスシテ產物ヲ採取シタル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ拘留ニ處ス

附則
本規程ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行前從前ノ規程ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本規程ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ請書未提出ノモノニアリテハ從前ノ規程ニ依リ提出スヘシ

明治三十七年六月山口縣令第二十八號官有土地賣貸及產物賣渡ニ關スル規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

甲號 (代金國庫收入ノ分)

第六編 産業 (終)

〔山口縣〕

採取場所	產物種類數	量	單位	代價總額	用途採取期間	出願年月日		許可年月日		許可ヲ受ケタル者ノ住所氏名
						昭	和	年	月	
國有產物採取規程						山口縣				
(第五條第二項第六條第十一條ヲ記載ス)										

第七編 工場

第七編 工場

工場法施行細則

昭和二年四月十五日
山口縣令第四十八號

改正 昭和四年八月山口縣令第八三號
大正五年八月山口縣令第二七號工場法令施行細則左ノ通改正ス

工場法施行細則

第一條 本則ニ於テ法ト稱スルハ工場法、施行令ト稱スルハ工場法施行令、施行規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ謂フ

第二條 工業主其ノ工場ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ十日以内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

一 工場名、工場所在地、工業主ノ住所氏名

二 事業ノ種類

三 常時使用スル職工數

(イ) 男 十六歳未満
十六歳以上

(ロ) 女 十六歳未満
十六歳以上

四 原動機ヲ使用スル工場ニ在リテハ其ノ種類個數及其ノ實馬力數並自家用發電機ヲ有スルモノハ其ノ容量(キロワット)數交流ニ在リテハ相周波數直流ニ在リテハ線式)及個數

五 建物ハ平家建二階建等ノ別及用途別坪數(二階以上ニ在リテハ各層ノ坪數)寄宿舎ニ在リテハ各室ノ定員

第六 常時五十人未満ノ職工ヲ使用スル工場ニ在リテハ始業終業ノ時刻、

第七編 工場

〔山口縣〕

休憩時間、休日並其ノ配置ニ關スル事項、就業時ノ轉換ニ關スル事項、賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項、食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項、賞與並制裁ニ關スル事項、寄宿舎又ハ舎宅ニ關スル事項

工業主其ノ工場ヲ廢止スル場合ヲ除ク外法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第三條 工業主事業廢止及休業ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

一 事業廢止(休業)ノ事由

二 廢止(休業)當時ノ職工數

(イ) 解雇職工數
男 人 十六歳未満
十六歳以上

(ロ) 殘留職工數
男 人 十六歳未満
十六歳以上

女 人 十六歳未満
十六歳以上

三 解雇手當ヲ支給シタル職工數並手當ノ支給標準ノ大要

四 歸郷旅費支給職工數並支給ノ概況

五 其ノ他ノ措置ヲ爲シタル職工數並其ノ概況

工業主休業工場ノ事業ノ一部若ハ全部ヲ開始シタルトキハ其ノ年月日及就業職工數ヲ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第四條 工業主法第四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 一定時ノ始業終業ノ時刻

二 延長セムトスル時間

第七編 工場

- 三 時間ノ延長ヲ必要トスル事由
 - 四 作業ノ種類
 - 五 就業セシメムトスル職工數並十六歳未満ノ者及女子ノ員數
 - 六 期間
- 第五條 工業主法第七條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 一定時ノ始業終業時刻
 - 二 休憩時間並其ノ配置
 - 三 休憩時間ヲ一齊ニ與フルコト能ハサル事由
 - 四 作業ノ種類
 - 五 就業職工數並十六歳未満ノ者及女子ノ員數
 - 六 期間
- 第六條 工業主法第七條第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 一定時ノ始業終業ノ時刻
 - 二 休憩時間並其ノ配置
 - 三 夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間及之ヲ設クル事由
 - 四 作業ノ種類
 - 五 就業職工數並十六歳未満ノ者及女子ノ員數
 - 六 延長セムトスル時間
 - 七 期間
- 第七條 工業主法第八條第二項ノ規定ニ依リ許可又ハ法第八條第四項ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 一定時ノ始業終業ノ時刻
 - 二 休憩時間休日並其ノ配置

〔山口誓〕

- 三 避ケヘカラサル事由ニ因リ臨時必要ナル事由又ハ季節ニ依リ繁忙ナル事由
 - 四 作業ノ種類
 - 五 延長スヘキ時間又ハ廢止スヘキ休日及其ノ期間
 - 六 十六歳未満ノ者及女子ノ員數午後十時ヲ過キテ就業セシムルモノニ在リテハ十六歳以上ノ女子ノ員數
- 工業主法第八條第三項ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ前項各號ニ準シ届出ツヘシ
- 第八條 工業主法施行規則第四條ノ規定ニ依リ届出ツヘキ書類ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 一定時ノ始業終業ノ時刻
 - 二 休憩時間休日並其ノ配置
 - 三 急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル事由
 - 四 作業ノ種類
 - 五 延長スヘキ時間又ハ廢止スヘキ休日並其ノ期間
 - 六 十六歳未満ノ者及女子ノ員數午後十時ヲ過キテ就業スルモノニ在リテハ十六歳以上ノ女子ノ員數
- 第九條 工業主法施行令第七條ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 職工ノ住所氏名年齢
 - 二 雇入年月日
 - 三 當該職工ノ當時就業セル作業ノ種類
 - 四 負傷又ハ疾病ニ罹リタル年月日時場所並其ノ原因動機
 - 五 職工重大ナル過失ヲ證スヘキ事項

〔山口誓〕

- 六 危害防止装置ノ有無及其ノ構造
 - 七 醫師ノ診断書
- 第十條 工業主法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 扶助料ノ支給ヲ受ケヘキ者ノ住所氏名及職工トノ續柄
 - 二 分割支給ヲ必要トスル事由
 - 三 扶助料ノ種類及金額
 - 四 分割支給回数期間及毎回支給スル金額
- 第十一條 工業主法施行令第二十四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項中其ノ受ケムトスル事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシムル場合ニ在リテハ賃金ニ對スル貯蓄金ノ割合及貯蓄ノ方法
 - 二 賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲ス場合ニ在リテハ職工ノ利益トナルヘキ事由給付スヘキ物品ノ名稱價格數量給付ノ方法
 - 三 職工ノ雇入契約ニ違反シ其ノ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル一部及全部ヲ交付セサルトキハ其ノ事由並金額
- 前項第一號ノ場合ニ於テ工業主職工ノ貯蓄金ヲ管理スルトキハ第十二條ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ
- 工業主第一項ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遅滞ナク届出ツヘシ
- 第十二條 工業主法施行令第二十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 貯蓄金管理ノ方法
 - 二 利率及計算期
 - 三 拂戻方法

第七編 工場

- 工業主職工ノ貯蓄金管理ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ貯蓄金全額戻明細書ヲ添付遅滞ナク届出ツヘシ
- 第十三條 工業主其ノ管理スル職工ノ貯蓄金ハ毎年一回以上其ノ現在高チ當該職工ニ知ラシムヘシ
- 前項ノ外職工ヨリ請求アルトキハ當該職工ノ貯蓄金ニ關スル書類ハ之ヲ閱覽セシムヘシ
- 第十四條 施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主職工ノ賃金ヲ支拂ヒ又ハ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ
- 一 職工カ戸主又ハ家族ノ負傷若ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲必要ナルトキ
 - 二 職工ノ收入ニ依リテ生計ヲ維持スル者ノ出產ノ費用ニ充テムトスルトキ
 - 三 水火災盜難其ノ他ノ災害ニ因リ支出セムトスルトキ
 - 四 其ノ他已ムテ得サル事由アルトキ
- 第十五條 工業主法施行令第二十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ解雇ノ豫告若ハ解雇手當ノ支給ヲ要セサル期間延長ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ申請スヘシ
- 第十六條 工業主法第十八條第三項ノ規定ニ依リ工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ管理セシムル工場名工場管理人ヲ選任スル事由、工場管理人タルヘキ者ノ履歴書及選任契約書ノ寫ヲ添付申請スヘシ
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人ニ選任スルコトヲ得
- 一 未成年者禁治產者又ハ準禁治產者
 - 二 家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ未タ復權セサル者
 - 三 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル後滿二年ヲ經過セサル者

第七編 工場

四 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル後滿三年ヲ經過セザル者

十日迄ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

五 工場管理ニ付實権ヲ附與セラレサルモノト認ムル者

第二十二條 工業主工場毎ニ賃金精算簿ヲ備付職工毎ニ各支拂期ノ賃金總額ヲ記載スヘシ

工場管理人ノ認可ヲ受ケタル後前項第一號乃至第四號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ認可前ノ事實發覺シタルトキハ認可ノ效力ヲ失フ

賃金精算簿ニハ出勤日數定時時間外作業ニ對スル割増賃金額請負單價出來高數量其ノ他賃金計算ノ基礎トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

工場管理人所在不明トナリタルトキ亦同シ

第二十三條 工業主毎年六月中職工ノ健康診斷ヲ施行シ其ノ結果ハ翌月十日迄ニ様式第三號ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

工業主工場管理人カ前二項ニ該當ノ事實アルコトヲ知りタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

季節工場ニ在リテハ作業開始ト同時ニ職工ノ健康診斷ヲ施行シ前項ニ準シ知事ニ届出ツヘシ

第十八條 知事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

知事ハ前二項ノ健康診斷ノ外必要アリト認ムルトキハ工業主ニ對シ臨時ニ職工ノ健康診斷ヲ施行セシムルコトアルヘシ

一 工場法令ニ違反シタルトキ

第二十四條 工業主様式第四號ニ依リ職工患者名簿ヲ作成シ工場毎ニ之ヲ備付所定事項ヲ記載スヘシ

二 公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ別ニ口座ヲ設ケ記載スヘシ

三 工場管理ニ付實権ヲ有セズト認ムルトキ

第二十五條 工業主職工ニ貯蓄ヲ爲サシムルトキハ様式第五號ノ貯蓄金臺帳ヲ作成シ之ヲ工場毎ニ備付所定ノ事項ヲ記載スヘシ

四 工場管理ニ適セザル者ト認ムルトキ

貯蓄金臺帳ハ其ノ使用ヲ終リタル後三年之ヲ保存スヘシ

第十九條 工業主様式第一號ニ依リ原簿ヲ作成シ之ヲ工場毎ニ備付施行令第五條乃至第七條第八條第九條又ハ第十四條ノ規定ニ依リ療養扶助、各扶助料又ハ葬祭料ノ支給ヲ爲シタルトキハ様式甲ニ依リ職工扶助原簿ニ種別毎ニ口座ヲ設ケ所定事項ヲ記載シ施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ノ支給ヲ爲シタルトキハ様式乙ニ依リ歸郷旅費支給原簿ニ所定事項ヲ記載スヘシ但シ便宜上合冊スルモ妨ケナシ

第二十六條 工業主徒弟ヲ收容シタルトキハ様式第六號ニ依リ徒弟名簿ヲ作成シ工場毎ニ備付所定ノ事項ヲ記載スヘシ

第二十條 工業主職工ニ關係アル諸規則規約等ヲ制定シタルトキハ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ諸規則規約等ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十七條 工業主工場醫ヲ雇入若ハ囑託シタルトキハ住所氏名年齢及經歷ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第二十一條 工業主施行令第五條乃至第七條第八條第九條又ハ第十四條ノ規定ニ依リ療養扶助各扶助料葬祭料ノ支給ヲ完了シ又ハ施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ノ支給ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依リ翌月

第二十八條 本則ニ依リ提出スル申請又ハ届書ハ未成年者又ハ禁治産者ニ

〔山口書〕

〔山口書〕

在リテハ其ノ法定代理人準禁治産者ニ在リテハ其ノ保佐人妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

附則 (昭和二年四月山口縣令第四十八號ヲ以テ改正、昭和四年九月一日ヨリ施行)

法定代理人保佐人又ハ夫ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ届出ツヘシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 法施行令施行規則及本則ニヨリ提出スル申請書又ハ届書ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

大正五年八月山口縣令第二十七號工場法令施行細則及大正七年二月山口縣令第三號工場災害事故ニ關スル届出ノ件ハ之ヲ廢止ス

第三十條 施行規則第二十七條ノ適用ヲ受ケル工場ニハ第二條(第一項第六號中賃金支拂及時期、食費其ノ他ノ負擔、賞與並制裁寄宿舍又ハ住宅ニ關スル事項ヲ除ク)第三條(第一項第三號乃至第五號ヲ除ク)第四條乃至第八條第十六條乃至第十八條第二十八條及第二十九條ノ規定ヲ適用ス

本令第十六條トアルハ昭和四年六月三十日迄ハ之ヲ十五歲トス

様式第一號(甲) (美濃紙)

本則第二十三條ノ職工ノ健康診斷ハ當時五十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ニハ當分ノ内ニ之ヲ適用セス

氏名	年齢	年業	傷病	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	扶助	打切	遺族	祭葬	備考

様式第一號(乙) (美濃紙)

氏名	生年月日	支給原因	歸郷場所	支給金額	内訳
					何々 何々 何々 何々

様式第二號(甲) (美濃紙)
年 月分(月 日)

工場所在地
工場名
工業主(又ハ管理人) 氏 名

山口縣知事宛
職工何々扶助届

住所氏名	年齢	作業ノ種類	扶助ノ事由	支給歩合	扶助金額	休日數	支給方法

記載心得
一本表ハ療養ノ扶助各扶助料葬祭料ノ別ニ作成スルコト

〔山口誓〕

様式第二號(乙) (美濃紙)

住所氏名	生年月日	支給ノ原因	歸郷先	支給額

山口縣知事宛
歸郷旅費支給届
工業主(又ハ管理人) 氏 名

年 月分(月 日)

〔山口誓〕

二 施行令第八條並第九條ノ支給ヲ受ケヘキ遺族ノ住所氏名及職工トノ續柄ハ用紙餘白ニ明記スルコト

様式第三號 (美濃紙)

職業別	病種別	男	女	計
	肺結核			
	何々			
	何々			
	胃加多兒			
	トラホ			

工場所在地
工場名
工業主(又ハ工場管理人) 氏 名

山口縣知事宛
職工健康診断施行届

年 月分(月 日)

住所	市郡	村町	番地	氏名

記載心得

一 寄宿舎ニアルモノハ朱書シ通勤ハ墨書スルコト
二 作業別何々係何々工ト記載スルコト
三 寄生蟲ノ検査ハ毎年十一月十二月中ニ施行シ翌年一月十五日迄ニ本様式ニ依リ届出ツルコト
四 毎年二回以上健康診断ヲ施行スル工場ニアリテハ本則第二十三條第一項ノ時期ハ豫メ當廳へ届出適當ノ時期ニ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テモ施行成額ハ本様式ニ依リ届出ツヘシ

様式第四號

住居	市郡	村町	番地	氏名	年齢

年	月	日	種別	摘要	預入高	拂戻高	預利金子	現在高	取人 抜印
					圓	圓	圓	圓	

- 記載心得
- 一 貯蓄金彙帳ハ職工毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備ヘ其ノ體裁ハ「カード」式其ノ他ノ方式ニ依リ工業主ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定ムヘシ
 - 二 工業主ノ都合ニ依リ本標式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ケス各欄ノ位置ハ本標式ニ據テ順序ニ依ルヘシ
 - 三 貯蓄金彙帳ハ強制及任意ニ區別シ調製スヘシ

【山口書】

種	住 所	履 歴	契約期 間	收 容 年 月 日	期 間 満 了 年 月 日	解 約 年 月 日 及 其 理 由 満 了 後 ノ 職 業	男 氏 名	女 生 年 月 日
							本 籍	

【山口書】

工場法施行細則取扱手續

昭和二年四月十五日
山口縣訓令第二十三號

警察局長

- 工場法施行細則取扱手續左ノ通定ム
- 第一條 工場法施行細則取扱手續
- 第二條 工場法令ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ調査シ特ニ
- 第七編 工場

許可決定上主要ナル事項ニ就テハ意見ヲ具シ副申スヘシ
 届書ヲ受理シタルトキ特ニ副申ヲ要スルモノアルトキ亦同シ
 副申ヲ要セサル書類ハ速ニ進達スヘシ

第二條 細則第二條第一項ノ届書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ調査シ及
 資本金額事業開始年月日法律適用ヲ受クルニ至リタル年月日其ノ他參考
 トナルヘキ事項ヲ調査副申スヘシ

第三條 細則第三條ノ届出ヲ受理シタルトキハ電信電話ヲ以テ其ノ狀況ヲ
 即報シ且所定事項ヲ調査副申スヘシ

第四條 細則第七條第二項第八條ノ届書ヲ受理シタルトキハ所定事項ヲ調
 査シ且法定日數超過ノ有無ヲ調査副申スヘシ

第五條 細則第十五條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査副申ス
 ヘシ

一、延長ノ許可ニ就テハ其ノ職務ノ特殊ナルカ爲技術人格又ハ經歷ヲ審
 査スルニ特ニ時日ヲ要スル事由

二、試ニ職工トシテ雇備セルモ就業後間モナク施行令第二十七條ノ二第
 二項ニ掲ケタル以外ノ事由ニ依リ休業シ十四日ヲ經ルモ探査ノ目
 的ヲ達スルコトヲ得サリシ場合アラハ其ノ事由

三、其ノ他特殊ノ事情アル場合アラハ其ノ事由

第六條 工場管理人選任認可申請書ヲ受理シタルトキ細則第十七條第一項
 各號ノ有無ヲ調査副申スヘシ

第七條 工場管理人ニシテ細則第十七條第二項第十八條ニ該當ノ事實アリ
 タルトキハ其ノ狀況ヲ速ニ報告スヘシ

第八條 工業主所在不明トナリタルトキハ其ノ旨報告スヘシ

第九條 工場法令ノ違反事件ヲ檢舉シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ報告スヘ
 シ

第七編 工場

- 一、違反者ノ本籍住所氏名年齢
- 二、犯罪年月日
- 三、犯罪事實及其ノ適條
- 前項ノ場合ニ於ケル處分ノ結果ハ直ニ報告スヘシ
- 第十條 警察署ニ様式第二號ニ依リ工場臺帳ヲ備付所定事項ヲ記載整理ス
- 第十一條 警察署ニ様式第二號ニ依リ工場日誌ヲ備付巡查部長以上ヲシテ様式第一號 (美濃半紙)

- 毎月一回以上各工場ヲ巡視シ其ノ都度所定事項ヲ記載スヘシ
- 第十二條 細則第二條乃至第十二條第十五條第十六條ノ申請書又ハ届書ハ其ノ副本ヲ徵シ警察署ニ保管整理スヘシ
- 附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正七年二月山口縣訓令第三號工場災害事故報告手續ハ之ヲ廢止ス

別種業工 帳 臺 場 工

工業主 工場名	工 場 及 附 屬				工場及 附屬 建物 及 附 屬 物	工場 及 附 屬 物	建築 物	附屬 物	總坪 數	階 上 坪 數	階 下 坪 數	計 數	法律適用年月日	工場管理人				
	種 類														總坪 數	階 上 坪 數	階 下 坪 數	計 數
	種 類	構 造	棟 數	階 上 坪 數														
計		種 類	構 造	棟 數	總坪 數	階 上 坪 數	階 下 坪 數	計 數	總坪 數	階 上 坪 數	階 下 坪 數	計 數						

〔山口警〕

工 場		職 業		就 業 時 間		主 要 機 械		原 動 機		
方 共 職	方 貯 金	月 賃 金 支 拂	休 日	時 間	種 類	個 數	種 類	個 數	種 類	個 數
方 懲 職	方 扶 助	工 場 醫	時 休 間 意	轉 換 時 間	種 類	個 數	種 類	個 數	種 類	個 數
法 ノ 工	法 ノ	醫	意	ノ						

〔山口警〕

主 出 資 者 ノ 氏 名

第七編 工場

標式第二號

備考

月	日	臨檢狀況	措	置	臨檢者認印	工場名								

●労働時間短縮ニ關スル調査方

大正八年十月二十八日
保第一一〇六四號警察部長指示

警察局長宛
〔山口署〕

近時労働問題ノ高唱セラルルニ連レ工場鑛山其他ニ於テ職工坑夫等ノ労働時間短縮ヲ實施スルモノ逐日増加ノ傾向アリ調査上必要有之候ニ付テハ爾今労働時間ヲ九時間以下ニ短縮シタルモノアリタルトキハ其都度別紙様式ニ依ル事項調査ヲ速ク速ニ報告セラルヘシ

〔山口署〕

労働時間短縮ニ關スル調

名 稱	労働時間	労働時間 改正前	労働時間 改正後	署名	年	月	日	署名
	始業午後何時	自午前何時						

備考

- 記載例
- 一、實収入ノ額ハ日給(月給)手當等ヲ計上シ一日平均額ヲ算出スルコト
但シ時間外ノ歩増ハ本表該當欄ニ記載シ平均實収入欄ニハ記載セサルコト
請負制度ナル時ハ最近ノ一日平均實収入額又ハ見込額ヲ記載スルコト
 - 一、時間外ノ労働時間(残業早出等)及之ニ對スル収入増加額欄ニハ
一、常時時間外ノ労働アルモノハ其ノ時間及之ニ對スル収入増加額
二、臨時的時間外ノ労働アルモノハ每一時間ニ對スル収入増加額ヲ記載スルコト
三、時間短縮ノ原因欄ニハ職工等ノ要求(同盟罷業同盟怠業其ノ他)ノ手段ヲ明記スルコト
ナルカ等ヲ記入スルコト

工場職工數ニ關スル件

大正十三年八月八日
工第八一八號警察部長指示

警察部長

職工移動月報其ノ他ニ關シ從來ノ例ニ徵スルニ職工數ノ計算ニ當リ(適用工場タルト非適用工場タルト間ハス)所謂職工ニ非サル事務員、人夫、小使若ハ専ラ場外ニ於テノ事務ニ従事スル者等ヲモ職工トシテ計上スル向カラス自今左記標準ニ依リ之ヲ取扱フ爲シ過誤ナキヲ期セラルヘシ

一、職工ノ意義

職工トハ工場タルノ形態ヲ有スル建設物内ニ在リテ當該工業ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付勞役ニ従事スルモノ及直接ニ其ノ業務ヲ助成スル業務ニ付勞役ニ従事スルモノヲ指ス

〔山口警〕

- スル業務ニ付勞役ニ従事スルモノヲ謂フ
- 一、職工ト認ムヘキモノ、實例
 (1) 勞役ヲ直接ニ指揮監督スル工場長、主任、班長ノ類
 (2) 工場建物ノ修繕及機械器具類手入ノ爲常時使用シ居レル大工、左官ノ類
 (3) 臨時職工、日雇職工
 (4) 場内運搬夫
 - 二、職工ト認メサルモノ、實例
 (1) 専ラ作業場外ニアリテ作業スル人夫、仲仕ノ類
 (2) 單ナル掃除夫、賄方、小使、給仕
 (3) 事務員、門衛、教婦
 (4) 雇傭關係又ハ之ニ準スヘキ關係ナキ工業主ノ家族
 (5) 徒弟
 - 三、職工ト認メサルモノ、實例
 (1) 専ラ作業場外ニアリテ作業スル人夫、仲仕ノ類
 (2) 單ナル掃除夫、賄方、小使、給仕
 (3) 事務員、門衛、教婦
 (4) 雇傭關係又ハ之ニ準スヘキ關係ナキ工業主ノ家族
 (5) 徒弟
 - 四、前項各號ノモノト雖二項各號其ノ他職工タル勞務ヲ兼スルモノハ職工トス

扶助ト健康保險トノ調和ニ關スル件

大正十五年九月二十日
工第一四〇八號警察部長指示

警察部長

工場法又ハ續夫勞役扶助規則ニ基ク扶助規則中ニ賃金ノ百分ノ六十ヲ超ユル休業扶助料又ハ賃金二十日分若ハ二十圓ヲ超ユル葬祭料ヲ支給スヘキ旨ヲ規定セルモノ多數アリ労働者保護上適切ナル施設ナリ然ルニ右扶助義務ハ工場法施行令第十三條ノ二又ハ續夫勞役扶助規則第二十六條ノ二ノ規定ニ依リ労働者健康保險法ニ依リ傷病手當金ヲ受クヘキトキハ其ノ期間中休業扶助料ノ支給義務ヲ免セラレ埋葬料ヲ受クヘキトキハ其ノ期間中休業扶助料ノ免セラル、コト、ナリ健康保險ノ給付ヲ受クルカ爲労働者ハ却ツテ其ノ受クヘキ利益ヲ失ヒ且ツ健康保險法ノ被保險者タル者ト然カラサル者トノ間ニ不均衡ヲ生スル虞アリ就テハ扶助規則ニ上記ノ如キ規定ヲ有スル事業主ニ對シテハ扶助規則中ニ左記主旨ノ一條ヲ挿入シ産業ノ犧牲者ニ對スル保護ノ精神ヲ貫徹スル様各關係工業主ニ對シ勸奨セラルヘシ

扶助規則第 條本則ニ依リ休業扶助料ヲ受クヘキ職工(續夫)健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル傷病手當金ヲ受クヘキ場合ニ於テ本則ノ休業扶助料ガ傷病手當金ヨリ多キトキハ其ノ期間中本則ノ休業扶助料ト傷病手當金トノ差額ヲ支給ス埋葬料ヲ受クヘキトキ葬祭料ノ支給ニ付亦同シ

尙工場法施行令第五條又ハ第六條ニ依リ扶助ヲ受クル職工歸郷スルトキハ同第二十七條ニ依リ歸郷旅費ヲ受クルモ健康保險法ノ被保險者トシテ同法ニ依リ療養ヲ受クル場合ニ於テハ健康保險法施行令第七十四條ニ依リ移送料トシテ歸郷旅費ヲ受クル場合アルモ歸郷旅費ヲ受ケサル場合モ尙カラサルモノト思考セラル、ニ付キ健康保險法ニ依リ給付ヲ受クル傷病者歸郷ス

〔山口警〕

労働者ノ貯金管理方

大正十五年九月二十二日
工第一四一八號警察部長指示

警察部長

工場法施行令第十三條ノ二又ハ續夫勞役扶助規則第二十六條ノ二ノ規定ニ依リ労働者健康保險法ニ依リ傷病手當金ヲ受クヘキトキハ其ノ期間中休業扶助料ノ免セラル、コト、ナリ健康保險ノ給付ヲ受クルカ爲労働者ハ却ツテ其ノ受クヘキ利益ヲ失ヒ且ツ健康保險法ノ被保險者タル者ト然カラサル者トノ間ニ不均衡ヲ生スル虞アリ就テハ扶助規則ニ上記ノ如キ規定ヲ有スル事業主ニ對シテハ扶助規則中ニ左記主旨ノ一條ヲ挿入シ産業ノ犧牲者ニ對スル保護ノ精神ヲ貫徹スル様各關係工業主ニ對シ勸奨セラルヘシ

扶助規則第 條本則ニ依リ休業扶助料ヲ受クヘキ職工(續夫)健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル傷病手當金ヲ受クヘキ場合ニ於テ本則ノ休業扶助料ガ傷病手當金ヨリ多キトキハ其ノ期間中本則ノ休業扶助料ト傷病手當金トノ差額ヲ支給ス埋葬料ヲ受クヘキトキ葬祭料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ貯蓄金管理ニ關スル件

大正十五年九月二十七日
工第一四五六號警察部長指示

警察部長

工場法施行令第十三條ノ二又ハ續夫勞役扶助規則第二十六條ノ二ノ規定ニ依リ労働者健康保險法ニ依リ傷病手當金ヲ受クヘキトキハ其ノ期間中休業扶助料ノ免セラル、コト、ナリ健康保險ノ給付ヲ受クルカ爲労働者ハ却ツテ其ノ受クヘキ利益ヲ失ヒ且ツ健康保險法ノ被保險者タル者ト然カラサル者トノ間ニ不均衡ヲ生スル虞アリ就テハ扶助規則ニ上記ノ如キ規定ヲ有スル事業主ニ對シテハ扶助規則中ニ左記主旨ノ一條ヲ挿入シ産業ノ犧牲者ニ對スル保護ノ精神ヲ貫徹スル様各關係工業主ニ對シ勸奨セラルヘシ

扶助規則第 條本則ニ依リ休業扶助料ヲ受クヘキ職工(續夫)健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル傷病手當金ヲ受クヘキ場合ニ於テ本則ノ休業扶助料ガ傷病手當金ヨリ多キトキハ其ノ期間中本則ノ休業扶助料ト傷病手當金トノ差額ヲ支給ス埋葬料ヲ受クヘキトキ葬祭料ノ支給ニ付亦同シ

- 一、強制貯蓄金ヲ認ムル場合ニ於テハ貯蓄金ノ率ハ一般職工ニ就テハ賃金ノ百分ノ五以下寄宿舎ニ在ル女工ニ就テハ賃金ノ一割以下トスルコト
- 二、任意貯蓄金ニ付テハ職工ノ申出タル一定ノ金額又ハ一定ノ割合ニ依ルコトトシ金額又ハ割合ニ制限テ設ケルヲ要セザルモ此ノ場合ニハ職工ノ要求アルトキハ何時ニテモ返還セシムルコトトスルコト
- 三、貯蓄金ヲ工業主又ハ工場管理人ニ於テ保管スル場合ニハ其ノ利率ハ強制貯蓄金ニ在リテハ七分以上任意貯蓄金ニ在リテハ六分以上トスルコト
- 四、現状ヲ急激ニ變更シ難キ事情アル場合ニハ大正十六年一月一日ヨリ右ニ依リ實行ノコト

臨時職工ノ扶助ニ關スル件

大正十五年十二月七日
工第二〇三九號警察部長指示

警察部長

健康保險法第十三條ニ依リハ臨時ニ使用セラル、者ニシテ勅令(健康保險法施行令第九條)ヲ以テ指定スルモノハ之ヲ被保險者トナサ、ル規定ナルモ工場法ニ於テハ工業主ノ扶助義務ハ臨時職工ト否トテ間ハス廣ク一切ノ職工ニ及ブ義ニ有之候處動モスレハ誤解ヲ爲シ臨時ニ雇傭スル職工又ハ試期間中ノ職工ニ對シテハ扶助ヲ爲サ、ルモノ往々有之趣ニ付右等ノ職工ト雖モ補助ヲ要スルモノナルコトヲ明ニシ嚴重監督スヘク社會局ヨリ今同通牒アリ留意セラルベシ

就業規則ニ關スル件

〔山口書〕

大正十五年十二月十六日
工第二二一七號警察部長指示

工場法施行令第二十七條ノ第四第三項ニ依リ地方長官ハ就業規則ノ變更ヲ命シ得ルコトト相成居候モ作成ニ當リテハ大體左記標準ニ依ラシムヘク注意相成度尙地方又ハ業務ノ特別ナル事情ニ依リ之ニ據リ難キ場合ニハ適宜處置相成差支無之

記

- 一、貯蓄金ニ關スル事項
工場預金ニ對シテハ任意貯蓄金ニハ年六分以上強制貯蓄金ニハ年七分以上ノ利子ヲ附スルコト
- 二、強制貯蓄金ニ關スル事項
一、確實ニ付テハ別ニ制限セザルコト
二、減給又ハ過怠金ハ一回ノ過失ニ對シ一日ニ付賃金ノ半額、總額ニ於テ賃金三日分ヲ超エサルコト但シ已ムテ得サル事情アル場合ニハ五日分迄認ムルコト
三、出勤停止ハ職工ノ出勤力工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ事業ノ安全ヲ危クスル場合又ハ本人ノ反省ヲ促スニ必要ナル場合等已ムテ得サル場合ニ於テ之ヲ認ムルモ七日ヲ限度トスルコト
四、懲戒解雇
即時(無手當)解雇ハ不當ニ廣ク認メサルコト但シ左ノ如キ場合ニハ之ヲ認ムルコト

- 1、氏名又ハ經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルトキ
- 2、工場ノ物品ヲ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルトキ
- 3、營業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ曝露シタルトキ
- 4、暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ強迫ヲ爲シタルトキ
- 5、故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シ工場ニ損害ヲ加ヘタルトキ
- 6、故意ニ工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ工業主ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ
- 7、故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮命令ニ違反シタルトキ
- 8、數回制裁ヲ加フルモ尙改悛ノ見込ナキトキ
- 9、正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤十四日以上ニ及ヒタルトキ
- 10、其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ已ムテ得サルトキ

〔山口書〕

工場分類ニ關スル件

昭和二年四月十八日
工第八二一號

工場法施行令第三條掲記ノ事業ニ付工業分類別紙ノ通定メラレタル旨内務省社會局労働部長ヨリ通達アリタルニ付右了知セラルヘシ

工場法施行令第三條掲記ノ事業

一 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造	製 藥 類
二 動物ノ剥製	雜 藥 類
三 水銀ヲ用フル計器ノ製造	器 具 製 造 業
四 水銀筒ヲ用フル魔法爐ノ製造	同 業
五 鉛ヲ用フル鑪ノ製造	同 業
六 磁器又ハ磁器藥ノ製造	窯 業
七 塗料、顔料、印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造	染料、塗料、顔料類ノ製造業
八 亞硫酸瓦斯「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業	製 品 ニ ヨリ 分 類
九 硫黃ノ精製	製 藥 類
一〇 「チアソ」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理	製 品 ニ 依 リ 分 類
一一 「フアクチス」ノ製造	護 膜 製 造 業
一二 脂肪油ノ精製	同 業
一三 「ボイル」油ノ製造	油 業

- 三、次ノ如キ主旨ノ規定ハ削除又ハ修正セシムヘキコト
- 1、労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇入ノ條件トナスモノハ之ヲ削除セシムルコト
- 2、早出、残業、徹夜又ハ休日ニ臨時出勤ヲ命セラレタル者之ヲ拒ミタルトキ制裁ヲ加フルモノハ自己及家族ノ病氣其ノ他已ムテ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズト改メシムルコト
- 3、工場内外ニ於ケル職工ノ集會又ハ揭示等ヲ禁止シ之ニ制裁ヲ加フルモノハ許可ナキ工場内ノ揭示又ハ集會ニ限り工場外ノ場合ヲ除外セシムルコト
- 4、事由ノ如何ヲ問ハス同盟又ハ結束シテ請願又ハ抗争ヲナシ、或ハ事業上支障ヲ來スカ如キ所爲ヲ嚴禁シ違反スルモノハ懲戒解雇ストスルモノニ付テハ穩健ナル方法ニ依リ請願スル場合ヲ除外セシムルコト

職夫勞務扶助規則第十八條(工場法施行令第五條)ノ「其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ」トハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ之ヲ治療セシムル爲ニ必要ナル費用ヲ事業主カ負擔スヘキコトヲ定メタルモノナリ。故ニ入院ニ依リ必要ナリタル費用ノ一切ヲ負擔スヘキモノニシテ入院ノ爲ニ必要ナル旅費等ヲ負擔スヘキハ勿論入院ニ依リ通常増加スヘキ食料ノ費用ハ之ヲ負擔スヘキモノトス。故ニ從來寄宿舎又ハ合宿所ニ收容セラレタル者ニ付テハ從來其ノ者ノ支拂ヒタル食費額ト入院中ノ食費額トノ差額ハ事業主ノ負擔トス。此處ニ療養ニ必要ナリトハ客觀的ニ決セラルヘキモノニシテ單ニ職夫(職工)ノ希望ニ依リ決セラルヘキモノニ非サルカ故ニ入院中ノ食費費用ニシテ治療ニ必要以上ニ當該職夫(職工)ノ嗜好希望ニ基ツキ増加シタルトキハ其ノ部分ハ元ヨリ事業主カ負擔ヲ強制セラズヘキモノニ非ス。

●豫防注射ニ關スル件

昭和三年四月二十六日 昭一〇〇七號警察部長指示

職業的の疾病ニ關シテハ既ニ各工場ニ於テ之ニ對スル方策ヲ講ジツ、アルモノ、如ク認メラル、モ非職業的の疾病ニ關シテハ未タ工業主ニ於テ無關心ノ向不尠非職業的の疾病ト雖モ作業ノ能率ヲ殺クハ勿論延ヒテハ産業ノ發達ニモ影響スルモノニ有之特ニ法定傳染病ノ一處工場内ニ潛入スルヤ其ノ傳染力他ニ比シ著シキヲ見ル近時縣下ニ於テモ痘瘡患者ノ發生シ又本縣ハ腸チフス流行スル虞アリ。時恰モ夏季ニ向フノ候ナレハ工場内並附屬寄宿舎内ノ豫防施設モ實ニ急務ニ附スヘカラサルノ秋ナリ。依テ其ノ署下各工業主ニ對シモ特ニ此點ヲ留意セシムルト共ニ種痘並腸チフス豫防注射ヲ施行セシメ之方成績ハ其都度左記様式ニ依リ報告セラルヘシ

〔山口書〕

左記

Table with 3 columns: 工場名 (Factory Name), 職工總數 (Total Workers), 種痘接種職工數 (Number of Vaccinated Workers). Rows include 男 (Male) and 女 (Female) counts and 計 (Total) for each.

●移動製材工場取締ニ關スル件

昭和五年九月一日 工第二四六六號警察部長指示

近時動力ニ依リ職工ヲ使用シ材料所在地ニ於テ一月乃至一ケ年位ノ期間作業所(主トシテ露天式)ヲ設置シ製材事業ヲ營ミ材料缺乏スルヤ他ノ材料豐富ナル土地ヘ移動シ更ラニ同様ノ作業ヲ繼續スルモノ次第ニ多キチ加フルニ至リタルカ如キ之カ取締ニ關シテハ法第一條ニ依リ工場トシテ取締ヲ爲スト共ニ左記ニ依リ取扱ヒ取締上遺憾ナキチ期セラルヘシ

- 一 移動製材業ヲ營ムモノニ對シテハ事業主住所地管轄警察署ニ於テ法適用ノ手續ヲ爲サシメ施行手續ニヨルモノノ外更ラニ移動ノ範圍事業ノ方法詳細調査副申スヘシ
二 住所警察署ハ届出ト共ニ工場臺帳ヲ調製シ移動ノ都度備考欄ニ其事

〔山口書〕

由チ記入スルト共ニ移動先警察署ヘ(縣外ナル時ハ其旨報告)臺帳ノ寫ヲ送付シ原本ハ其儘保管スヘシ
寫ノ送付ヲ受ケタル警察署ハ其儘臺帳ニ採用シ所定ノ手續ヲ完了セシメ之レカ取締ニ任シ更ラニ移動ノ際ハ運送ナク移動地警察署ヘ臺帳ノ送付ヲ爲スヘシ
三 事業休廢止ノ届出ニ接シタル警察署ハ所定事項ヲ調査副申スルト共ニ關係警察署ヘ通報スヘシ
四 事業主住所ヲ變更シタルトキハ前住所地警察署ハ直チニ變更地所在地警察署ヘ臺帳ノ元本ヲ送致スヘシ

●職工ノ扶助ニ關スル件

昭和五年一月二十八日 工第二〇七號警察部長指示

標記ニ關シ別紙ノ通り應答アリタル旨社會局ヨリ通報アリタルニ付取締上留意セラルヘシ
監第二三五號ノ内
昭和五年一月二十三日

栃木縣知事殿

社會局労働部長

職工ノ扶助ニ關スル件
客臘十一日付保收第二〇七一六號照會ノ件當該行爲カ業務上ノ行爲ナリヤ否キニ付テハ作業用品ノ製作ハ當事者ノ動機カ業務ノ爲メニセムトスル善意ニ出テタルモノナル限リ業務上ノ行爲ト看ルチ通常トスヘク次ニ當該行爲カ重過失ナリト否キニ付テハホ一ル盤使用ニ關シ「押へ具」ヲ使用スヘキ事及手袋ヲ著クヘカラサルコトカ當該工場ニ於テ明白ニ指示セラレ(揭示

第七編 工場

注意其他ノ方法ニ依リ)且一般ニ遵守セラレ居ルニ拘ハラズ右指示ヲ知リテ之ニ違反シタルニ於テハ重過失ト認ムヘキモ然ラスシテ單ニ通常ノ注意ヲ缺クト云フノミニテハ重過失ト認メ難キ儀ト御了知相成度
(寫)保收第二〇七一六號
昭和四年十二月十一日

社會局労働部長殿

栃木縣知事

職工扶助ニ關スル件

管下日光精銅所ヨリ別記ノ事例ニ付工場法施行令第四條適用ノ有無及同令第七條ノ二規定スル重大ナル過失ノ認定ニ關スル當局ノ内意伺出有之タル所別記ノ者ヲ工場用具入鐵製造具箱南京錠ヲ作成セムカ爲メ就業時間中工場内ニ於テ負傷シタルモノナレハ業務上負傷シタルモノト爲シ同令第四條ヲ適用シ且同令第七條ノ二規定スル重大ナル過失ト認定セス工場主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキモノト解スルチ以テ工場法立法ノ趣旨ニ合スルモノト思料致候モ將來ニ對スル當局ノ態度決定ノ爲參考ニ供シ度ニ付何分ノ御指示相仰度候

記

工場主側ノ主張

左記職工左記ノ通負傷致候ニ付之ヲ當所負傷審議會ノ議ニ附セシ處別紙ノ如キ報告ニ相接シ申候今之ニ依リ同人ノ負傷ノ動機狀況其他ヲ仔細ニ案スルニ其ノ負傷ハ誠ニ同情ニ不堪候ヘ共業務外ノ負傷ト認ムヘキモノト思惟セラレ候然シ其ノ判定ノ結果ハ當所ハ勿論延テ他工場ヘモ相當影響可致被存候間御高見御指示相仰度御候也

第二回負傷審議會報告

出席者四名

第七編 工場

現場側ヨリ

製線係長 加藤弘三
製線方 神山鐵藏

審議員側ヨリ

經理課長 清水秀
人事方 中野森藏
負傷者 製線方工手 星野勝平

明治十八年三月一日生

雇入年月日 明治四十年十月二十六日

負傷年月日 昭和四年七月五日午前八時十五分

負傷場所 ダイス工場ホール盤機

本人出勤時間 午前六時

負傷程度 左第二指挫傷ノ外第一指ノ爪節挫創及第一指第三指第四指第五指中間節挫傷腫脹ヲ呈シ居タルモ目下特記スヘキ機能傷害ナク第二指ハ喪失全治セリ

工手ノ職務 工場ノ上位ヲ占メ上司ノ命ヲ承ケ各受持ノ作業ニ従事シ且ツ工員ヲ指導監督スルヲ職務トス 工場使用規定

負傷ノ動機並業務外ト認ムヘキ事由

人事方各現場員立會ノ上本人ニ質問スル所「作業用具入レ鐵製道具箱ノ南京錠ノ鍵ヲ負傷數日前失ヒタルコトトテ古イ鍵ヲ修繕シ錠ヲ開ケテ見テラバ幸ニ開イタカラ豫備鍵力無イト又後テ紛失シタ時ニ困ルト思ヒ其レト同様ノ鍵ヲ作ル際過ツテ負傷シタ現在ハ直シタ鍵ヲ使用シテ居ツテ作ツタ鍵ハ捨テテシマツタ」ト回答ナリ然レ共現在本人力所持スル古キ鍵ヲ檢査スルニ修繕シタル箇所ナク事實ハ紛失セルニアラス一時見失ヒタルモ後發見セラレタルモノ、如ク現在モ其鍵ニテ何等差支ナク役立

【山口書】

1111

居ル所ヨリ見ルモ鍵ヲ忘レタリト思ヒシ際豫備ニ作ル氣ニナリ就業時間中ニモ拘ラス業務外ノ仕事ニ従事シタルモノニシテ明カニ業務上ノ仕事ト見ルヘキ餘地ヲ持タサルモノトス
加之同鍵ハ價格僅力十八錢ノモノニシテ請求次第給與スヘク調度係ニ常備スルモノナルニ於テオヤ假令負傷セス其ノ目的ヲ達シタリトスルモ斯ル行爲ハ看過シ得サル不都合ノ行爲ニシテ業務怠慢ノ事實ヲ覆フコト能ハサルモノトス斯ク何レノ點ヨリ看ルモ業務上ノ事由ヲ毫モ見出シ得サルヲ遺憾トス

負傷原因

鍵作製ニ關シテハ負傷ノ前日鐵板(厚サ五厘)ヲ長サ一寸五分幅八分ノモノニ切り取り翌朝六時ニ出勤シテ大部分出來タレバ之ニ紐ヲ通ス孔ヲ明クセントシ「ダイス」工場ニ至リ「ホール盤」ヲ使用セントシタルニ其ニ徑五分ノ大錐力填込アルヲ意識シナカラ如何ニ思ヒケム其ノ小サキ鍵ノ個部徑八分ノ面ニ「押へ具」ヲ用ヒス刺サヘ手袋ヲ著用シタル儘左手ヲ以テ押へ「ホール」シテ「押へ具」ヲ卸シタルコトトテ直チニ手袋解レ捲付キ右手ヲ啖込マレ其ノ悲鳴ヲ聞キ後方ニアリタル組長ハ「ハンドル」ヲ踏ミ機ノ運轉ヲ止メタルモノナリ

重大ナル過失ト認ムヘキ事由

上述ノ如ク徑八分ノ面(圖ノ如キモノ)ニ徑五分ノ錐ヲ使用セムトセハ周圍ノ差一分五厘ノ餘地ヲ殘スニ過キス一方錐ノ力ハ其ノ大小ニ正比例シ強大トナル力故ニ徑五分ノ如キ大錐ニアリテハ鍵ノ柄ヲ押ヘタルノミニテハ「ホール」シテ「押へ具」ヲ取附ケ操作スヘキモノニシテ手ヲ以テ押ヘ操作スルコト力使用法ヲ無視シタル行爲ナルニ手袋著用ノ儘之ヲ用フルニ至ツテハ工場法施行令第七條ノ二規定スル重大ナル過失アリト認メサルヲ

【山口書】

得サルナリ、或ハ同職工ハ「ホール」シテ「押へ具」ノ使用法ヲ知ラザリシモノト辨認スル者アリシモ工手トシテ之ヲ使用スル以上其ノ使用法ヲ知ラストハ爲シ難キモ假ニ一步ヲ譲リ眞ニ使用法ヲ知ラスシテ過テ負傷シタルモノトセハ重大ナル過失ノ點ハ免ルト雖モ其ノ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルヤ否ハ重大ナル問題トシテ存スルモノナリ



右ノ事由ニ基キ所トシテ本名ノ負傷ニ對シテハ責任ヲ取ラサルヲ以テ正當ト爲スト決議ス

乍然法ノ解釋上所ガ責任ヲ取リ扶助料ヲ支給スルトセハ傷害ノ程度正シク當所工員扶助規程第六條第三ニ該當スルモノニシテ本人ノ日額四圓ノ百八十日分即チ七百二十圓ヲ給付スヘキモノナリ

工場法規ノ疑義ニ關スル件

昭和五年一月二十九日
工第二〇六號警察部長指示

警察局長宛

標記件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル旨社會局ヨリ指示アリタルニ付取締上留意セラレヘシ

第七編 工場

問 動力ニ依リ職工ヲ使用シ製材業ヲ營ムモノ、内原本其他材料ノ所在地(其ノ多クハ山林附近)ニ於テ一ヶ月乃至一ヶ年位ノ期間ニ涉リ露天式ノ作業場ヲ設備シ繼續シテ製材業ヲ爲シ材料等ノ缺乏等ニ依リ更ニ他ノ場所ニ移動シ同様作業ヲ繼續スルモノアリ工場法第一條ヲ適用スヘキモノト思惟セラレ候モ或期間ニ於テ作業場ヲ移動スルモノナルヲ以テ聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相成度

答 通常ノ製材工場ト同様ノ態様ノ下ニ作業ヲ爲ス時ハ露天式ニシテ一ヶ月乃至一ヶ年位ニテ移動スルモノト雖工場法ヲ適用スヘキ儀ト御了知相成度

工場法規ノ質疑ニ關スル件

昭和五年二月一日
工第二一九號警察部長指示

警察局長宛

標記件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル旨社會局ヨリ通報アリタルニ付了知セラレヘシ

記

問 左記事業ヲ爲ス工場アリ其ノ操業狀態ヨリ觀ルニ右ハ工場法施行規則第三條「紡績ノ業務」ノ範圍ニ屬スルモノト被認候ヘ共聊カ疑義有之

一、事業ノ種類
石綿絲、石綿バツキング、石綿布及石綿加工品其他石綿製品ノ製造

一、作業方法
原料亞弗利加產石綿原石ヲ「フレット」ニテ碎キ纖維トナシ更ニ荒打機及打綿機プレーカーニテ叩キ綿狀トナス更ニ混綿開綿機ニテ各種石綿ヲ混合シテ紡績工程ニ適當ナル原綿ヲ作り「カード」ニテ梳リ

二三

「リソグ」ニ依リテ織テ紡キ單絲ト爲ス更ニ捻絲機ニ依リテ撚リテカ
ク合絲機ニテ石綿絲ヲ製造シ更ニ之ヲ「ヤーン」トシテ「パツキン」ニ
製造ス又石綿絲ヲ織機ニカケテ石綿布ヲ製造シ進シ種々ナル加工
品ヲ製作ス

工場法施行規則第三條「紡績ノ業務」トハ動物植物性纖維ニ依ル紡績業ニ
限ル趣旨ニシテ石綿ヲ原料トスルモノハ包含セス

●工場法規ノ質疑ニ關スル件

昭和五年二月三日
工第二三二號警察部長指示

標記件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル模様ニ付了知セラルヘシ

記

問 就業時間中喫煙ヲ禁止セラレタル造船職工ニシテ造船中ノ船體外側ニ
足場取付作業中私ニ船内ニ立入り休憩喫煙中ヲ偶々巡視セル守衛ニ發
見セラレ其ノ取調ヲ受ケルニ際シ手頭胸襟ヲトラレタル爲メ之ヲ振切
リ逃亡セントシタル途端高さ四十三呎ノ甲板ヨリ地上ニ墮落死亡シタ
ル者ハ業務外ニ互ル行爲ニシテ而モ工場ノ保安内規ニ違背スルヲ以テ
之ヲ業務上ノ死亡ト認メサルカ又ハ假令作業中勤務時間中偶々喫煙シ
タリトスルモ就業時間中就業規則違反ニ依ル懲罰トハ別個ノ問題ト爲
シ繼續シタル就業時間中ニ於ケル行爲トシテ業務上ニ因ル死亡ト看做
シ處理スヘキヤ

就業規則沿革

第四十五條 構内ニ於テハ焚火其他業務外ノ火氣ヲ禁ス喫煙ハ休憩時
間中所定ノ場所ニ於テ爲スコトヲ要ス

第六十二條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ賠償又ハ日給二日

〔山口書〕

分以内ノ減給ニ處ス但シ情狀重キモノハ五日以内ノ停職ニ處シ又ハ直
チニ解雇スルコトアルヘシ

●工場法適用ニ關スル件

昭和五年二月三日
工第二四六號警察部長指示

標記件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル旨社會局ヨリ通知アリタルニ付了
知セラルヘシ

左記

問 工場法ノ適用ヲ受ケル合名會社織布工場カ破産ノ宣告確定後破産管財
人ノ意見ニヨリ清算主旨ニ反セサル範圍内ニ於テ第一回債權者會議ヲ
開ク迄從來ノ通り事業ヲ繼續スルコト、ナレリ此場合ニ於テ會社ニ破
産宣告確定ニ依リ事業經營ノ能力ナキニ依リ破産管財人ヲ工業主トシ
テ之ニ工場法ヲ適用スヘキモノト思料セラル、モ商法第八十四條ノ規
定モ有之爲念

破産宣告確定後事業ヲ繼續スル場合ニ於テモ破産法第四條ノ範圍内ニ
於テ存續スル從來ノ法人カ工業主ニ有之尤モ該法人ノ業務執行機關ハ
破産法第七條ニ依ル破産管財人ニ當ル義ニ有之爲念

●工業主事業ヲ休止シタル場合ニ 於ケル職工保護ニ關スル件

昭和五年二月二十五日
工第三八八號警察部長指示

標記件ニ關シ左記ノ通り何ニ對シ指示アリタルニ付取締上留意セラルヘ
シ

左記

問 製絲工業主事業ヲ一時休止シ(職工ヲ解雇スルコトアリ)ニケ月又ハ三
ケ月後ニ事業ヲ再開スルコトヲ職工ニ申渡スト共ニ賃金ノ支給ヲ停
止セリ此場合職工側ニ在リテハ當該工場ニ止マリ居ルコトハ不可能ニ
シテ自然轉職若ハ歸郷スルノ他手段ナカルヘシ

然レ共工業主ハ職工未解雇ノ理由ノ下ニ旅費其他ノ支給ヲ爲ササルハ
違法行爲ナルカ如キモ斯クテハ職工保護ノ目的達成サレサル而已カ脫
法行爲ヲ敢行セシムルニ至ルノ虞アリ

本件ノ如キ場合ニ在リテハ事業ノ休止ト同時ニ賃金ノ支給ナキ職工ニ
對シテハ直チニ解雇シタルモノト看做シ施行令第二十七條適用取締ル
ヘキヤ

山口縣知事宛 社會局労働部長回答

工業主事業ヲ休止シタル場合ニ於ケル職工保護ニ關スル件
二月七日附工第二七七號標記ノ件ハ御申出ノ如キ事情有之ニ於テハ御見解
ノ通りト御了知相成度

●工場法規ノ質疑ニ關スル件

昭和五年五月十五日
工第九四六號警察部長指示

標記ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタルニ付了知セラルヘシ

問 製材工場ノ職工ガ公定休日ニ工業主ノ承諾ヲ得スシテ任意ニ作業ヲ開

第七編 工場

前段ノ通り業務上ノ死亡ト認メス

標記件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル旨社會局ヨリ通知アリタルニ付了
知セラルヘシ

左記

問 工場法ノ適用ヲ受ケル合名會社織布工場カ破産ノ宣告確定後破産管財
人ノ意見ニヨリ清算主旨ニ反セサル範圍内ニ於テ第一回債權者會議ヲ
開ク迄從來ノ通り事業ヲ繼續スルコト、ナレリ此場合ニ於テ會社ニ破
産宣告確定ニ依リ事業經營ノ能力ナキニ依リ破産管財人ヲ工業主トシ
テ之ニ工場法ヲ適用スヘキモノト思料セラル、モ商法第八十四條ノ規
定モ有之爲念

破産宣告確定後事業ヲ繼續スル場合ニ於テモ破産法第四條ノ範圍内ニ
於テ存續スル從來ノ法人カ工業主ニ有之尤モ該法人ノ業務執行機關ハ
破産法第七條ニ依ル破産管財人ニ當ル義ニ有之爲念

●工業主事業ヲ休止シタル場合ニ 於ケル職工保護ニ關スル件

昭和五年二月二十五日
工第三八八號警察部長指示

始シ丸鋸ニ送給中ノ材木ノ反撥ニ依リ負傷シテ死ニ至リタリ此ノ場合
工業主カ平常休業日ニ於ケル作業ヲ默過シタル慣例アリタル場合ハ業
務上ノ死亡トシテ工業主ニ扶助義務ヲ生シ然ラサル場合ハ職工ノ重大
過失ト認ムヘキモノト思慮スルモ疑義有之

公休日ニ於ケル就業ニ依ル災害ハ工業主カ平常公休日ニ於ケル作業ヲ
默過シ之ニ對シテモ賃金ヲ支拂フ慣例アリタルトキハ業務上ノ災害ナ
ルモノニ反シ平常工業主カ公休日ニ於ケル作業ヲ嚴禁シ公休日ニ於ケ
ル作業ニ對シテ賃金ヲ支拂ハサル場合ハ業務上ノ災害ニ非ス重大過失
ノ有無ニ付テハ具體的事情ヲ詳知スルニ非サレハ判定致シ難シ

●工場法施行令第六條休業扶助料 ノ件

昭和五年五月十五日
工第九四七號警察部長指示

標記ノ件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタルニ付了知セラルヘシ

記

問 某工場ニ於テ職工業務上負傷シ當日ハ休業シタルモ(賃金全額支給)其
翌日出勤シ作業ニ從事シタルカ三時間就業シタル後勤務ニ堪ヘスシテ
休業シタリ右工場ハ賃金支給ニ關シ十時間制ヲ採用シ一時間ヲ單位トシ
賃金ヲ計算シ前記三時間ノ賃金ハ休業扶助料ノ額ヨリ少額ナリ上記ノ
場合ニ於ケル休業扶助料ノ支給ハ前記賃金三時間ニ對スル賃金ヲ支給
シ賃金日額ヨリ之ヲ控除シタル其ノ殘額ニ對シ休業扶助料ノ支給率ヲ
乘シタル金額ヲ支給セシムルヲ至當ト認メラレ候モ令第六條「職工療
養ノ爲メ勤務ニ服スルコト能ハサルニ依リ賃金ヲ受ケサル時ハ」トノ
規定有之聊カ疑義相生シ候ニ付爲念

答 工場法施行令第六條ハ休業扶助料支給ノ割合ヲ示シタルモノニシテ必スシモ全日休業シタルコトヲ要セス一日ノ内ニ就業シタル時間ト休業シタル時間トアル場合ニハ其ノ休業セル時間ニ比例シテ休業扶助料ヲ支給スヘキモノニ有之

●工場法疑義ニ關スル件

昭和五年五月十六日
工第九〇一號警察部長指示

標記ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル趣キニ付了知セラルヘシ

記

問 造船請負業者カ作業ヲナス場合ニ於テ大型船ノ建造ヲ請負ヒタル場合ハ十五、六人ノ職工ヲ使用シ然ラサル場合ハ職工五、六人ヲ使用スルヲ普通トス而シテ一年ヲ通シテ十人以上ノ職工ヲ使用スル期間ハ四月乃至六月ニ及フコトアリ尙該作業場ハ其ノ設備十人以上ノ職工ヲ従業セシムルニ十分ニシテ何時ニテモ注文ニ應ジ直二十人以上ノ職工ヲ以テ事業ヲ開始ス

答 右ノ場合ニ於テハ工場法ヲ適用スヘキモノナリヤ
何出ノ件ハ客年八月十五日發勞第二四一號ニ依リ工場法ノ適用無之儀ト御了知相成度

參考 發勞第二四一號職工五名以下ヲ常備ノ造船工場ニ於テ夏季約四ヶ月間ニ互リ臨時職工總數二十名ヲ使用スルモノアリ本工場ノ如キハ法第一條第一項第一號ニ依リ常時ト解シ法適用ノ要アリト認ムヘキヤ 答適用ナシ

●職工扶助ニ關スル疑義ノ件

〔山口警〕

〔山口警〕

妻ヲ設ケルヲ要セス

- (一) 動力ヲ傳導スルニ調帯ニ依ルモノニアリテハ男子ナラハ一人女子ナラハ二人協力シテ摺輪ヲ握ルコトニ依リテ同轉ヲ停止シ得ル如キモノ
- (二) 動力ヲ傳導スルニ齒輪ヲ以テスルモノニ在リテハ有效ナルクラツチ遊車等動力ノ遮斷裝置ヲ有スルモノ但シ其ノ使用方法ヲ職工ニ周知セシメアル場合ニ限ル

●工場法規ノ疑義ニ關スル件

昭和五年五月三十日
工第一一八五號警察部長指示

警察部長

標記ニ關シ左記ノ通り應答アリタル趣キニ付了知相成度

記

問 工事ノ下請負ヲ爲シタル工業主カ自己ノ使用セル甲職工ヲシテ其ノ勞役作業ノミチ千九百七拾圓ニテ請負ハシメ甲ハ工事現場へ出張作業從事中ニアセテレン瓦斯ノ爆裂ニテ死亡セリ然レニ工業主ハ甲ヲ下請負人ナリトテ職工トシテ取扱ヲ爲サス職工名簿ニハ當時解雇セル旨記載シ居レリ然レトモ工業主ト甲トノ間ニハ相當金額ノ工事ナルニ不拘契約書又ハ請書取交ノ事實ナク一方健康保險法ノ被保險者トシテ死亡當時迄保險料ヲ納付シ埋葬料ヲ受領セリ而シテ其ノ間ノ事情ヲ調査スルニ

一、職工名簿ニ解雇ト記載セル時期ハ死亡後ナリヤ否ヤ明ナラス
二、同工事ニハ甲ノ外職工名簿ニ記載サレタルモノ三名カ終始出張作業シツ、アリシモ解雇トハ爲リ居ラス
三、一般職工業ノ慣例ニハ千圓以上ニ互ルモノハ假令職工ト雖モ請書又

昭和五年五月十六日
工第一〇七六號警察部長指示

警察部長

標記ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル趣キニ付了知セラルヘシ

記

問 蠶繭詰作業場内ニ於テ昇降機ニ依リ蠶繭詰ヲ上昇シ自動的ニ運搬籠内ニ落下シタルモノヲ殺菌釜内ニ搬入スヘキ勞務ニ服シタルモノニシテ休憩時間中就業時刻一二分前任意ニ作業場内ニ至リタル際偶々自己分擔外ノ昇降機傳導用ノ調帯脱シ居タルニ氣付キ自己ノ勞務ト相關聯セル處ヨリ自發的ニ其ノ手ヲ以テ之ヲ調車ニ裝嵌セムトシタル途端調帯ニ捲揚セラレ高部車輪架材ニ強打セラレタルメ重傷ヲ被リ三時間後死亡シタルモノハ假令其行爲カ分擔外ニ涉ルモノト雖業務ニ對スル善意的措置ニ出テタル場合ナルニ於テハ業務上ノ死亡ト認ムヘキモノノ如キモ一面勞務者ノ作業ノ方法範圍ハ確然區別アル所ヨリシテ業務上ノ統制ヲ紊スノ虞ナシトセサルヲ以テ之ヲ業務外トシテ措置スヘキモノトモ思慮セラレ取扱上聊カ疑義有之

●製絲工場ノ外摺式摺輪ノ車軸ノ柵圍被覆等ニ關スル件

昭和五年五月二十日
工第一一二一號警察部長指示

警察部長

標記ニ關シ左記ノ通り通局議決定アリタル趣キニ付了知セラルヘシ

記

一、製絲工場ノ外摺式摺輪ノ車軸ニシテ左記各號ニ該當スルモノハ柵圍圓

ハ覺書ヲ徴スル模様ナリ

- 四、保險料ノ納付ハ關係事務一切ヲ乙職工ニ一任シ居ルモノニシテ工業主直接關知セズ乙ハ當時資格喪失届出セムトセシモ甲ガ工事現場ニ被保險者證ヲ持參シ居リテ返納方督促スルモ返戻セサル爲保險料納付期日ノ關係上已ムテ得ス一時立替納付セルモノニシテ全ク乙ノ錯誤ニ出テタルモノナリト主張ス
- 五、工業主ト元請負者トノ契約書ニハ元請ノ承認ヲ得シテ本工事ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得サル旨ノ記載アルモ工業主カ甲ニ請負ハシメタル勞役作業ニ付テハ何等承認ヲ受ケタル事實ナシ
- 六、同契約書ニハ尙下請負者ハ常ニ工事現場ニ指定責任者ヲ派出スルコトト記載シアリ元請ノ現場監督ハ甲ヲ其ノ責任者ト認メ來レリト云フ

以上ノ如キ事實ヲ察スルニ假令工場外ノ請負作業ト雖モ職工トシテ取扱可然哉

然哉

●工場法施行規則第五條適否ニ關スル件

昭和五年六月二十四日
工第一四四五號警察部長指示

警察部長

標記ノ件ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル趣キニ付了知相成度

記

問 護謄紙「ロール」ノ作業ハ安全裝置(危險停止裝置ヲ含ム)ノ有無ニ係ラス工場法施行規則第五條ニ該當スルモノトシテ取扱ヒ可然哉

答 護謨練又ハ護謨型壓「ロー」ノ裝入作業（「ロー」ヨリ護謨ヲ引キ出ス作業ヲ含マス）ハ工場法施行規則第五條第六號ニ該當シ「ロー」ノ運轉中ノ掃除等ハ同條第一號ニ該當スルモノトス

●工場法施行令第三條第四十四號ノ疑義ニ關スル件

昭和五年七月十日
工第一九七四號警察部長指示

警察部長

標記ニ關シ左記ノ通り質疑應答アリタル赴ニ付了知相成度

左記

問 硝石工場ニ於テ乾式法ニ依リ硝子ヲ製造スルニ左ノ方法アリ
一、壓搾空氣ニ依リ金剛砂ヲ吹付ケルモノ
二、砂ヲ高所ヨリ落下セシメ重力ニ依リ硝子面ヲ覆付ケルモノ
三、廻轉翼ノ上方ヨリ砂ヲ落下セシメツツ其ノ翼ニ依リ之ヲ硝子面ニ叩キ付ケルモノ

是等作業中一ノ場合ニ於テハ最モ多ク粉塵ヲ飛散シ（二）及（三）ノ場合ハ其ノ粉塵飛散程度（一）ノ作業ヨリ少ナリト雖モ猶相當ノ粉塵飛散スル狀況ニ在リ右（一）乃至（三）ノ方法ニ依ルモノ其ノ飛散粉塵中ニ含有スル硝子ノ微塵ハ鋭キ尖角ヲ有シ職工ノ呼吸器ニ及ホス障礙ニ於テハ相當考慮スヘキモノアリ所謂（硝子ノ砂吹）トハ前記作業中（一）ニ記載セシ場合ノミニ適用スヘキモノナリヤ將又之レヲ實質的ニ解シテ（一）乃至（三）トモ包含スヘキモノナリヤ

答 右末項後段見解ノ通

●工場法規ノ疑義ニ關スル件

【山口書】

昭和五年六月六日
工第一二七六號警察部長指示

警察部長

標記ニ關シ左記ノ通り社會局ニ於テ質疑應答有之候條了知相成度

記

問 某會社ニ於テハ常時三千餘人ノ職工ヲ使用シテ汽車電車等ノ車體製造ヲ業ト爲セルカ其ノ使用職工ヲ常備、臨時、特臨（特別臨時ノ意味）ノ三種ト爲シ常ニ六、七百名ノ臨時特臨ヲ置ケリ而シテ臨時ハ三ヶ月特臨ハ一ヶ月ヲ一定ノ履備期限ト爲シ採用當初ニ於テ之ニ相當スル契約書ヲ徵シ期限満了ノ際ニ於テ更ニ契約ヲ更改シテ引續キ就業セシメ爾後期限到來毎ニ之ヲ反覆シ數月乃至數年之ヲ繼續就業セシメツ、アリ而シテ是等職工ノ會社ニ對スル關係ハ採用時ニ於ケル身分證明ニ關スル書類ノ提示官眞ノ添付及體格検査ヲ施行スル等ハ勿論工場内ニ在リテモ何等特殊又ハ臨時ノ業務ニ服スルニ非スシテ常態時ニ於ケル一般作業ニ從事シ且（各種ノ待遇何等常備職工ト異ル所ナク加之）原則トシテ常備職工ハ臨時職工ヨリ之ヲ採用スルノ慣例アル等其ノ地位極メテ安定ニシテ何レモ數月乃至數年ノ勤続者タリ然ルニ會社ハ一朝事業ノ不況等ノ場合ニ於テハ是等ノ職工ハ期限付定期職工ナリト理由ノ元ニ何等ノ豫告ナク且ツ何等ノ處置ヲ講スルコトナクシテ一時ニ數百名乃至數百名ノ解雇ヲ爲スノ事例アリ右ハ定期職工ナリト雖作業狀態等何等常備職工ト異ル所ナク職工自身モ之ニ安定就業シ且ツ工場法立法ノ精神カ労働者ノ保護ニ其ノ重點ヲ置キタルハ勿論ニシテ若シ如此特臨職工若クハ臨時工等ヲ許容スルニ於テハ各工場ニ於テハ悉ク職工ヲ定期職工トナシ施行令第二十七條ノ二ノ規定ヲ免レントスルニ至ルヘク甚ダ不當ナル結果ヲ招カスヘシ之等ノ關係ヲ考察スルトキハ同法施行令第二十七條ノ二ノ規定ハ當然適用アルモノト思料ス

【山口書】

答 期間付履備契約ト雖モ從來ノ事例作業ノ狀況等ノ客觀的事情ヨリ見テ期限ニ至リ契約更新セラル、ヤ期限ト共ニ終了スルヤ不明ニシテ期限終了ニ際シテ更新セラル場合ニハ特ニ其ノ旨ノ申渡シヲ爲スコトヲ要スルカ如キモノニ就テハ斯カル申渡ハ工場法第二十七條ノ二ノ履備契約ノ解除ト同視スヘキモノニシテ二週間ノ豫告ヲ爲スカ或ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス

退而昨年八月十四日工第二三四七號通牒ノ件ハ右ニ依リ變改シタル儀了知相成度

●職工ノ扶助ニ關スル件

昭和五年六月十六日
工第一五六一號警察部長指示

警察部長

標記ノ件ニ關シ左記ノ通り社會局ニ於テ質疑應答有之候條了知相成度

記

問 職工作業中負傷シ右腕骨下端骨折チ來シ治療ノ結果骨癒合部ニ些少ノ隆起ヲ認メル程度ニ於テ治療シタリ然ルニ今尙長時間歩行スルニ於テハ該患部ノ疼痛ヲ感シ歩行困難ニ陥ル場合アリト云フ右骨癒合部ニ些少ノ隆起ヲ認メルハ之ヲ障害チ殆シタルモノト認ムヘキヤ否ヤ聊カ疑義相生シ候條何分ノ指押仰度

答 長時間ノ歩行ニ困難ヲ感スルコトカ未ダ歩行ニ慣レサル爲メト認メラルニ於テハ骨折治療後癒合部ニ些少ノ隆起ヲ認メル程度ナルハ障害チ殆シタルモノト解サス

●工場法規ノ疑義ニ關スル件

第七編 工場

昭和五年九月十九日
工第二六五七號警察部長指示

警察部長

首題ニ關シ左記ノ通り應答アリタル趣ニ付了知セラルヘシ

記

問 就業時間制限ノ例外規定タル工場法第八條第三項ノ臨時「必要」ニ付テハ其ノ範圍ニ關スル具體的事項ノ例示モ慣行上大體局限シテ單純ナル需要供給關係ニ因リ繁忙ナル場合ノ如キハ經濟上一時的必要ヲ生ジタルモノニアラスシテ私益ニ基ク經濟上ノ「便宜」ニ因ルモノナリト解スヘク然ルニ最近内地向織物製造工場ニ於テハ毎年八月、九月及十月ヲ最益季トシテ冬向織物ヲ比較的多量ニ生産シ又春向、夏向及秋向等各種季節織物ノ製織ニ就テモ相當繁忙ナル爲メ當業者ニ於テハ殆ト一ヶ年ヲ通シテ繁忙トナシ常規的ニ、一月ニ付七日ヲ超エサル期間二時間以内ノ就業時間延長ヲ認メラレ度キ旨當局ニ希望シ來リタルモ工場法ニ就業時間制限規定ヲ設ケタルハ畢竟斯カル需要ニ應ズルニ渡々タル企業者ニ便宜ヲ強要スルノ要アルカ爲メニシテ右ノ如ク私益ニ基ク經濟上ノ便宜ヲ臨時「必要」ト認メル時ハ全然就業時間ニ對スル節度ヲ缺クニ至ルノ虞アルヲ以テ右ノ場合一ヶ年ハ勿論假令最盛季ノミトスルモ臨時必要ノ現存スルモノト認メ難ク從テ法第八條第三項ノ届出ヲ受理スヘキ筋合ニ非ストシテ取扱差支ナキヤ

工場法第八條第三項ノ「臨時必要ナル場合」トハ臨時ニ起ル需要增加注文轉帳等ノ爲就業時間延長ノ必要アル場合ヲ指スモノニシテ季節的ニ繁忙ナル場合ヲモ包含スル儀ニ有之

●工場附屬寄宿舎規則施行細則

昭和二年十月二十一日
山口縣令第百一號

工場附屬寄宿舎規則施行細則左ノ通定ム

工場附屬寄宿舎規則施行細則

- 第一條 本令ニ於テ規則ト稱スルハ工場附屬寄宿舎規則ヲ謂フ
- 第二條 規則第二條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 規則第二條第一項各號ノ作業場ト寢室トノ距離
 - 二 除害豫防又ハ避難ノ設備ノ現況特ニ別建物ト爲スヲ要セスト認メラルル事由ノ詳細
 - 三 建物構造及其ノ他ノ關係ヲ示スニ足ルヘキ圖面
- 第三條 規則第六條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 屋根小屋組ヲ露出セル室數及各室ノ用途
 - 二 前號各室ノ構造坪數及梁下高サ
 - 三 覆葺材料
- 第四條 規則第九條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 臨時必要アル事由
 - 二 期間
 - 三 各室毎ニ坪數及收容人員
- 第五條 規則第十條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 收容定員十六人ヲ超エテ收容スル室數及各室ノ坪數及超過人員

二 構造上間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスル事由

第六條 規則第十一條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一 交替就業スル寄宿職工ノ組數各組ノ人員
- 二 交替時刻
- 三 同一ノ寢室ニ收容スル事由

第七條 規則第十六條ニ依ル健康診斷ハ毎年六月、十二月中ニ施行シ其ノ成績ハ翌月十日迄ニ様式第一號ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第八條 寄宿舎ニ舎監、教婦等監督者ヲ使用セムトスルトキハ經歷ヲ詳具シ選擧ナク知事ニ届出ツヘシ使用ヲ止メタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

前項ノ監督者ニシテ公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ力變更ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 規則及本令ノ規定ニ依ル諸願届ハ正副二通ヲ作り各條所定事項ノ外左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經由テ提出スヘシ

- 一 工場所在地
- 二 工場名
- 三 工業ノ種類
- 四 工業主ノ氏名、法人ニ在リテハ其名稱並代表者ノ氏名
- 五 工場管理人アルモノハ其ノ氏名
- 六 未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人、準禁治産者ニ在リテハ其ノ保佐人、妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔山口書〕

〔山口書〕

様式第一號 (美濃紙)

山口縣知事

宛

工場附屬寄宿舎職工並使用者健康診斷施行届

合 計	作 業 別		病 類 別		結 核		胃 加 多 兒		ト ラ ホ ー ム		何 々		何 々		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	

年 月 日
工場所在地
工場名
工業主又ハ(工業管理人) 氏 名

記載心得

- 一 工場法施行細則第二十三條並附則第四項ニ依リ健康診斷ヲ施行スル工場ニ在リテハ本表届出ヲ省略スルコトヲ得本表届出ヲ省略スルトキハ同條ニ依リ提出スル届出ノ表中ニ本表届出ニ該當ノモノハ朱書シ且ツ備考トシテ本表届出ヲ省略スル旨附記スヘシ
- 二 作業別ハ何々保或ハ何々工ト記載スルコト

●工場附屬寄宿舎規則施行細則取扱手續

昭和二年十月二十一日
山口縣訓令第四十七號

警察局長

工場附屬寄宿舎規則施行細則取扱手續左ノ通定ム

工場附屬寄宿舎規則施行細則取扱手續

第一條 工場附屬寄宿舎規則(以下單ニ規則ト稱ス)及同施行細則(以下單

第七編 工場

罰則 罰則第九條ニ基キ規則並罰則ニ依リ提出スル諸願届正本ハ當廳へ
進達シ副本ハ所轄ノ警察署ノ記録トシテ整理スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●寄宿舎女工ノ待遇改善ニ關スル 件

大正十五年四月十九日
工第二八九號警察部長指示

警察部長

工場附屬ノ寄宿舎ニ收容セラレル女工ニ對シ不當ニ外出入ヲ制限シ又ハ歸郷ヲ拒否スルノ弊尙其ノ跡ヲ絶タズ外出ノ制限其ノ他寄宿舎女工ノ待遇ニ關シ勞働爭議ノ生レル事例モ有之候處固ヨリ作業ノ必要上又ハ本人ノ保護工場ノ風紀及規律維持上外出及歸郷ニ適當ナル制限ヲ爲スハ事實上已ムテ得サル可キモ前貸金アルノ故ヲ以テ外出ニ基キ制限ヲ加ヘ事實上之ヲ許ササルカ如キ相當ノ事由ヲ具シテ解雇又ハ歸郷ノ申出ヲ爲スモ之ヲ拒ムカ如キハ本邦法制ノ精神ト相容レサル所ナルノミナラス已ムテ得サル事由ニ依リ歸郷ヲ必要トスル場合ニ於テ前貸金未済ノ故ヲ以テ歸郷ノ申出ヲ拒ムハ労働者募集取締令第十六條ニ反スヘク(別紙說明参照)又外出歸郷ノ制限力一定ノ限度ヲ超ユルニ於テハ監禁罪ヲ構成スル虞モアルヘキヲ以テ(別紙判例参照)適宜當業者ニ對シ注意ヲ與ヘ女工ノ自由ヲ不當ニ制限スルカ如キコトナキ要特ニ注意セラルヘシ

●労働者募集取締令第十六條

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者到着後ニ於テハ募集主應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

〔山口書〕

- 一、就業案内又ハ雇傭契約ニ記載シタル事實ト相當相違シタルトキ
- 二、募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
- 三、考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ
- 四、其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ依リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

右ノ說明

本條ハ募集ニ應ジテ工場ニ來レル者カ各號ノ事由ヲ以テ歸郷ヲ申出タル場合ニ於テハ工場到着前ハ募集従事者、工場到着後ハ募集主タル工業主又ハ工場管理人カ必要ニ應ジテ旅費ヲ給シ又ハ貸與シ或ハ看護人ヲ附シテ歸郷セシムル等必要ナル措置ヲ執ルヘキ義務アルコトヲ規定シタルモノトス

●罰則

監禁罪ニ關スル刑法ノ規定

刑法第二百二十條第一項
不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

右ニ關スル判例(大審院大正四年(レ)第二五六號同年十一月五日)

刑一部末弘裁判長遠藤平野谷野中西各判事判決

契約ニ依リテ工業主ノ爲メニ一定ノ勞務ニ服スル職工ノ如キハ其ノ契約期間中ハ契約ノ趣旨ニ從ヒ勞務ヲ強要セラルヘキモ右勞務ノ遂行ヲ妨害セザル限リ一切ノ自由ヲ奪ハルヘキニ非サルハ勿論一定ノ時限中不法ニ其ノ居所ト外部トノ交通ヲ遮斷スルカ爲メ出入口ノ戸ヲ外部ヨリ鎖鎖ヲ施シ外出ヲ禁止シ因リテ職工ノ自由ヲ奪フカ如キハ刑法第二二〇條第一項ノ不法監禁罪ヲ構成スト謂ハサルヘカラス故ニ縱令所論ノ如ク室内ニ相當ノ設備ヲ爲シ職工ノ健康保全及ヒ慰安娛樂ノ方法ヲ講シアリトスルモ苟モ契約ニ因リテ非シテ職工ノ自由ヲ侵害スヘキ方法ヲ以テ其ノ出

〔山口書〕

入ヲ禁止スルハ監禁罪ノ成立ヲ妨ケス原判決ハ被告等カ共謀シテ女工ノ逃亡ヲ防クカ爲メニ不法ニ女工寄宿所ノ部屋出入口ノ戸ニ外部ヨリ鎖鎖ヲ施シ外部トノ交通ヲ遮斷シタルト云フニ在リテ其ノ行爲ノ不法監禁罪ニ該當スルコト明確ナリ(關係事項)

上告棄却○原審奈良地方裁判所○監禁傷害被告事件○被告人中野阪次郎
外四名辯護人米田實

●工場危害豫防及衛生規則施行細則

昭和五年十二月二十三日
山口縣令第五十八號

工場危害豫防及衛生規則左ノ通定

第一條 工場危害豫防及衛生規則施行細則

- 一 定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 機械ノ配置及機械間ノ距離又ハ之ト他ノ設備トノ距離及通路ヲ表示シタル作業場ノ平面圖
 - 二 機械ノ名稱、種類及作業ノ種別
 - 三 規定ノ幅員ト爲スコト能ハサル事由
- 二 規則第二十三條第四項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ規定ニ依ラサルノ許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
 - 一 作業ノ種別
 - 二 幼年(十六歳未満以下)之ニ做フ及男女別職工數
 - 三 作業場ノ構造設備
 - 四 通路及出口ノ配置並周圍ノ狀況ヲ示シタル作業場ノ平面圖
 - 五 出口ヲ二以上設クルノ必要ナキ事由

第三條 規則第二十三條第四項ノ規定ニ依リ同條第二項ノ規定ニ依ラサルノ許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

- 一 作業ノ種別
 - 二 二階以上各階毎ニ常時就業スル幼年及男女別職工數
 - 三 作業場ノ構造設備
 - 四 階段ニ至ル通路及出口ノ配置並周圍ノ狀況ヲ示シタル各階作業場ノ平面圖
 - 五 階段ノ構造(種別、踏面、蹴上、勾配、高、幅員等)明ニスルコト
 - 六 階段ヲ二以上設クルノ必要ナキ事由
- 第四條 規則第二十三條第四項ノ規定ニ依リ同條第三項ノ規定ニ依ラサルノ許可ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
- 一 作業ノ種別
 - 二 二階以上各階毎ニ常時就業スル幼年及男女別職工數
 - 三 作業場ノ構造設備
 - 四 各階段ノ構造ヲ示シタル平面圖(規則第二十三條第三項各號ノ事項ヲ詳記スルコト)
 - 五 階段ヲ所定ノ構造制限ニ依ラシムルノ必要ナキ事由
- 第五條 本令ニ依ル願書ニハ工場名、工場所在地、工業ノ種類及願人ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其名稱、事務所所在地及代表者ノ住所氏名)ヲ記載シ所轄警察署ヲ經由スヘシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●工場ニ關スル書類ノ經由進達ニ 關スル件

大正七年十一月二十五日
保第一一七九四號警察部長指示

工場法規ニ關スル認可ノ申請又ハ届出等ノ書類ニシテ警察官署ヲ經由スヘキ旨ヲ定メタル場合ニ於テハ徒ラニ此等書類ノ取次ニ止メス克ク其ノ内容ヲ審査シ關係法令ノ規定ニ違背スルモノナキヤ或ハ事件ノ性質ニ依リテハ當部ノ指揮ヲ俟ツ迄モナク調査ヲ遂ク當該書類ノ通達ト共ニ副申スル等便宜ニ從ヒ相當處理セラレヘシ

●小工場ノ手續方

大正十五年八月十二日
工第九六六號警察部長指示

工場法適用上必要ナル手續義務ヲ工業主ニ命スルハ已ムヲ得サル所ナルモ場合ニ依リテハ手續煩瑣ニ失シ就中小工場ニトシテハ過大ノ負擔トナル虞モナキニ非サルニ就テハ今回改正工場法ノ施行ニ當リテハ工場法施行令第三條ノ各號ニ該當スルカ如キ小工場ニ對シテハ已ムコトヲ得サル場合ノ外ハ可成手續ヲ簡易ニシ又手續ヲ要スル場合ニ於テモ届出書類及揭示等ニ付テハ豫メ様式ヲ作成シ工場主ヲシテ容易ニ入手シ簡易ニ書入ル、コトヲ得ル様取計ヲ便宜ヲ圖リ手續ノ煩瑣ナルヲメ法ノ實果ヲ失フノ虞ナキ様特ニ留意セラレヘシ

●職工死傷及工場災害事故報告ニ關スル件

大正十五年九月十一日
工第一二八九號警察部長指示

職工ノ死傷及工場災害事故發生ノ場合ニ於テハ工場法施行規則第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依リ工業主ハ夫々其ノ都度遲滞ナク規定様式ニ依リ届出スヘキ旨ナルニ本則實施後左記ノ通達ニ關シ場合多キニ付此ノ際特ニ管

〔山口警〕

内工業主ニ對シ之カ指示ヲ爲スト共ニ其ノ手續ニ關シ今後遺漏ナキヲ期セラルヘシ

記

- 一、職工死傷及工場災害事故發生ニ際シ之カ届出遲滞セルモノ又ハ全ク届出ヲ爲サ、ルモノアリ
- 二、職工死傷報告ハ施行規則第二十五條様式第四號ノ記載心得第二ニ依リ「職工死亡シ又ハ療養ノ爲休業二週日以上ヲ要スヘキ見込ノ場合ニ於テハ二週其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スヘシ」トアルニモ拘ラス何レノ場合ニモ只一通ヲ差出ス向アリ爲ニ更ニ之レカ提出方照復スル等徒ニ手数ヲ要スルモノ尠ナカラス
- 三、工場災害事故報告ハ職工死傷報告ト同シク事故發生ノ上ハ遲滞ナク三通ヲ作製シ一通ハ當該工場ニ保存シ他ノ二通ヲ當部ニ進達スルコト
- 四、職工死傷及工場災害事故報告ノ用紙一頁ハ何レモ美濃紙半折大ト定メラレ居レルニ其ノ提出書中異式ノモノアリ規定様式トセシメラレタシ
- 五、職工死傷及工場災害事故報告書中災害ノ原因及發生狀況欄ノ記載甚ダシク簡約ニシテ要領ヲ盡サ、ルモノ多シ

●工場年報改正ニ關スル件

大正十五年九月二十日
工第一四二六號警察部長指示

工場年報報告方ニ關シテハ大正十一年十一月二十七日附工第一、三〇六號例規指示中ノ所今後其ノ署管内ニ於ケル適用工場ニ對シ毎一年中ニ於ケル左記事項ニ付調査ヲ爲シ翌年一月十五日限リ報告セラルヘシ
追テ本件報告ハ可成精確ニシテ且抽象的記事ヲ避テ最數字ノ記載ノ正確ヲ期シ實例ヲ舉示セル具體的記述タルヲ要スルヲ以テ調査上特ニ注意セ

〔山口警〕

工場年報

第一法規施行狀況

- 一、工場法規施行ニ關シ警察官吏ニ於テ實地監査セシ度數及法規違反ノ狀況
- 二、監査ノ方針並ニ其ノ成績ノ概況
- 三、其ノ他工場法規(工業労働者最低年齡法ヲ含ム)施行ニ關シ參考トナルヘキ事項

第二工業概況

- 一、工場數又ハ職工數ノ増減ノ顯著ナル業務ニ付其ノ消長ノ原因及大勢
- 三、職工ノ労働狀況

一、法第四條但書ノ許可、法第七條第三項ノ許可、法第八條第二項ノ許可、同條同項但書及規則第四條ニ依リ届出、法第八條第三項ノ届出法第八條第四項ノ認可等ニ付各該當條項毎ニ其ノ業務別件數及其ノ事由狀況

- 二、職工ノ労働狀況ニ關シ參考トナルヘキ事項
 - (イ) 職工ノ就業時間(基本時間、残業時間)
 - (ロ) 晝夜交代労働
 - (ハ) 休憩時間ノ配置並ニ其ノ利用方法
 - (ニ) 休日ノ回數並ニ其ノ利用方法
 - (ホ) 職工ノ就業時間休日休憩ノ能率健康勳意等ニ及ボス影響
 - (ヘ) 作業ノ方法ノ改善其ノ他能率増進ノ爲ノ施設
 - (イ) 第四職工ノ扶助ニ關スル事項

一、業務上ノ事由ニ依リ法定扶助事項

第七編 工場

〔山口警〕

令第七條ノ身體障害ニ關スル實際ノ狀況

- (イ) 業務上ノ疾病ニ對スル扶助ノ狀況
- (ロ) 重大過失ノ認定ノ狀況
- (ハ) 扶助金額ノ計算
- (ニ) 扶助ニ關スル紛議
- (ホ) 歸郷旅費ノ支給狀況
- (ヘ) 共済組合其ノ他之ニ類スルモノ(健康保險組合ヲ含ム)ニ就キ業務上ノ死傷病者ニ對スル救済狀況
- (イ) 業務外ノ死傷病者ニ對スル救済狀況
- (ロ) 組合ノ組織及事業狀況
- (ハ) 業務外ノ死傷病者ニ對シ單獨負擔ニテ救済セル狀況
- (ニ) 第五貨金其ノ他ノ給與ニ關スル事項
- (イ) 賃金ハ通貨ヲ以テ月一回以上支拂フヘキ規定ニ關シ其ノ實施ノ狀況
- (ロ) 雇傭ニ關スル損害賠償ノ豫定及違約金契約禁止規定ノ實施狀況
- (ハ) 職工ノ貯蓄金
 - (イ) 貯蓄金管理方法
 - (ロ) 貯蓄金返還ニ關スル紛議
- (ニ) 賃金其ノ他ノ給與ニ付參考トナルヘキ事項
- (イ) 賃金騰落ノ概況
- (ロ) 賃金計算方法
- (ハ) 食事其ノ他ノ物品給與ノ狀況

(二) 期末又ハ半期賞與及利益ノ分配制
賃金ノ計算及支拂ニ關スル紛議

- 第六職工ノ解雇及就業規則ニ關スル事項
- 一、履傭證明書並ニ解雇ノ豫告及解雇手當支給規定ノ實施狀況
- 二、就業規則ニ關シ就中其ノ制裁ノ狀況
- 三、解雇手當勤績賞與其ノ他職工ノ退職ノ際ニ支給スル給與(共済組合ヨリ支給スルモノヲ含ム)

工場年報ニ關スル件

昭和二年五月二十八日
工第一一四七號警察部長指示

警察部長宛

首標ノ件ニ關シテハ客年九月二十一日工第一四二六號ヲ以テ既ニ指示シタル例規中調査事項第七號ノ次ニ更ニ左記各號ヲ追加セラルヘシ

左記

- 第八 工場災害ニ關スル事項
 - 一、災害ノ頻發スル工場又ハ注目ヲ要スル災害發生シタル工場アルトキハ災害ノ原因工場設備ノ狀況作業方法労働時間其ノ他ノ就業條件等災害ニ關係アル諸般ノ事項ニ付調査シテ之ヲ記述スルコト
 - 二、工場及寄宿舎ノ火災豫防ニ關スル施設ニ付調査シ記述スルコト
 - 三、毒劇物、毒劇藥又ハ爆發性發火性若ハ引火性物品ニ依ル災害ニ付テハ

(山口警)

料品ノ取扱方法貯藏ノ狀況豫防施設等ニ付詳記スルコト

- 四、災害豫防上ノ設備裝置其ノ他保護具等ニ付記述シ工夫ヲ加ヘタル施設アルトキハ其ノ内容(構造大サ取付場所其ノ作用等)ヲ記述スルコト
- (成ルヘケ爾面(正副二通)ヲ添付スルコト)
- 五、作業場寄宿舎職工合宅其ノ他工場附屬建物ニ付建築物ノ構造道路出入口及階段等ニ關シ災害ノ發生又ハ防止及避難ノ點ヨリ調査シ記述スルコト
- 六、災害豫防上施設ヲ命ジタル事項アラハ之ヲ記述スルコト
- 七、安全運動安全委員等ニツキ其ノ組織及業績ニ關シ調査記述スルコト
- 八、其ノ他工場災害ニ關シ參考トナルヘキ事項ニ付記述スルコト

第九 工場衛生ニ關スル事項

- 一、職業病ニ關シ鉛中毒水銀中毒砒素中毒一酸化炭素中毒二硫化炭中毒毒ベンゾール中毒アニリン中等ノ工業中毒炭疽病職業性皮膚疾患職業性眼疾患等ニ付業務別ニ其ノ發生狀況症狀ノ結果等ヲ詳記スルコト
- 二、工場及寄宿舎ニ於ケル結核及呼吸器疾患ノ狀況
- 三、工場及寄宿舎ニ於ケル急性傳染病ノ狀況
- 四、職工ノ眼病脚氣花柳病其ノ他ノ疾患ノ狀況
- 五、作業場ノ採光換氣溫度等ノ狀況及衛生施設ニ關スル事項
- 六、寄宿舎ノ狀況食堂便所其ノ他ノ衛生施設ニ關スル事項
- 七、職工ノ榮養ニ關スル事項
- 八、疾病負傷ノ診療狀況及其ノ施設ニ關スル事項
- 九、幼兒及妊産婦ノ保護施設ニ關スル事項
- 十、疾病豫防及工場衛生ノ普及ノ爲ニスル施設ニ關スル事項
- 十一、其ノ他職工ノ衛生ニ付參考トナルヘキ事項ニツキ調査シ記述スルコト

第十 福利施設

一、職工ノ慰安娛樂教育體育等ニ關スル施設及成績其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付調査記述スルコト

第十一 其ノ他參考トナルヘキ事項

- 一、工場法規ノ規定事項又ハ工場設備ニ關スル事項カ労働爭議又ハ工場委員會其ノ他労働者團體等ノ問題トナリタルトキハ之ニ關シ記述スルコト
- 二、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付調査記述スルコト
- 備考
- 一、各項目ニ該當スル事項ニ關スル特別調査ハ成ル可ク年報ト切離シテ隨時報告シ其ノ旨年報中ニ記載スルコト

(山口警)

工場事務ニ關スル件

昭和三年六月十六日
工第一四七四號警察部長指示

警察部長宛

工場事務ハ改正工場法令及工業労働者最低年齢法ノ實施ニ伴ヒ頓ニ増加シ小數ノ專任官吏ニテハ到底所期ノ目的ヲ達シ得サル狀況ニ有之就テハ工場法施行細則取扱手續第十一條及工業労働者最低年齢法施行細則取扱手續第四條ニ依リ巡查部長以上ヲシテ毎月一回以上工場及作業場ヲ巡視セシメ工場法令並工業労働者最低年齢法施行細則ニ關シ共助セシムル規定アルモ近時一般警察事務ノ増加ニ伴ヒ巡查部長以上ノ配置尠ナキ警察署ニ於テハ規定度數工場及作業場ノ巡視ヲ爲スハ困難ノ點アリト思惟セラル、ヲ以テ今後一回(止テ得サル場合ハ一年ヲ通シテ一回)ニ止ルコトヲ得、確實ニ巡視シ違反及注意事故ノ有無ニ不拘工場日誌ニ記載シ責任ヲ明ニシ以テ工場法令並工場労働者最低年齢法施行細則ニ共助ニ努メララルヘシ

扶助規則等保存整理ノ件

昭和三年九月二十六日
二第二四三一號警察部長指示

警察部長宛

爾今左記規則規程等ヲ工場ヨリ提出アリタル時ハ縣令或ハ訓令ニ明記ナシト雖モ取締上必要缺ク可カラサルモノニ付何レモ副本ヲ徵シ他ノ書類ト別冊ニシ(別冊ハ更ニ各種別毎ニ座分ケニスルコト)保存整理セラルヘシ
追而是迄ニ提出済ノモノニシテ副本ヲ徵セサル工場ノ分ハ此際全部副本ヲ徵シ同様取扱ハレヌ

	當時ノ職工數	上記中受診職工數	當時ノ寄宿職工數	上記中受診職工數
男				
女				

左記

工場法施行細則第二十三條及工場附屬寄宿舎規則施行細則第七條ニ依ル職工ノ健康診断施行ノ結果届書ニハ當分ノ間右届書適宜ノ場所ヘ左記事項ヲ附記セシメラレヌ

第七編 工場

- 左記
- 工場法施行令第十九條ニ基ク扶助規則
 - 工場法施行令第二十七條ノ四ニ基ク就業規則
 - 工場法施行細則第十一條ニ基ク職工貯蓄金規程
 - 工場法施行細則第十二條ニ基ク職工貯蓄金管理規程
 - 工場法施行細則第二十條ニ基ク諸規則規約等
 - 工場法施行細則第二十一條ニ基ク寄宿舎管理規程

●工場及作業場ノ監督ニ關スル件

昭和四年五月二十二日
工第一四一七號警察部長指示

警察部長宛

工場法施行細則取扱手續及工業労働者最低年齢法施行細則取扱手續ニ依リ爲シタル工場及作業場ノ監督状況ハ爾今每一ヶ月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ左記様式ニ依リ報告セラルヘシ

工場名	監督事項	適	條	結	末

- 記載心得
- 一 監督事項欄ニハ違反事實並ニ指示注意等ノ要領ヲ摘記スルコト
 - 二 結末欄ニハ違反事件ニ對スル處置(告發説諭等)及指示又ハ注意ニ基キ工業主之ヲ實行シタルヲ否チテ記載スルコト

〔山口警〕

- 三 違反事件ニ對スル處置又ハ注意指示ニ對スル結末カ當該月中ニ結了セサルトキハ結末ヲ告ケタル當該月報ニ重複記載(結末欄ハ朱書)スルコト

●工場法第二十四條ニ基キ法適用工場ノ件

昭和四年七月十二日
工第二〇〇一號警察部長指示

警察部長宛

工場法第二十四條ニ基キ法ノ適用ヲ受ケル爲工場ヨリ提出ノ工場法適用届ニ對スル副申ニハ法第二十四條ニ基ク旨記載シ又其ノ署備付添報備考欄ニモ其ノ旨明記シ置カルヘシ

●工場統計報告ニ關スル件

昭和五年一月十五日
工第一一三號警察部長指示

警察部長宛

適用工場統計作成上必要アルニ付爾今別表ニ依リ六月、十二月末現在ニ依リ翌月二十日迄ニ報告セラルヘシ

第一表 職工賃金調

工場名	性	一日當名目賃金				一日當實際所得			
		最高	最低	普通	平均	最高	最低	普通	平均
計	男								
	女								
何々工場									

記載心得

- 第二表
- 一 本調査ハ當月末現在ニヨリ調査スルコト
 - 二 名目賃金トハ定額ニヨリ賃金ヲ定ムルノ謂ナリ故ニ日給額ノ多寡ニ

〔山口警〕

依リ最高最低ヲ類別スルコト

昭和 年 月中		調	害	合 計
其	他	ニ因ルモノノ工場附屬建設物煙突又ハ高架槽ノ倒壞	ニ因ルモノノ汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂	火 災
熱湯其ノ他高熱物體	ニ因ルモノノ爆發性發火性又ハ引火性物品	ニ因ルモノノ有害瓦斯	ニ因ルモノノ毒劇藥又ハ毒劇物	電 氣
物體ニ墜突シタル	ニ因ルモノノ物體ノ落下顛倒又ハ飛來	ニ因ルモノノ高所ヨリ墜落	ニ因ルモノノ體ニ因リ自己使用中ノ工具又ハ之ニ加工中ノ物	ニ因ルモノノ機械ヲ用キサル運搬又ハ取扱中ノ物體

第七編 工場

工 場 災

事 由	運轉中ノ機械及動力傳導裝置ニ因ルモノ										其 他	依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ 動力ヲ用キサル運搬機吊揚機又ハ之ニ		
	原 動 機	調 帶 索 調 帶 車 類	車 軸	齒 輪	轉 子	因 機	壓 機	工 中	研 磨	揚 重			運 搬	
	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因	ニ 因			ニ 因	
性別														
死														
亡														
重														
傷														
輕														
傷														
男														
女														
計														
女														
計														

備考 一、重傷ハ負傷ニ依リ療養ノ爲休業二週間以上ヲ要スルモノ又ハ其ノ見込ノモノ
 二、輕傷ハ療養ノ爲三日以上二週間未滿ノモノ又ハ其ノ見込ノモノ
 三、本調査ハ適用工場ニ於ケルモノニ限ル

〔山口養〕

●工場監督狀況報告工場分類中改
 正ニ關スル件

〔山口養〕

昭和五年九月二十五日
 工場第二六九五號警察部長指示

警察署長宛

大正十五年九月十四日内務省訓令第十四號工場監督狀況報告附表工場分類
 中左記ノ通改正相成候條爾今左ニ依リ御取扱相成度

記

- 一、中分類中眞綿製造業、刺繡業、煙草業ヲ削ル
- 一、船舶車輛製造業ノ二ヲ左ノ如ク改ム
 - 機關車、航空機、電車、自動車、其他鐵道用客車貨車類
- 一、化學工場人造肥料製造業ノ次ニ左ノ二ヲ追加シ同雜業中「セルロイド
 及其ノ製品」ヲ削ル
- セルロイド製造及加工業
- 人造絹絲業
- 一、雜工場「木竹莖莖製品業」ヲ
 製材業
 - 木工業 ベニヤ、樽、箱、木管及杼、マツチ軸、建具及家具類
 - ニ改メ同雜業五中「木管類」ヲ削リ「八トシテ左ノ如ク追加ス
- (八)籠、簾、檜織、傘骨、柳行李、下駄表、其ノ他竹籐、柳、莖莖等ノ製
 品

第七編工場(終)

第八編 勞働

第八編 労働

●工業労働者最低年齢法施行細則

昭和二年四月十五日
山口縣令第四十九號

工業労働者最低年齢法施行細則左ノ通定ム

工業労働者最低年齢法施行細則

第一條 工業労働者最低年齢法第一條各號ノ一ニ該當スル工業ニ十六歳未
滿ノ者ヲ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ様式第一號ニ依リ使用後十日以
内ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

使用ヲ廢止又ハ届出事項ヲ變更シタルトキハ其旨届出ツヘシ

第二條 使用者ハ工業労働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル名簿ハ様式第
二號ニ依リ調製シ作業場毎ニ備付所定事項ヲ記載シ名簿ノ寫ヲ所轄警察
署ニ届出ツヘシ

異動アリタルトキハ其ノ都度所轄警察署ニ届出ツヘシ

第三條 使用者ハ其ノ使用スル十六歳未滿ノ者業務上負傷シ疾病ニ罹リ又
ハ死亡シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

一 労働者ノ住所氏名生年月日

二 作業ノ種類

三 負傷又ハ疾病ノ程度若ハ症状

四 死亡ノ原因

五 負傷若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡ノ年月日

六 傷病者又ハ死亡者ニ對スル救済ノ概況

第四條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附則

第八編 労働

〔山口警〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一號 工業被使用者届

使用者住所	工業ノ種類	作業場名稱	被使用者現在數	十二歳以上 十四歳未滿		十四歳以上 十六歳未滿		就業時間	休日並配置	年 月 日
				尋常小學 教科修了	尋常小學 教科未修	尋常小學 教科修了	尋常小學 教科未修			
市			寄	男	女	男	女	始業時		
町			宿	男	女	男	女	終業時		
大字			通	男	女	男	女			
小字			勤	男	女	男	女			
番地			計	男	女	男	女			

右工業労働者最低年齢法施行細則第一條ニ依リ及御届候也

右 使用者

山口縣知事宛

様式第二號 (半紙)

姓	名	男	女
		氏名	生年月日
住所		本籍及戸主 トノ続柄	
履歴	解雇	雇入	解雇

記載心得

- 一 履歴欄ニハ學歷ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニアリテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月日ヲ尋常小學校ノ教科ヲ修セザル者ニ在リテハ其ノ旨記載シ又業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ
- 二 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日雇入期間ノ定メアルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 三 解雇欄ニハ解雇ノ年月日事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ被使用者死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日死亡ノ原因死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ
- 四 雜欄ニハ當該被使用者ニ關スル事故其ノ他參考記事ヲ記載シ名簿作成年月日ヲ記入作成者捺印スヘシ

〔山口警〕

工業勞働者最低年齡法施行細則
取扱手續

昭和二年四月十五日
山口縣訓令第二十四號

警察署長

- 工業勞働者最低年齡法施行細則取扱手續左ノ通定ム
- 第一條 工業勞働者最低年齡法施行細則第一條(以下細則ト謂フ)ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ工業勞働者最低年齡法第二條第一項ニ概觸ノ有無其ノ他届出事項ヲ調査速ニ進達スヘシ
 - 第二條 前項ノ場合ニ於テハ様式第一號ノ臺帳ニ所定事項ヲ記入整理スヘシ
 - 第三條 細則第二條ニ依ル名簿ノ寫ヲ受理シタルトキハ使用者毎ニ編纂合冊シ之ヲ保存整理スヘシ
 - 第四條 細則第三條ノ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ都度詳細報告スヘシ
- 前項ノ概況ハ工場法施行細則取扱手續第十一條ニ依ル工場日誌ノ末尾ニ口座ヲ設ケ記載スヘシ
- 附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 様式第一號
工業被使用者

使用者住所	郡市	町大字	小字	番地
工業ノ種類	使用者氏名	生年月日		
作業場ノ名及場所				

〔山口警〕

被使用者現在數	寄	宿	通	勤	計
	男	女	男	女	男
十二歳以上	尋常小學	教科修了			
十四歳未満	尋常小學	教科未修			
十四歳以上	尋常小學	教科修了			
十六歳未満	尋常小學	教科未修			
就業時間	始業時	終業時			
休憩時間	並配置				
休日並配置					
備考					

工業勞働者最低年齡法施行狀況
報告ニ關スル件

大正十五年七月二十九日
工第八二〇號警察部長指示

警察署長宛

工業勞働者最低年齡法施行狀況ニ關シ、監督ノ方針、成績及特ニ調査シタル事項、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ別表ニ依ル違反件數ト共ニ毎年一月末日迄ニ前年分ヲ報告セラルヘシ

工業勞働者最低年齡法違反件數

第八編 勞働

幼年勞働者調ノ件

昭和二年五月二十七日
工第一一三五號警察部長指示

警察署長宛

工業勞働者最低年齡法ハ容年七月一日ヨリ施行セラレタル所ナルカ之方施行ノ狀況ヲ知ルコトハ同法運用上最モ必要ナリト思料セラル就而爾今別記様式ニ依リ毎年二期六月末及十二月末現在ヲ調査シ翌月十日迄ニ報告セラルヘシ

第壹表	幼年勞働者調	昭和	年	何	警察署
工業勞働者最低年齡法第壹條	前期末	現在數	解雇	雇入	本期末
第壹號該當	現在數	解雇	雇入	現在數	

三

第貳號該當	
第參號該當	
第肆號該當	
第五號該當	
計	

記載心得
一、解雇、雇入ハ半年中ニ於ケル解雇雇入ノ數ヲ記載ノ事

第貳表 幼年労働者調

昭和 月 末現在

何 警察署

工業労働者最低年齢法第壹條	性別	十二歳以上十四歳未満	十四歳以上十六歳未満	計	合計
尋常小學校修了	尋常小學校未修了	尋常小學校修了	尋常小學校未修了		

〔山口警〕

第壹號該當	計	該第五當號	該第四當號	該第三當號	該第二當號	該第一當號
女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男	女 男

記載心得
一、本表ハ第壹表本期末現在數ノ内譯タルヘキ事
二、本表ノ數ハ當ニ其ノ署ニ保存整理シツツアル工業被使用者届ノ數ト合致スヘキ事

〔山口警〕

第參表 幼年労働者調

昭和 月 末現在

何 警察署

工業分類	性別	十二歳以上十四歳未満	十四歳以上十六歳未満	計	合計
染織工場	尋常小學校修了	尋常小學校未修了	尋常小學校修了	尋常小學校未修了	
機械工場					
化學工場					
飲食物工場					
雜工場					
特別工場					
計					

記載心得
一、本表ハ工場法適用工場ニ於ケル分ノミヲ記載スヘキモノニシテ即チ第壹表第貳表ノ第貳號該當ノ數ノ中ノ幾部ヲ表ス事トナル
二、工業分類ハ大正十五年九月十四日内務省訓令第十四號附録ニ依ル事

●工業労働者最低年齢法違反ニ關スル件

昭和四年二月二十八日
工第五四五號警察部長指示

警察署長宛

其署管内ニ於テ工業労働者最低年齢法ノ違反ヲ檢舉シタルトキハ其都度昭和二年四月十五日山口縣訓令第二三號工場法施行細則取扱手續第九條ノ例ニ依リ犯罪事實ヲ速ニ報告セラレヘシ

●労働争議調停法ニ依ル費用辨償

二 關スル件

昭和二年一月二十五日
山口縣令第十二號

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件左ノ通定ム

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

第一條 委員及労働争議調停法第十三條ニ規定スル者ノ旅費日當及止宿料ハ別表ノ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ鐵道貨、船貨及車馬貨トス

第三條 陸路旅行ニハ鐵道貨、水路旅行ニハ船貨、陸路旅行ニハ車馬貨ヲ支給ス

第四條 會議ノ爲メ召集セラレ又ハ説明ノ爲メ出席ヲ求メラレタル場合ニ於ケル旅費ハ當事者ノ選定シタル委員當事者又ハ其ノ代表者若ハ利害關係人ニ付テハ争議ノ發生シタル作業所當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員又ハ参考人ニ付テハ其ノ住居力會議地又ハ會議地ヲ距ル三

第五條 日當ハ止宿シタル場合ナルト否トナ間ハ所要日數ニ應シテ其ノ全額ヲ支給ス

第六條 止宿料ハ公務ノ都合ニ依リ止宿ノ必要アリ且ツ止宿シタル場合ニ限リ之ヲ支給ス

第七條 調停委員會ノ會期労働争議調停法第九條第二項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ委員ノ受クルコトヲ得ル日當及止宿料ハ其ノ延長日數ニ付定額ノ二割ヲ減ス

第八條 本令ニ規定スルモノヲ除ク外、旅費日當及止宿料ノ支給ニ關シテ

ハ内國旅費規則ノ規定ヲ準用ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
別表

備考	委員	區分	鐵道貨及 船貨	車馬貨 二付里 日當 二付日	止宿料 二付 一付
労働争議調停法第十條ニ規定スルモノ	二 等	鐵道貨及 船貨ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分 スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設 ケサル場合ニハ其ノ乗車又ハ乗船ニ要スル 運賃トス	二 等	九十錢 四 圓	五 圓
			七十五錢	二 圓	三 圓

(山口警)

第八編労働(終)

第九編 司法

刑法及關係法規

刑事訴訟法及關係法規

司法警察官職務押送

監獄留置

假出獄執行猶豫

第九編 司法

第一章 刑法及關係法規

●山口縣警察犯處罰令

大正十二年九月二十五日
山口縣令第八十三號

山口縣警察犯處罰令左ノ通定ム

山口縣警察犯處罰令

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 一 濫ニ官公署又ハ他人ノ名義ヲ使用シタル者
- 二 濫ニ他人ノ訴訟事件、非訟事件其ノ他紛議ヲ惹起セシムヘキ行爲ヲ爲シ又ハ是等ノ事件ニ關與シタル者
- 三 夜間十二時後歌舞、音曲ヲ弄シ又ハ高聲喧噪シ其ノ他他人ノ安眠ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 四 妄ニ人ヲ驚愕、恐怖セシメ又ハ公衆ノ嫌忌スヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 五 故ナク他人ノ屋内ヲ窺視シ又ハ軒下ニ潛居シタル者
- 六 故ナク家出人其ノ他搜索中ノ者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者
- 七 賭博ノ現場ニ會シ又ハ賭博ノ目的ヲ以テ、參集シタル者
- 八 闘牛、闘犬、闘鷄其ノ他鳥獸ノ闘戲ヲ爲シ又ハ其ノ目的ヲ以テ參集シタル者
- 九 慈善、救濟ニ名ヲ藉リ物品ヲ賣買シタル者
- 十 疾病治療ニ奇效アリト稱シ濫ニ動物ノ骨肉其ノ他ノ物ヲ販賣シタル者
- 十一 濫ニ神祠、佛堂ヲ設ケ又ハ私宅ノ神佛ヲ衆庶ノ參拜ニ供シタル者

第九編 司法 第一章 刑法及關係法規

〔山口書〕

- 十二 濫ニ神職、僧侶、諸宗教師、廢兵、孤兒、不具者等ニ擬裝シ徘徊シタル者
- 十三 住所、職業、氏名、年齢、国籍等ヲ詐稱シテ投宿、乗船若ハ雇傭ノ申込ヲ爲シタル者
- 十四 住所、氏名ヲ詐稱シテ物品ノ質入、賣却、讓渡若ハ交換ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 十五 物品ノ處分權ヲ有スル者ナルコトヲ確認セス又ハ住所、氏名詳カナラサル者ノ委託ヲ受ケ質入、賣却、讓渡若ハ交換ノ周旋ヲ爲シタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
- 一 著シク濕氣ヲ含ミ又ハ糠、石粉等ノ附著セル米其ノ他ノ穀類ヲ販賣シ若ハ販賣ノ目的ヲ以テ所持シタル者
- 二 火氣ノ消滅セサル煙草ノ吸殻其ノ他火災ノ原因トナルヘキ物ヲ人家稠密ノ場所林野其ノ他引火シ易キ物ノ近傍ニ投棄シタル者
- 三 人家稠密ノ場所ニ於テ燃焼シ易キ物ヲ堆積シ取除ノ命ニ應セサル者
- 四 火氣ヲ取扱フ場所又ハ灰置場等ニ相當火災豫防ノ方法ヲ講セサル者
- 五 濫ニ他人ノ樋管ヲ閉閉シタル者
- 六 濫ニ異様ノ扮裝ヲ爲シ路上ヲ徘徊シタル者
- 七 誘惑ノ目的ヲ以テ異性者ニ對シ信書ヲ送り又ハ金品ヲ供與シタル者
- 八 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ獸類ヲ交尾セシメタル者
- 九 鐵道、軌道又ハ道路ニ沿ヘル浴場、便所等ニ見隠ヲ設ケサル者
- 十 公園、社寺佛堂ノ境内、墓地、市街ノ河川、棧橋等ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 十一 埋却シタル鳥獸ノ死屍ヲ濫ニ發掘シタル者
- 十二 路傍ニ於ケル便所、汚物溜其ノ他不潔ナル場所又ハ物ノ掃除ヲ怠

- 十三 道路ニ沿ヘル肥料溜ニ覆蓋ヲ設ケサル者
- 十四 人家稠密ノ場所ニ於テ適當ナル防臭設備ナクシテ甚シク惡臭ヲ發散スヘキ物ヲ置キ若ハ鳥獸ヲ飼養シタル者
- 十五 營業ノ用ニ供スル飲食物若ハ飲食物具類ヲ汚水ヲ以テ洗滌シタル者
- 十六 炮煮、洗滌、剥皮ヲ要セス其儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス行商シ若ハ業務上之ヲ運搬配達シ又ハ是等ノ飲食物ヲ不潔ナル紙其他ノ物ヲ以テ包裝販賣シタル者
- 第三條 本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

山口縣違警罪ハ之ヲ廢止ス

●縣令及布達中並舊刑法中拘留又ハ科料ノ期間金額改正ノ件

明治四十一年十月 山口縣令第六十二號

縣令及布達中拘留又ハ科料ニ及舊刑法第四百二十六條第四百二十七條第四百二十八條ニ依リ處分スルノ規定アルモノハ總テ三十日未滿ノ拘留貳拾圓未滿ノ科料ニ罰金ニノミ處スルノ規定アルモノハ五拾圓以下ノ罰金ニ處スト改ム

縣令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

〔山口警〕

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●保護少年視察內規

大正十五年十一月十五日 內訓警第五四三號

改正 昭和三年七月內訓刑第五〇〇號

保護少年視察內規別紙ノ通定ム

保護少年視察內規

- 第一條 本規定ニ於テ保護少年ト稱スルハ十八歲未滿ノ男女ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
- 一 前科者ニシテ改悛ノ情ナキ者
- 二 強盜盜詐欺其ノ他ノ罪ヲ犯シ若クハ犯スル虞アル者
- 三 常ニ金錢財物ヲ浪費シ又ハ浪費セシメ放蕩淫逸ニ耽ル者
- 四 生業又ハ學業ニ親マス常ニ保護者ノ監督ヲ離レ諸方ヲ流浪徘徊スル者
- 五 濫リニ火氣ヲ弄シ又ハ交通、通信機關ニ對シ惡戯ヲナス者
- 六 婦女ニ追隨シ又ハ異性ヲ誘惑シ若クハ猥褻行為ヲ爲スノ習癖アル者
- 七 暴行脅迫又ハ鬭爭ヲ好ミ其他粗暴過激ノ言動アル者
- 八 射倖行為ヲ好ム者
- 九 前各號ノ外常ニ不良行為ヲ爲シ又ハ其ノ虞アル者
- 第二條 保護少年ノ視察ハ其ノ行動ヲ詳ニシ不良行為ヲ防遏スルト共ニ進テ性癖ヲ矯正シ善良ノ子女ヲラシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 保護少年ニ對スル視察要綱ハ概ネ左ノ如シ
- 一 家庭其他環境ノ狀況

〔山口警〕

- 二 就業並ニ生活ノ狀況
- 三 氣質傾向並ニ嗜好
- 四 本人ノ崇拜並ニ交際スル人物
- 五 本人ノ立廻先
- 六 本人ニ對スル世評
- 七 保護者監督者ノ指導監督並ニ所遇狀況
- 第四條 保護少年ノ視察ニ關シテハ秘密ヲ守リ本人及保護者等ノ名譽ヲ毀損スルカ如キコトナキ様注意スヘシ
- 第五條 警察署長ハ所轄內ノ保護少年ヲ調査シ第一號様式ニ依ル名簿ニ登錄シ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ
- 第六條 警察署長ハ受持巡查又ハ特ニ指定シタル警察官吏ヲシテ毎月一回以上成ルヘク各間接ノ方法ニ依リ第三條ノ各號ノ事項ヲ視察セシムヘシ但シ少年法第六條ニ基キ少年保護司又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ視察中ノ者ハ此限ニアラス
- 第七條 警察署長ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲豫メ市町村長學校長方面委員宗教家其他ノ社會事業團ト必要ナル連絡方法ヲ講スヘシ
- 第八條 警察署長ハ必要ト認ムルトキハ前條ニ掲グルモノト協力シ又ハ單獨ニテ左ノ各號ニ準據シ適當ナル矯正ノ方法ヲ講スヘシ
- 一 本人ニ對シ訓戒ヲ加フルコト
- 二 書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト
- 三 學生生徒兒童ニ對シテハ學校長ニ訓戒ヲ委スルコト
- 四 銀行會社工場等ニ勤務スル者ニ對シテハ其ノ首長ニ訓戒ヲ委託スルコト
- 五 保護者ニ對シ警告ヲ與フルコト
- 六 保護上適當ト認ムル者ニ監視又ハ訓戒ヲ委託スルコト

第九編 司法 第一章 刑法及關係法規

- 七 無職者ニ對シテハ就職ノ途ヲ講スル等常ニ勤務ヲ督勵スルコト
- 八 學業ヲ怠ル者ニ對シテハ就學ヲ督勵スルコト
- 九 感化法第五條第一號ニ該當スル者ニ對シテハ同法第十條ノ手續ヲ爲スコト
- 一〇 身體又ハ精神ニ障害アル者ニ對シテハ診察ヲ受クルノ方法ヲ講セシメ且ツ之ニ對シ相當ノ援助ヲ爲スコト
- 一一 環境ノ不良ニ因ルモノニ對シテハ其ノ原因トナル可キ事情ノ免除ニ努ムルコト
- 一二 諸方流浪徘徊スル者ハ保護者ニ引渡スコト
- 第九條 前條ニ依リ訓戒又ハ警告ヲ與ヘ若クハ家庭ヲ訪問スル等關係者ニ直接スヘキ事務ハ可成私服ニテ之ニ當ルヘシ
- 第十條 保護少年ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ名簿ヲ削除スヘシ
- 一 死亡シタルトキ
- 二 改悛ノ情顯著ナルトキ
- 三 所轄外ニ轉住シタルトキ
- 四 十八歲ニ達シタルトキ但シ繼續視察ノ必要アル者ハ刑事要視察人ニ編入スヘシ
- 第十一條 保護少年所轄外ニ轉住シタルトキハ名簿ヲ添付シ速ニ新住地警察署長ニ通報スヘシ
- 第十二條 警察署長ハ保護少年名簿ニ登錄シタルトキハ名簿寫ヲ添ヘ警察部長ニ報告スヘシ
- 第十三條 警察署長ハ左ノ各號ニ該當シタルトキハ其事由年月日ヲ具シ警察部長ニ報告スヘシ
- 一 名簿ヲ削除シタルトキ

二 所在不明トナリ又ハ發見シタルトキ
 三 感化院ニ入院シ又ハ退院シタルトキ
 四 刑務所ニ入所又ハ退所シタルトキ
 五 其他名簿記載事項ニ重要ナル異動ヲ生シタルトキ
 第十四條 各受持巡查ハ第五條ニ準シ受持内ニ在住スル保護少年ニ對スル名簿ヲ備ヘ視察ノ都度狀況ヲ記入シ毎月一回以上署長ノ査閲ヲ受クヘシ

第十五條 警察署長ハ毎年十二月末現在ニ於ケル保護少年ノ狀況ヲ第二號及第三號様式ニ依リ翌月末日迄ニ警察部長ニ報告スヘシ
 附則
 既編入ノ保護少年名簿ハ其儘本規程ニ據ル名簿ニ用フルコトヲ得
 大正七年六月七日保司第一、一三號及同九年六月二十九日保司第一三八九號不良少年少女取締ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

歷經	家庭ノ狀況	資者他ノ主戶有系統精神病無	性	並生教育	良主ハ行爲又	日編入年月	原因動機	嗜好及技能	本人ノ崇拜者	主立先	本人ノ職業收入	本人ノ職業收入	相人	所住	地籍本	地生	月生	年	身	
																			氏名	分

〔山口署〕

視察	要概ノ爲行良不及

〔山口署〕

第二號様式

保護少年調査表
 昭和二年十二月末日調査
 第一表 年内移動

年齢種別	八歳未滿		八歳		九歳		十歳		十一歳		十二歳		移動	前年ノ越	新ニ視察ヲ行ヘル者	合計	改俊ノタメニ視察解除	感化院ヘ入院	入監	他府縣ヘ轉出	不行明衛	死亡	其他	小計	年末現在
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男													

警察署名

第一表

昭和五年 犯罪動機別表

計	性別		誘惑友 誘惑友 繼父母 冷遇	虛榮心	死父 死亡母	放蕩 活動寫真	貧困	不和 家庭不和	精神上 缺陷	其他	計
	少年	少年									
	少年	少年									
	少年	少年									
計	少年	少年									

警察署

第二表

昭和五年 保護者業態別表

計	性別		官公吏	教育家	神職 僧侶	社會員	農業	商業	漁業	日稼	無職	其他	計
	少年	少年											
	少年	少年											
	少年	少年											
計	少年	少年											

警察署

第三表

昭和五年 少年犯罪罪名別並處分結果表

法刑	罪名	性別	處分		結果	備
			起訴猶豫	微罪處分		
女			人			
男						
計			人			

警察署

考

(山口警)

(山口警)

● 刑法第二百六十二條ニ關スル件

昭和二年六月十日 刑第四一三九號警察部長指示

各署長宛

首題ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通り照會ニ對シ乙號ノ通り回答アリタル旨通牒
有之候趣ニ付了知セラルヘシ
別紙甲號

甲府地方裁判所檢察事正照會(昭和二年五月十四日)
日記第三八八四號

刑法第二百六十二條ニ「差押ヲ受ケ」ト在中ニ民事訴訟法上ノ假處分全部
ヲ包含スルヲ否ヤニ付左記ニ説有之何レヲ可トスヘキカ明治四十三年甲第
八一號民刑局長回答ハ第二說ヲ肯定スレトモ該回答ハ刑法改正直後ノモノ

犯	特別法犯		犯法別		計
	計	計	女	男	
	女	男	女	男	
	女	男	女	男	
計	女	男	女	男	

備考

- 一、檢事局ニ送致シ處分結果判明セザルモノハ備考欄ニ參考ノ爲メ其ノ旨記載シ判明ノ月ニ記入スルコト
- 二、特別法犯ハ罰金刑以上ヲ記載スルコト
- 三、一人致罪ヲ犯シタルトキハ人員欄ニ其ノ主ナルモノヲ墨書シ其ノ他ハ朱書スルコト
- 四、二人以上ノ共犯ノ場合ハ單獨犯ト看做シ前記三號ニ準シ記載スルコト
- 五、本表ノ墨書人員ハ別表第一、第二號ノ人員ト符合スルコト

ナル處他ノ諸問題ニ對スル改正直後ノ解釋ハ其後變更セラレタル事例抄ナ
カラサルモノアルニ鑑ミ今日尙該回答ヲ正解ナリト爲スヘキヤ多少ノ疑問
ヲ相生シ候處差懸リタル事案有之御意見拜承致度候也

第一說刑法第二百六十二條ニハ明ニ「差押ヲ受ケ」ト記載シアルヲ以テ假處
分ノ中目的物ニ對スル被申請人ノ占有ヲ解キ之ヲ執達更其他ノ者ノ占有ニ
移ス旨ノ命令ヲ執行シタル場合ニ於テ同條ノ差押ニ該當スヘキモノト解ス
ヘキモノノ物ノ占有ニ何等ノ變更ナク單ニ被申請人ニ對シ目的物ノ讓渡貨
貸其他一切ノ處分ヲ禁スル旨ノ命令ヲ執行シタルニ過キサル場合ハ之ニ包
含セス
第二說第一說後段ノ場合モ總テ同條所謂差押中ニ包含ス

乙號

司法省刑事局長回答(昭和二年六月八日)

刑事第四二四〇號) 客月十四日付日記第三八八四號ヲ以テ首題ノ件御照會ノ趣了承右ハ第一説ノ通リト被思料候

●暴力行為等取締ニ關スル件

昭和三年五月一日 刑第三二四一號警察部長指示

各署長宛
暴力行為取締ニ付テハ數次指示スル所アリ又曩ニ特ニ之ニ關スル法律ノ實施セラル、アリテ各位ハ銳意時弊ノ匡正ヲ期セラレツ、アリト認ムルモ近時世態ノ實狀ヲ見ルニ各種爭議等ニ際シ多衆ノ威力ニ依テ強請威迫ヲナシ或ハ事件ニ介入シテ暴行殺傷等ヲ敢テスル等實力ヲ以テ事ヲ決シ去ラムトスルノ惡弊未ダ其跡ヲ絶タズ斯ノ如キハ國權ヲ蕩如シ立憲法治ノ精神ヲ蹂躪スルノ甚ダシキモノニシテ彼ノ矯激ナル思想ヲ抱持スル者ノ急進運動ノ防止ヲ要スルト同様深ク之ヲ戒メサルヘカラス各位ハ宜シク社會事業ノ趨弊ト部内ノ狀況ニ留意シ常ニ之等徒輩ノ動靜ニ嚴密ナル視察ヲ加ヘ努メテ犯行ヲ未無ニ防止スルト共ニ違反者ハ假借ナク之ヲ檢舉シ以テ時弊ヲ一掃スルニ一段ノ努力ヲ致サルベシ

●年表ニ關スル件

大正十五年三月二日 刑第九八六號警察部長指示

各署長宛
各署ニ於テ取調ナシタル前一年間ノ被疑者ニ對シ前科其他ヲ別表ニ依リ調査シ毎年一月末日迄ニ報告セラルヘシ
追テ客年分ハ本年四月末日迄ニ報告セラルヘシ

〔山口警〕

被疑者前科並ニ年齢別調 (昭和 年分)										何警察署
前科別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
刑事處分ヲ受ケタルコトナキ者										
微罪扱ニ付セラレタルモノ										
起訴猶豫ニ付セラレタルモノ										
犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯

〔山口警〕

十犯以上

計	
---	--

備考 女子ハ男子ト區別シ相當欄ニ朱書スルコト

被疑者教育並教育別調 (昭和 年分)										何警察署									
教育別	實父母ニ養育セラレタルモノ	繼母ニ	繼父母ニ	其ノ他ノ親族ニ	他人ニ	孤兒院其ノ他之ニ類スルモノニ	計	無教育	自署シ得ルモノ	尋常小學中途	同上卒業	高等小學ヲ中途退學	同上卒業	中學校中途退學	同上卒業	高等學校中途退學	同上卒業	大學中途退學	同上卒業
計																			

計			
備考 制規ノ學業ヲ受ケサルモノハ各實力ニ從ヒ同等欄ニ計上スルコト			

被疑者職業並本籍住所別調 (昭和 年分)															何警察署										
															本	籍		住	所						
職業別		縣	內	縣	外	縣	內	縣	外	不	定	無	日	農	率	漁	船	職	土	工	職	仲	併	優	仕
業																		人	夫	人					
別																		乘		夫					

〔山口警〕

別紙様式

●盜難其他被害月別人員表ニ關スル件

昭和四年十月二十三日 刑第一〇〇二九號警察部長指示

各署長

計										
質	屋	古	物	商						
周	旋	業								
牛	馬	商								
宿屋料理屋飲食店商										
醫師藥劑士産婆										
銀行會社員										
官 公 吏										
學生々徒										
其他										

〔山口警〕

強盜、窃盜、詐欺、恐喝等ノ一ケ年間ニ於ケル月別被害人員別表様式ニ依リ毎年一月末日迄ニ報告セラルヘシ
追而昭和三年分ニ限リ十一月十五日迄ニ報告セラルベシ

盜難其ノ他被害月別人員表

何年何月分

何警察署

種別	月別												計				
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月					
強盜被害人員														屋內	船中	其他	計
竊盜被害人員														屋內	屋外	船中	計
強盜被害人員														人被害			
詐欺被害人員														人被害			
恐嚇被害人員														人被害			

注意 一、一人ニシテ數回ノ被害アリタル場合ハ延人員ヲ記入スルコト
 二、停車場待合室及「ブラットホーム」「ビルディング」内通路竝ニ之ニ準スル場所ハ屋外ニ記入シ百貨店內車内等ハ屋内ニ記入スルコト
 三、強盜強姦ハ強盜及強姦ノ雙方ノ欄ニ記入スルコト

〔山口警〕

四、其ノ月以前ノ事件ヲ一度ニ受理シタルモノアルトキハ夫々當リ月欄ニ計上シ前年ノ事件ハ受理月ニ計上シ尙前年ノ事件ニ限り其數ヲ別ニ左ニ朱書スルコト

〔山口警〕

● 刑法犯被害竝檢舉報告月表様式 改正ノ件

昭和四年一月十一日
刑第五一七號警察部長指示

大正十一年二月十六日付保司第二一九號ヲ以テ指示ノ標記月表ハ昭和四年一月分ヨリ別紙様式ニ依リ報告セラルベシ

各署長宛

刑 罪	名	被 害 件 數		檢 舉 件 數		山 口 縣 警 察 署
		本 月	前 月 以 前	本 月 事 件	前 月 以 前 事 件	
		事 件	ノ 事 件	ノ 事 件	ノ 事 件	
第一章 皇室ニ對スル罪						
第二章 内亂ニ對スル罪						
第三章 外患ニ對スル罪						
第四章 國ニ關スル罪						
第五章 公務執行妨害罪						
第六章 逃走罪						
第七章 犯罪隠匿證據滅罪						
第八章 騒擾罪						
(1) 放火罪						
計						

第九編 司法	第一章 刑法及關係法規	
	(2) 失火罪	(3) 其他
第十章	溢水水利ニ關スル罪	
第十一章	往來ヲ妨害スル罪	
第十二章	住居ヲ侵スル罪	
第十三章	秘密ヲ侵スル罪	
第十四章	阿片煙ニ關スル罪	
第十五章	飲料水ニ關スル罪	
第十六章	通貨偽造ノ罪	
第十七章	文章偽造ノ罪	
第十八章	有價證券偽造ノ罪	
第十九章	印章偽造ノ罪	
第二十章	偽證ノ罪	
第二十一章	誣告ノ罪	
第二十二章	猥褻姦淫重婚ノ罪	
第二十三章	(1) 普通賭博 (2) 常習賭博	

(山口善)

第九編 司法	第一章 刑法及關係法規	
	(1) 職權濫用罪	(2) 賄賂罪
第二十四章	禮拜所墳墓ニ關スル罪	(3) 富籤
第二十五章	(1) 職權濫用罪 (2) 賄賂罪	
第二十六章	(1) 殺人(除嬰兒殺) (2) 嬰兒殺 (3) 殺人未遂 (4) 自殺ニ關スル罪	
第二十七章	(1) 傷害罪 (2) 傷害致死罪 (3) 單純暴行罪	
第二十八章	(1) 過失傷害罪 (2) 過失傷害致死罪 (3) 業務上過失傷害罪	
第二十九章	墮胎ノ罪	
第三十章	遺棄ノ罪	
第三十一章	逮捕監禁ノ罪	

(山口善)

陸海軍刑法	法								
	合計	第三十九章 賊物ニ關スル罪	第三十八章 (1)横領罪 (2)業務上横領罪 (3)其他	第三十七章 (1)詐欺罪 (2)背任罪 (3)恐喝罪	第三十六章 (1)窃盜罪 (2)強盜罪	第三十五章 信用業務ニ關スル罪	第三十四章 名譽ニ對スル罪	第三十三章 略取誘拐ノ罪	第三十二章 脅迫ノ罪
省令ニテ定メタル									

(山口警)

(山口警)

別表

警察犯處罰令	廳府縣令ニテ定メタル	廳府縣令ニテ定メタル	其ノ他ノ法令違反	總計

注意

一、被害及檢舉件數欄ノ「前月以前ノ事件」ハ前月以前ノ被害事實ヲ本月ニ至リ届出又ハ檢舉ニ依リ発見シタル件數ヲ掲クルモノトス
二、本表ハ司法警察官ニ於テ取扱チナシ又ハ警察署長若クハ其ノ代理人ニ於テ違警罪即決例ニ依リ處分シタルモノヲ掲クルモノトス
三、警察犯處罰令ノ項(廳府縣令ニテ定メタル)モノノ内ニハ便宜警察犯處罰令ニ代ルヘキ名稱ヲ用フルモノヲモ包含ス
四、同一事件ニ付警察官及憲兵相互關係シタル事件ハ重複テ防クカため事實ノ引繼テ受ケタル方ニ於テ記載シ引繼テ爲シタル事實ハ記載テ要セス
五、外國人ニ係ル事實アルトキハ本表ニ準シ國籍別ニ調製スヘシ

● 犯罪發覺並檢舉件數月表ニ關スル件

昭和五年九月二十六日
刑第一〇二三二號警察部長指示

爾今犯罪發覺ノ原因及之カ檢舉狀況別表ニ依リ當分ノ間毎月分ヲ翌月五日迄ニ報告セラルヘシ

各署長宛

昭和五年 犯罪發覺並檢舉件數月表

警察署

罪名及種別	被害件數		檢舉件數		總計
	本月事件	前月以前ノ事件	本月事件	前月以前ノ事件	
窃盜					
被害者届出					
告訴發					
檢舉後被害發覺					

捺印ヲ求メ置クヘキコト

昭和三年七月十七日
刑第六〇六二號警察部長指示

各署長宛

本年四月二十八日付刑甲第三二〇六號ヲ以テ指示置キ候標記ニ關シテハ爾
來取締方勵行ノコト、存シ候處六月十二日發明者江副清重ニ對シテ
東京市京橋區北町二

株式會社日本齒科商社大阪支店

(大阪市南區松屋町四四)

取締役大阪支店長 杉山光太郎

ナル者出資方契約ヲ爲シ兵庫縣三宮警察署管内ニ於テ神戸市居住齒科醫師
ヲ會合シ壓迫鑄造器ノ公會ヲ爲シ同時ニ希望者ニ對シテハ即賣シ尙ホ引續
キ全國廳府縣ニ販路ヲ擴張スル計畫ノ趣キニ有之今同兵庫縣ニ於テハ同器
販賣ノ際ハ販賣地所轄警察署經由左記ノ通届出方示連候ニ就テハ他ノ廳府
縣ニ於テモ本様式ニ準シ届出方勵行セシムヘク様内務省警保局長ヨリ指示
有之候條義ニ指示置キ候刑甲第三二〇六號ノ主旨ニ依リ本件取締上遺憾ナ
キチ期セラルヘシ

記
專賣特許第七五二六九號讓渡書
江副式二重壓迫鑄造器

香

讓受人 住所 氏名 捺印 年齢 職業

右之通り讓渡候條及御届候也

昭和 年 月 日

府縣警察部(刑事課)御中

江副清重

〔山口警〕

盜犯等防止及處分ニ關スル法律 違反事件處理ノ件

昭和五年六月二十日
山口地方檢察局親發第一七七號檢事正通達

各署長宛

本月十一日ヨリ實施セラレタル首題ノ事件ニ付テハ本日以後左ノ方法ニ依
リ處理有之候條

- 一、本法第二條第三條ニ該當スル常習竊盜罪ハ山口地方裁判所檢事又ハ
其ノ支部檢事ニ送致スルコト但常習竊盜ノ疑アルモ三年未滿ノ有期
懲役ニ處スルヲ以テ足ルモノト認ムヘキ事案ニ付テハ從前ノ通り區
裁判所檢事ニ送致スルコト
- 二、本法ノ現行犯又ハ準現行犯ニ付テハ必ス現行犯處分ヲ爲スコト
(現行犯又ハ準現行犯ト共ニ常習ノ一罪ヲ組成スル非現行犯アルト
キハ併セテ現行犯處分ヲ爲ス)
- 三、第二條ノ罪ハ常習特殊竊(強)盜、第三條ノ罪名ハ常習累犯竊(強)盜
ト各表示スルコト

模造紙幣兌換券ニ關スル件

大正九年十二月二十八日
高第一一八四九號警察部長指示

各署長宛

近時演劇ニ於ケル舞臺用又ハ商店ニ於ケル廣告引札用或ハ小錢拂底ニ依ル
釣銭代用券トシテ紙幣又ハ兌換券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル印刷物ヲ製造ス
ル者頻出シ中ニハ通貨及證券模造取締ニ依リ處罰セラレタル者モ有之候處
本件演劇舞臺用廣告引札用等ニ供セシ者ハ法ノ禁制タルコトヲ了知セヌ又

〔山口警〕

印刷業者等製造業者ニ於テモ不用意ノ内ニ需メニ應スルモノナルヘク豫防
警察上相當考慮ヲ要スヘキ義ト思料セラレ候條平素如上紙幣又ハ兌換券ニ
紛ハシキ外觀ヲ有スル印刷物ヲ使用スヘク認メラル、演劇興行者商店其他
ニ對シ警告ヲ與ヘ一面製造業者印刷業者寫眞業者等注文ニ應シ調製スル者
ニ對シテモ同様注意ノ上本件紙幣又ハ兌換券ノ外觀ヲ有スル印刷物ヲ使用
スル等ノ事ナキ様嚴重取締遺漏ナキチ期セラルヘシ

模造兌換券取締ニ關スル件

大正十一年六月二十一日
第六九三九號警察部長指示

各署長宛

近來玩具出版物(縱三寸四分横五寸九分)ニシテ表面中央ニ百圓ト記載シ
其ノ右方ニ冠ヲ著ケタル人物左方ニ神社ノ社殿ニ紛ハシキ圖樣ヲ描キ其
ノ裏面ニ日本武尊熊襲ヲ刺スノ圖又ハ力士相撲ノ圖ヲ描キ一見百圓紙幣ニ
紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ販賣スル者各地ニ出沒セル處佐賀福岡兩縣下
ニテハ右販賣者ヲ刑事訴追ニ付シタル司法官意ニ於テハ通貨及模造取締法
違反トシテ措置シタル趣ニ付今後其署下ニ於テ發見シタル場合ニ於テハ檢
事ヘ打合ノ上右ニ依リ處理セラレ度尙本件出版物ノ發行者及販賣者等ニ對
シテハ大正九年十二月二十八日高第一一八四九號指示ノ趣旨ニ依リ充分警
告ヲ加ヘ違反ヲ遂行スル様ノ事ナキ様嚴重取締ララルヘシ

質幣取扱ニ關スル件

大正十三年七月一日
第一六九五六號警察部長指示

各署長宛

偽造貨幣トシテ發見報告ノ内其筋ノ鑑定ヲ得タル結果眞貨ナルコト判明シ

紙幣類似證券ニ關スル件

大正十三年七月四日
第一七二〇四號警察部長指示

各署長宛

右ニ付新潟縣知事ノ稟何ニ對シ大藏省銀行局長ヨリ左記ノ通回答有之候趣
取締上參考ニセラルヘシ

回答要旨

證券ニシテ第三者ニ對シ流通スルノ事實ナクハ紙幣類似證券取締法ニ依
リ處分スヘキモノニアラス

尙紙幣類似ノ作用ヲ爲スモノトハ其ノ證券カ發行者及受領者以外ノ者ノ間
ニモ流通セシムルコトヲ目的トシ又實際ニ於テ流通シ若クハ流通スルノ虞
アル場合ヲ標準トシテ認定スヘキモノトス

共通商品券取締ノ件

大正十五年八月五日
刑第三六八七號警察部長指示

各署長宛

共通商品券取締ニ關シ大藏内務兩省ヨリ別紙ノ通り通牒アリタルニ付取締

上遺策ナキヲ期セラルヘシ

左記

大藏次官通牒(大正十四年九月十四日)
内務次官通牒(藏銀第四一〇四號)
共通商品券(組合員タル各商店ニ對シ商品トノ引換ヲ請求シ得ヘキ證券)中
左記甲ノ條件ニ依リ發行スルモノニシテ幣券ナキモノニ限リ紙幣類似證券
トニ決定致候條條管下ニ於テ此種共通商品券ノ發行ヲ爲サムトスルモノニ
對シテハ左記乙ノ通貴官ニ於テ取締相成ル様致度依命此段及通牒候也

- 甲 一、共通商品券ハ主トシテ共通商品券ノ發行ヲ目的トセル組合ニ於テノ
發行スルコト
二、組合ニ於テ發行スル共通商品券ニ記載スヘキ商品ハ一種ニ限ルコト
三、共通商品券ニハ引換フヘキ品種ヲ明記スルコト
四、組合員タルヘキ營業者ハ前號ノ品種ノ商品ノミテ販賣スルモノナル
コト
五、組合員タルヘキ營業者ハ順次ニ隣接セル最少行政區劃内ニ營業所ヲ
有スルモノニ限ルコト
六、組合ニ加入スル營業者ハ組合契約ヲ以テ組合ニ於テ發行スル共通商
品券ニ對シ連帶ニテ引換ノ義務ヲ有スルモノナルコトヲ定メ其旨共
通商品券ニ記載スルコト
七、共通商品券ハ六ヶ月以内ニ之ヲ引換フルモノナルコト
八、發行者及發行ノ年月日ヲ明記スルコト
九、券面價格ハ五圓以下參拾錢以上ニ限ルコト
乙 一、共通商品券發行者ハ發行ニ關スル規約發行條件發行限度商品券ノ金
額品種及加盟者住所氏名職業ヲ實施前地方長官(東京府ハ警視總監)

〔山口書〕

二届出シムルコト

- 二、組合ヨリ三ヶ月毎ニ發行總高及回收高(金額種類別内譯ヲ附シ)ヲ地
方長官(東京府ハ警視總監)ニ届出シムルコト
三、共通商品券ノ行使力發行者及組合商店以外ニ於テ流通シ又ハ記名品
種以外ノ物品ヲ給付スルノ事實ヲ生シタルトキハ其旨速ニ大藏大臣
ヘ通報スルコト
大藏省銀行局長通牒(大正十五年七月一日)
共通商品券取締ニ關シ大正十四年九月十四日付藏銀第四一〇四號ヲ以テ通
牒致置候處近時商品券(共通ニアラサルモノ)交換名義(左記例示ノ方法)ノ
下ニ共通ノ效果ヲ收メムトスルモノモ可有之候如斯ハ義ニ通牒ノ趣旨ニ反
スルノミナラス其ノ結果ハ紙幣類似證券取締法第一條ニ該當スルモノト被
認候間之カ取締ノ必要上右事實相生シ候節ハ其都度御協議相成様致度依命
此段及通牒候也
左記

●警察通報内則(贋幣關係ノ部拔萃)

- 一、商品券交換者ニ就キ甲發行商品券(吳服引換券)ヲ乙發行商品券(菓
子引換券)ト交換シ希望ノ商品ノ給付ヲ受クル場合(丙)丁其他商店
(亦同シ)
二、商品券(甲發行ノモノ)、所有者カ乙商店ニ就キ同店發行ノ商品券
(品種ノ異ナルモノ)ト交換シ直ニ同店商品ノ給付ヲ受クル場合(丙)
丁其他ノ商店亦同シ)
三、商品券(甲發行ノモノ)所有者カ乙商店内交換業者(乙商店家族)ニ就
キ乙發行商品券ト交換シ直ニ乙商店商品ノ給付ヲ受クル場合(丙)丁
其他ノ商店亦同シ)

〔山口書〕

大正二年一月七日
内調高第一號

各署長宛

警察通報内則左ノ通定ム
但明治三十九年七月内調四第九號警察通報内則ハ廢止ス
警察通報内則
第一條 警察ニ關スル機密事項ハ特ニ定メタルモノ、外此ノ内則ニ依リ簡
潔ヲ旨トシ迅速ニ之ヲ報告スヘシ
(別紙様式第十五號第十六號)
様式第十五號

第二條 左ニ列記シタル各事項ハ其ノ所定ノ期日又ハ事件發生ノ都度急速
之ヲ申報スヘシ但シ別ニ様式ノ定メタルモノハ事件ノ重要ナリト認ムル
モノノ外其ノ様式ノミ申報ニ止ムヘシ
偽造變造竝模造ノ内外國貨幣紙幣銀行券若ハ有價證券及偽造變造ノ郵便
切手收入印紙ヲ發見シ又ハ此等ニ關スル犯人ヲ探知シ若ハ逮捕シタルト
キ及其裁判確定シタルトキ

Table with columns: 種別, 年月日, 場所, 差出人, 住居, 職業, 氏名, 行使者, 探偵, 備考. Includes sub-headers for '偽造' and '模造'.

凡例

- 一、本表ハ現品ヲ添付シ直ニ報告スヘシ
- 一、偽造、變造、模造、有價證券郵便切手印紙外國貨紙幣銀行券等發見ノ場合モ本表ニ準シ報告スヘシ

何年紙幣銀行券有價證券(內規第二條)ニ關スル犯人裁判確定表

符號	種類	發見年月		逮捕年月		罪名	刑罰	族籍	職業	業氏	何日署
		年	月	年	月						

凡例

- 一、本表ハ年報トシ毎年十二月末日調査ヲ以テ翌月五日迄ニ申報スヘシ
- 一、「罪名刑名、刑罰」欄ニハ偽造變造模造並行使ノ罪名ニ區別シ且其刑名刑期ヲ明記スヘシ免訴不起訴無罪等モ亦之ニ準シ同欄ニ其旨記入スヘシ
- 一、共犯者ハ之ヲ判明シ得ル様明記スヘシ

何年貨幣偽造變造犯人裁判確定表

種類	發見年月	逮捕年月	罪名刑名刑期	族籍	職業	業氏	署名

〔山口警〕

〔山口警〕

凡例

- 一、本表ハ年報トシ毎年十二月末日調査ヲ以テ翌月五日迄ニ申報スヘシ
- 一、「罪名、刑名、刑罰」欄ニハ前表凡例ニ準シ之ヲ記入スヘシ
- 一、共犯者ハ之ヲ判別シ得ル様明記スヘシ

●外國ニ於テノ流通スル硬貨紙幣銀行券帝國官府發行ノ證券偽造變造ニ關スル取扱手續ノ件

明治三十八年五月十日

內訓保第五號

第四部長 各署長宛

明治三十八年法律第六十六號外國ニ於テノ流通スル硬貨紙幣銀行券帝國官府發行ノ證券偽造ニ關スル取扱手續左ノ通相定ム

第一條 警察署長ハ明治三十八年法律第六十六號ノ犯罪アリタルトキハ左ノ各項ヲ具シ報告スヘシ

- 一、違反法律ノ適條
- 一、犯罪ノ事實及日時場所
- 一、被告人ノ住所氏名年齢人相等
- 一、就捕未就捕ノ別
- 一、共犯ト思料スヘキモノ、有無並ニ其住所氏名年齢人相等
- 一、證據物件ノ有無及其ノ種類形狀

(第一號様式) 用紙普通

一、關係人取調ノ狀況

一、事件送致年月日

一、犯罪搜索ノ手配先

第二條 警察署長ニシテ法律第十條ニ依リ官沒處分ヲ爲サムトスルトキハ第一號様式ニ依リ命令書ヲ以テ之ヲ行ヒ第二號様式ニ依リ物件ト共ニ報告スヘシ

第三條 前條ノ報告ハ同時ニ所轄檢事ヘモ之ヲ爲スヘシ但物件ヲ添付スルヲ要セス

第四條 警察署長ハ第三號様式ノ簿冊ヲ備ヘ其ノ事務ヲ整理スヘシ

第五條 山口縣第四部長ハ第四號様式ノ臺帳ヲ備ヘ之ヲ整理シ主任者ニ於テ物件保管ノ責ニ任ス若シ之ヲ破毀セムトスルトキハ知事ノ決裁ヲ經テ所轄檢事ノ承諾ヲ受ケ處分スヘシ

附則

明治三十七年八月山口縣令保第一三號ハ自今廢止ス

(第二號樣式) 用紙美濃紙

明治三十八年法律第六十六號第十條ニ依ル官沒處分報告表

種 類 記 號 番 號 狀	事 由	關 係 人 數	官沒處分年月日		被官沒者住所 氏名生年月日	違犯 人 著 衣 相	探 上 狀 況	先 手 配
			時 及 場 所	時 及 場 所				

右及報告候也
山口縣知事(檢事)氏名殿

何警察署長官氏名(印)

(山口警)

(第三號樣式) 用紙美濃紙

(山口警)

明治三十八年法律第六十六號ニ依ル官沒處分簿

山口縣何警察署

號 香 形 狀	種 類 記 號 番 號 及 個 數	官 沒 年 月 日	時 場 所	適 法 條 件	事 由	被官沒者住所 氏名生年月日	願 處 末 分	結 末
轉國白銅(何々)			某店頭ニ於テ		年シノ月日 月居ルニ付 日何人相取 何トナルシ 代金トシテ 立ツ		年一月一日 事務長及檢 事へ報告ス	本犯某ハ年 月日何處ニ 於テ逮捕セ ラレタリ

一、本式ニ據リ各種別毎ニ部類ヲ區別スベシ

(偽造)(變造)(何國)(金銀貨)(銀行券)(帝國)(證券)ノ部

(封印)

明治三十八年法律第六十六號第十條官沒品臺帳

山口縣第四部

號番	種類記號 番號及形狀	數個	官沒年月日	官沒署名	被官沒者住所居所族稱 身分職業氏名生年月日	備考	
						類	末
						年月日何裁判所檢事ノ承認ヲ得テ廢毀處分ニ付ス(印)	年月日犯人某ハ何署ニ於テ逮捕何年何月日何裁判所ニ於テ何々ノ言渡ヲ受ク

一、本式ニ依リ各種別毎ニ部類ヲ區別スベシ

〔山口警〕

〔山口警〕

第二章 刑事訴訟法及關係法規

第一節 刑事

● 犯罪事件簿備付ノ件

巡查派出所(署所在地派出所ヲ除ク)及駐在所ニ別紙様式ノ犯罪事件簿ヲ備ヘ犯罪事件ヲ受理シタル時ハ之ヲ登錄シ捜査ノ便ニ供スヘシ
 但其ノ保存期限ハ十年トス
 各署長(除水上署)

明治三十五年十一月十五日
 訓保甲第二號

受理月日 及原因		昭和 年 月 日		被害年 月日時		昭和 年 月 日 午 時 分		臨場年 月日時		昭和 年 月 日 午 時 分	
罪名	品目	被害 金額	被 害 品	代 價	場 所	質	模 樣	氏住被害者 名所	縣	市郡	町村 番
	品										
號 第號番行進年每 要知者臨場 領ノ認場 證 據 品 被害回 檢舉 復價格 檢舉外											

原籍	現住所	氏名	年齢	兵種	等級	豫後備役又ハ補充兵ノ區別	軍隊ニ於ケル已教育者未教育者ノ區別	舊所屬部隊(滿期除隊當時ノ部隊)	勳章ノ種類	從軍記章ノ種類	外國勳章ノ種類	外國勳章ノ種類	許證番號	勳章番號	功記番號	年金證書番號

〔山口警〕

●夜警執行ニ關スル件

明治四十四年十二月二十二日
保第一三四八三號警察部長指示

各署長宛

一 一般大取引ノ時期ニ於テハ盜難傷害火災其ノ他ノ被害ニ罹ルモノ從來ニ微シ其ノ實例尠シトセス就テハ之カ警戒ノ爲メ左記期間方法ニ依リ夜警ヲ嚴行シ之カ防備上遺策ナキナリトセラルヘシ
明治三十九年十二月保第一五一九六號並ニ同四十三年一月保第四九一號ハ自然消滅ノ義ト心得ラルヘシ
一 夜警ノ期間ハ凡ソ左ノ標準ニ據ル

從軍記章證狀番號	勳章記章功記功證狀ノ所在	以上ノ内勳記功記年金證書從軍記章證狀等ノ各番號不明ノモノハ左記事項	授賜又ハ佩用免許ノ年月日	授賜又ハ佩用免許當時ノ官職	授賜又ハ佩用免許當時ノ所屬部隊	同上當時ノ氏名	發表官報年月日	頁數	備考

一ヶ年ヲ四回以下ニ分チ取引期日ヲ定ムル地方ニ於テハ其ノ當日迄五日間
二 夜警ハ必要ニ應ジ正服又ハ平服トシ巡查二名ヲ以テ一組トシテ連行警戒シ尙其ノ區域内ニ盜難頻出シ其ノ他必要ノ場合ハ要所ニ張番ヲ爲サシムルコト但シ平服ノ場合ハ相當ノ防衛具携帯ヲ要ス
三 夜警ハ午後十一時ヨリ翌午前四時迄トス但シ必要ニ依リ伸縮スルコトヲ得

〔山口警〕

四 夜警中ハ監督ヲ勵行スルコト
五 一ヶ年ヲ五回以上ニ分チ又ハ毎月取引ヲ爲ス地方ニ於テハ刑事巡查ヲシテ尙必要ノ場合ハ相當ノ巡查ヲ加ヘ警戒セシムルコト
六 前第一項ノ夜警ヲ爲サムトスルキハ執行五日前ニ別紙第一號様式ニ依リ又此ノ執行ヲ終リタルトキハ三日以内ニ別紙第二號様式ニ依リ報告スヘシ

第一號様式

夜警執行報告					署名	
執行地域	執行期間	從事者數	豫定員數	監督者	監督者數	
第一區 何市何町何、又何町村、						
第二區						
第三區						
第四區						
備考						

第二號様式

夜警執行成績表

執行地域	執行期間	執行者	執行人數		監督者數	事件								
			組	從		諸	犯	罪	刑科拘留	其	他			
						種別	強盜	盜	放	火	傷	害	其ノ他	計
						被害件數								
						逮捕件數								
						同人								
						取調人員								
						同上ノ内告發人員								
						同上ノ内說諭ニ止メシ人員								
						舉動不審トシテ取調ヘシ人員								
						注意件數								
						說諭件數								
						保護件數								
						考備								

御陵墓附近盜難警戒ニ關スル件

大正四年九月 山口地方檢察局第一一八號檢事正通牒

近年御陵墓地内ニ於テ樹木ヲ盜伐シ或ハ石構其ノ他御遺物ノ裝具等ヲ剽取スル者往々有之趣ニ候處其ノ所爲タルヲ御陵墓ノ尊嚴ヲ冒瀆スルノミナラス風教上亦忽諸ニ付スヘカラサルモノト被思料候ニ就テハ嚴重ニ取締テ

〔山口警〕

模倣性犯罪搜查及報告方ノ件

大正五年一月十九日 親發第一七號檢事正通牒

各署長宛

爲ス必要有之候條爾後仍斯種ノ犯罪アリタルトキハ精密ニ取調ヲナシ速ニ犯人ヲ檢舉シ證據明確ナルモノニ對シテハ假令其ノ罪輕微ナリト雖モ微罪處分ニ付セス必ス事件送致ノ取計相成度此段及通達候也

〔山口警〕

犯罪ノ手段新奇ナル爲メ傳播性ヲ存シ容易ニ他人ノ模倣スルコトアルヘキ虞アル犯罪ノ搜查並ニ報告方ノ義ニ付テハ大正三年十二月管轄區裁判所檢事ヲシテ夫々通達セシメ置候ニ付萬遺算ナキコト、思料セラレ候得共今般其ノ筋ヨリ更ニ通牒ノ次第モ有之候條爾今此種ノ事件發生シタルトキハ搜查ノ秘密ヲ嚴守スルハ勿論一面即時檢事正及所轄檢事ニ報告相成度此段通達候也

模倣性ヲ帶フル犯罪事件報告ノ件

大正十年二月十二日 地方檢察局發第八一四號檢事正通牒

爾今模倣性ヲ帶フル犯罪事件ハ絕對ニ之レカ公表ヲ避クル爲メ電話ニヨリ報告スルコトヲ嚴禁シ必ス秘親展ヲ以テ報告可有之此段及通達候也

爆藥漁業取締ノ件

大正五年六月 檢事局訓達第二號檢事正通牒

常時爆發藥ニ關スル犯罪者ノ取締ヲ嚴重ニスヘキハ勿論ノ義ニ有之候處頃日漁期ニ入りテ以來火藥類取扱者ニシテ密ニ之ヲ漁業用トシテ販賣シ若クハ魚類仲買商ニシテ魚類運搬業者ト結托シ密ニ入手シタル爆發藥ヲ漁業者ニ交付シ而シテ漁業者ハ沿海若クハ日本海方面ニ於テ之ヲ使用シ盛ニ捕若クハ鱒ヲ漁獲スルモノ有之候ニ付テハ此際一層取締ヲ嚴ニシ倘シ違反者アルヲ發見セハ直ニ所轄檢事ト打合セテ上極力其ノ根底ニ邁リテ搜查シ苟モ犯罪者ヲシテ法網ヲ免ル、ナカラシムル様致度此段及通達候也

勳章褫奪令ニ關スル件

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

大正五年七月 檢事局訓達第六號檢事正通牒

憲法發布記念章、大婚二十五年祝典之章皇太子渡韓記念章、韓國併合記念章及大禮記念章ハ孰レモ記念章ナルニ依リ勳章褫奪令第六條ノ適用可有之ニ付被告人ヲ取調フル場合ニ於テハ之レカ受有者ナルヲ否チモ併セテ訊問シ勳章及他ノ記章ト同様ノ取扱ヲ爲スヘシ

誇大廣告利用犯罪事件ニ關スル件

大正七年八月十二日 山口地方檢察局發信第三五六一號地方裁判所檢事正

各署長宛

客年中東京市下谷區西黑門町居住遠藤德右衛門ナル者越後屋吳服店ナル名稱ヲ用ヒ開業一週年紀念大賣出ノ大壯舉景品額一千圓云々ト印刷セル誇大廣告郵便ヲ配付シ各地方多數ノ購買者ニ對シ價格不相當ノ粗惡品ヲ販賣シタル行爲ニ付全國各警察署ニ於テ前後百十數回警察犯處罰令第二條第六號ニ依リ即決罰渡ヲ受ケ何レモ正式裁判申立ノ結果水戸區裁判所ニ於テ内一件ニ付科料五圓ニ處セラレ右判決確定シタル爲メ他ハ連續犯タルノ關係上全部免訴ノ判決相成タル趣ニ有之(現ニ本職本郷警察分署ニモ同一事件アリタリ)本件ノ如キハ其ノ當初ニ於テ充分ナル取調ヘテ爲シタルニ於テ或ハ詐欺ヲ以テ開疑スヘキ事案ナリシヤモ難測近來此種誇大ノ廣告ヲ利用シ不正ノ利ヲ圖ラントスルノ徒渺カラサルヲニ被思考候ニ付テハ將來同様ノ事案ニ對シテハ充分其ノ事實關係ヲ調査シ適當ノ措置可有之候也

郵便物盜難豫防ニ關スル件

三七

大正五年三月十六日
保第五五七號警察部長指示

近來郵便物ノ運送中ニ於ケル盜難事件續出シ之カ豫防方法ニ付テハ其筋ニ於テモ極力考究中ノ趣ニ有之候處從來ノ實況ニ徴スルニ是等犯罪行為ノ一度或地方ニ發生スルヤ相踵ニテ各地ニ頻發スルノ風アリ右ハ新聞紙上等ニ於テ廣ク其狀況ヲ掲載公表スルコト誘因ノ一トモ可相成察セラレ候ニ就テハ將來ハ右等事件發生ニ際シ其内容及手段方法經過等ノ詳細ヲ新聞紙ニ掲載セシメサル様此際豫メ其署下新聞社ニ警告シ置キ將來ハ嚴ニ之カ實行ヲ期セシムヘク取締上注意シ一面郵便局員運送人集配人其他特ニ此方面ニ關係アリト認ムル不良徒ニ對シテハ今後一層視察ヲ嚴ニシ相待テ是等犯罪ノ防遏ニ努メラルヘシ

行政執行法ニ關スル件

大正五年六月二十九日
保第一三三四號警察部長指示

近來警察官署ニ於テ犯罪嫌疑者ノ取調ヲ爲サンカ爲メ動モスレハ行政執行法ニ依リ檢束ヲ加ヘ甚ダシキニ至リテハ取調中自白ヲ強要センカ爲之ニ依テ留置ヲ爲ス等ノ向アルヤノ聞ヘ有之候處同法第一條ハ人身ノ自由ヲ拘束スルニ非サレハ生命身體ヲ救護スル能ハス又公安ヲ害スルノ行爲ヲ豫防スル能ハサル場合ニ於テ警察上不得已檢束ヲ加フルモノナルニ拘ラス之ヲ犯罪嫌疑者取調ノ目的ニ轉用スルカ如キハ穩カナラサル義ニシテ全ク濫用タルヲ免レサル義ト存候本件處分ノ當否ハ直接人權ニ至大ノ關係ヲ及ボシ時ニ或ハ世上ノ物議ヲ誘發スルコト有之特ニ慎重注意ヲ要スヘキ義ニ付將來部下ニ對シ如上濫用ノ弊無キ様其取扱上一層留意セラレヘシ

犯罪事件報告方ニ關スル件

大正十年九月七日
保司第一六六二號警察部長指示

犯罪事件(重要異例ノモノ)報告方ニ關シテハ本月二日保司第一三三九號ヲ以テ指示セシ處ナルカ更ニ本件ニ關シ該當犯人ノ捜査手配ヲ要スル事件ニ就キテハ爾今別紙様式ニ依リ報告方今同警保局長ヨリ通牒有之候ニ付該當事件發生ノ場合ハ速ニ用紙各欄ニ記入進達セラレヘシ

- 一、家主ノ承諾ヲ得テ家宅捜査ヲ爲ス場合ニ於テハ可成町村長又ハ隣佑二名以上ヲシテ本人ノ承諾アリシコトヲ證明セシムヘシ
- 二、若シ警部又ハ警部代理巡査ニ於テ家宅捜査ヲ爲ス場合ハ前項ノ證明アリタルトキト雖仍ホ警察署長ノ許可ヲ受クヘキモノトス警部代理ニアラサル巡査ハ家宅捜査ヲ爲スコトヲ得ス
- 三、刑事被告人承諾ヲ得テ警察署又ハ巡査駐在所ニ同行ヲ爲ス場合ニ於テハ隣佑又ハ町村長ヲシテ本人ノ任意同行ヲ承諾シタルコトヲ證明セシム可シ但一定ノ住所ナキ者ニシテ逃走若クハ證據湮滅ノ虞アルモノハ此ノ限リニアラス
- 四、本人ノ承諾ヲ得テ同行シタル者ト雖モ巡査駐在所ニ宿泊セシムルコトヲ得ス
- 五、駐在巡査刑事巡査等ニ於テ被告人ニ對シ本案事實ニ付訊問ニ類スル行動ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論ナレトモ臨時必要ノ場合ニ於テハ被告人ノ原籍身分其ノ他贓品及關係人ノ所在等事件ノ基本ニアラサル事項ニ係ルモノハ取調ヲ爲スコトヲ得可シ

〔山口警〕

指紋取扱ニ關スル件

大正七年六月二十五日
保司第一二一五號警察部長通牒

大正一三年六月保司第二九〇號、昭和二年刑第一一五六號、昭和四年刑第八九二四號

今般指紋取扱内規及指紋原紙取扱心得並記載例別冊ノ通り相定メ候條自今是ニ依リ措置セラレヘシ

右通牒ス

指紋取扱内規

- 第一條 警察官署ニ於テハ本内規ニ依リ指紋ヲ採取スヘシ
- 第二條 警察官署ニ於テ新ニ刑事被告人其他ヲ收容シタル場合ニ於テ左記各號ニ該當スルモノハ別紙第一號様式ニ依リ指紋原紙第三號様式ノ指紋對照々會用紙ニ指紋ヲ採取スヘシ
- 一、刑法第二編各章ニ列記セル刑事被告人但シ被告事件罪トナラス且ツ再犯ノ虞ナシト認ムル者又ハ過失罪ニ該ル者ハ此ノ限リニアラス
- 二、拘留囚、前科隠蔽又ハ氏名詐稱ノ疑アル者其他必要ト認ムル者
- 三、諸法令ノ違反者ニシテ必要ト認ムル者
- 四、刑事要視察人
- 五、不良少年
- 六、山高
- 第三條 指紋ハ之ヲ一人毎ニ原紙一枚ニ採取シ指紋原紙ハ取扱心得及記載例ニ依リ各欄ニ所定事項ヲ記載シ速カニ警察部ヘ送致スヘシ但シ指紋ニ

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

〔山口警〕

價ヲ附スヘカラス

第四條 指紋ヲ採取スルニハ刑事被告人又ハ諸法令違反者ハ其取調ヲ終リタル後令狀ニ依リ引致シタル者ハ押送前ニ其他ハ便宜ノ時期ニ於テ採取スヘシ但シ採取前ニ放還又ハ收監サレタルトキハ其旨五日以内ニ警察部ヘ報告シ疾病負傷其他ノ事故ニ依リ採取スルコト能ハサルトキハ其事故止ミタル後便宜ノ方法ニ依リ採取シ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 警察部ニ於テハ各警察官署ヨリ送付ヲ受ケタル指紋原紙及警察部又ハ監獄署ニ於テ採取シタル指紋原紙ハ夫々之ニ其價ヲ附シ之ヲ關係警察官署ニ通知スルト共ニ警察部ニ之ヲ分類保存ス

第六條 警察官署ハ別紙第二號様式ノ指紋採取臺帳ヲ備ヘ指紋ヲ採取シタル者ヲ登錄スヘシ

第七條 警察官署ハ指紋採取臺帳ニ登錄シタル者ニシテ後ニ火傷切傷其他ノ事由ニ依リ指紋ニ變化ヲ來シタルト認メタルトキハ更ニ指紋ヲ採取シ所定事項ヲ記載シテ報告スヘシ又指紋原紙記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ其指紋番號並ニ異動事由ヲ報告スヘシ

第八條 警察部ニ於テ現ニ保存中ノモノト同一ノ指紋原紙ノ送付ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ處理ス

- 一、新舊指紋ヲ對照シ創傷其他ノ事由ニ依リ曩ニ採取シタル指紋ト差異アルコトヲ發見シタルトキハ舊原紙ヲ廢棄シ新原紙ニ所定事項ヲ記載シ保存スヘシ
- 二、新舊指紋ニ差異ナキトキハ新原紙ハ廢棄シ舊原紙ニ新ナル受刑其他必要ナル事項ヲ記載ス

第九條 警察署ニ於テ採取シタル原紙及照會書用紙ハ左ノ通り處理スヘシ

一、警察署ハ速ニ指紋原紙ヲ本縣警察部ニ進達シ及照會書用紙ハ司法省

行刑局指紋部、警視廳刑事部鑑識課又ハ大阪府若ハ福岡縣警察部刑事課等ニ送付對照ヲ受ケヘシ

二、對照ノ結果通知ヲ受ケタル警察署ハ捜査ニ之ヲ利用シタル後前月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ本縣警察部ニ進達スヘシ

三、警察部ニ於テ前項ノ用紙ヲ受取りタルトキハ指紋原紙ヲ整理シ返付スヘシ當該警察署ハ之ヲ編綴シ目次ヲ付シ捜査ノ資料ト爲スヘシ

第十條 變死者(犯罪ニ原因スルモノヲ含ム)ニシテ原籍住所氏名不明ナルモノニ對シテハ已ムヲ得サル場合ノ外其指紋ヲ原紙ニ葉ニ採取シテ速ニ前科者指紋保管官署並ニ警察部ヘ各一葉ヲ送致シ對照ヲ求メ同答返戻アリタル原紙ハ關係書類ヘ編綴スヘシ

指紋原紙取扱心得並記載例
一、指紋原紙ハ編綴スヘカラス
二、指紋原紙ハ指紋押捺ノ場合ノ外折ルヘカラス送致等ノ場合ハ捲キ扱フヘシ

三、原紙表面上欄左手ノ部中欄右手ノ部ニ各指定ノ指紋ヲ押捺セシムルニハ指頭關節ノ屈節部ヲ指紋原紙ノ橫大黑線ノ直上ニ當テ指爪面ノ一側ヲ同原紙ニ垂直ニ置キ其他側力同原紙ニ垂直ニ至ル迄回轉セシムルモノトス

印章不明ナルトキハ更ニ上部ノ餘白ニ押捺セシメ餘白ナキ場合ハ貼紙シテ之ヲ爲スモノトス
四、原紙ノ表面下檢左手右手ノ部ニハ指指ヲ除キ他ノ四指ノ指頭ヲ同時ニ指紋原紙ニ平面押捺セシムルモノトス

五、原紙ノ裏面左手示指ノ欄ニハ第三項ト同様左手示指同轉押捺セシムルモノトス若シ左手示指存セサルトキハ其旨附記スヘシ
六、指紋ヲ押捺セシムル順序ハ表面上欄左手ノ部ニ始マリ中欄右手欄左

〔山口警〕

四〇

右手ノ部ヲ經テ裏面左手示指欄ニ至ルモノトス

七、第六項ノ順序ニ依リ指紋ヲ押捺セシメタルトキハ直チニ本人ヲシテ氏名自署欄内ニ其氏名ヲ記入セシムルモノトス若シ自署スルコト能ハサルトキハ作成者ニ於テ代書シ其事由ヲ記載スヘシ

八、總テ指紋原紙ノ文字ハ「ハ」ヲ以テ楷書記載スヘシ

九、氏名欄ニハ本人自稱氏名ヲ記入スヘシ若シ氏名自署欄ノ氏名ト異ルトキハ氏名欄ノ下部ニ橫行ニ其理由ヲ細字ヲ以テ記入スヘシ尙讀方ノ普通ト異ルモノ及讀ミ難キモノハ振假名ヲ付スヘシ

十、綽名又ハ異名欄ニハ本名以外ノ變名通稱等全部ヲ記入スヘシ

十一、男女ノ別欄ニハ「男」又ハ「女」ト記入スヘシ

十二、指紋原紙ノ作製欄ニハ官署名年月日ヲ記入シ作製者認印スヘシ分類檢査欄モ亦同シ

十三、指紋原紙表面備考欄ニハ左ノ事項其他指紋ニ關シ參考トナルヘキ事項ヲ橫行ニ細字ヲ以テ記入スルコト

イ、指紋ノ缺損不具若クハ負傷疾病其他ノ事由ニ因リ指紋ヲ押捺セシムルコトヲ得ス又ハ之等ノ事由ニ因リ不整ノ印象ヲ生スル場合ニハ其事由

ロ、剥皮創痕其他ノ事由ニ依リ印象不鮮明ナル場合ニハ成ルヘク其鮮明ヲ期シ現ニ押捺ノ印象以上ニ明瞭ナラシムルコト能ハサルトキハ其事由

ハ、回轉押捺ニ於ケル回轉不十分ナルカ爲メ外角ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テモ更ニ餘白ニ押捺スルモ到底之ヲ見ルコト能ハサル場合ハ其事由

ニ、外角缺如セル場合ニハ其事實
ホ、指紋中特種ノ徵證トナルヘキモノアル場合ニハ其事實

〔山口警〕

十四、指紋原紙ノ裏面前欄ノ記載ハ言渡ノ順序ニ依ルヘシ

但シ五犯以上ナルトキハ最新五犯ヲ記入シ其ノ以前ノ前科ハ備考欄ニ言渡年月日罪名刑期ヲ記入スヘシ

十五、判決ヲ受ケタル氏名欄ニハ判決書ニ記載シアル氏名ヲ記入スヘシ

十六、罪名欄ニハ判決ノ罪名ヲ記入スヘシ併合罪ニ依リ處斷セラレタルモノハ悉ク其ノ罪名ヲ記載スヘシ

十七、言渡裁判所欄ニハ確定判決ヲシタル裁判所名ヲ記載スヘシ

十八、執行監獄欄ニハ一刑ヲ數監獄ニ於テ執行セラレタル場合ニ於テハ順次其監獄名ヲ記入スヘシ

十九、出獄事由及年月日欄ニハ出獄ノ年月日及恩赦假出獄刑ノ終了逃走等出獄ノ事由ヲ簡單ニ記入スヘシ

但シ現ニ執行中ノ刑ニ付テハ豫メ其ノ終期ヲ記入スヘシ

二十、檢舉事由欄ニハ罪名ヲ記入シ必要ト認ムルトキハ犯罪ノ年月日及種類又ハ内容被害者氏名等詳記スヘシ

二十一、引致年月日欄ニハ引致又ハ同行ノ年月日ヲ記入スヘシ

二十二、處分結果及其年月日欄ニハ其處分ヲシタル年月日及其ノ區別(何々裁判所檢事局ニ送致徵罪不檢舉拘留科料又ハ取調中逃走)等ヲ記入スヘシ

二十三、指紋原紙裏面ノ備考欄ニハ最近前科五犯以上ノ罪名刑期其ノ他ノ事項ニシテ參考トナルヘキ事項ヲ記入スヘシ

二十四、原籍欄ニハ廳府縣郡市町村大字番地ヲ記入スヘシ

第一號様式表面

二十五、身分欄ニハ華士族平民戸主トノ續柄ヲ記入スヘシ

二十六、住所欄ニハ現住地ノ廳府縣郡市町村大字番地又ハ何某方同居寄留等記入スヘシ

二十七、職業欄ニハ現在又ハ其前職業ヲ記入スヘシ數種アルトキハ其主ナルモノヨリ順次記入スヘシ

二十八、出生地欄ニハ廳府縣郡市町村大字ヲ記入スヘシ

二十九、父母名欄ニハ實養繼父母ノ區別ヲ記入スヘシ

三十、年齢欄ニハ生年月日ヲ記入スヘシ

三十一、外見年齢欄ニハ外見年齢ヲ記入スヘシ

三十二、指紋採取臺帳ノ採取事由欄ニハ採取當時ノ罪名又ハ事由ヲ記入スヘシ

三十三、指紋番號欄ニハ警察部ヨリ通知ヲ受ケタル番號ヲ其都度羅馬數字ニテ分數式ニ記入スヘシ

三十四、備考欄ニハ何月何日警察部ニ送致ス何月何日司法省ニ照會何月何日死亡報告済ト記載スヘシ

第十一條 前二條ニ依リ指紋對照方ヲ司法省行刑局指紋部ニ照會スル場合ハ左記各號ニ依ルヘシ

一、各紙ノ印寫指紋ヲ分類シ其ノ下部ノ原紙指定欄ニ價ヲ記入スルコト分類不能ノ場合ハ照會ヲ要スル旨ヲ附記シ當部ヘ進達スルコト

二、指紋原紙ニ警察官署名ヲ明記シタル紙片ヲ剝離セサル様貼付スルコト

徵特	司法警察事項				科										前
	檢事	舉由	引致年月日	年日	官署名	處分及其月	結果年月日	出獄事由及其年月日	執行刑務所	言渡裁判所	刑ノ始期	言渡年月日	刑名刑期(金額)	罪名	
氏名															
自署															
外見年齢	年齢	名父、 養父、 實父	地生出	業職	所住	分身	籍原	考備							
指示手左	年	名母、 養母、 實母													
	月														
	日生														

第一號様式裏面

〔山口警〕

氏名	又名 異名	男 女	分類 番號	No. ————				
左手廻轉押捺								
示指	中指	環指	小指	拇	指			
右手廻轉押捺								
示指	中指	環指	小指	拇	指			
左手平面押捺				右手平面押捺				
昭和 年 月 日	ニ於テ作成			備考				
昭和 年 月 日	ニ於テ分類							
昭和 年 月 日	ニ於テ検査							

〔山口警〕

第二號樣式 指紋採取臺帳

採取年月日	採取事由	指紋番號	被採取者住所	氏名	生年月日	備考

第三號樣式表面

備考

- 一、照會先ハ司法省行刑局指紋部、警視廳刑事部鑑識課、大阪府警察部刑事課、福岡縣警察部刑事課ノ内タルコト
- 二、照會ノ出生地、本籍、住所、氏名、生年月日ノ欄ハ右側ニ自稱ヲ記載シ若シ指紋保管廳ニ於テ住所氏名等ヲ詐稱セルモノヲ發見シタルトキハ其ノ左側ニ訂正記入スルコト
- 三、指紋採取事由欄ニハ「何月何日浮浪罪ニ依リ拘留十日ニ處ス」或シテ「窃盜被疑者トシテ檢事ノ強制處分ニ依リ身柄拘束」等ヲ記載スルコト
- 四、回答ノ前科欄及警察署又ハ檢事局ノ處分欄ニハ最終ノ前科又ハ處分ニ犯(回)ニ付記入スルコト
- 五、其ノ他ノ前科處分欄ニハ前記以外、「前科(處分)ヲ何罪何犯(回)計何犯(回)ト記入スルコト故ニ其ノ者ノ前科又ハ前處分總數ハ同計ト

〔山口警〕

〔山口警〕

前欄記載ノ前科(處分)ヲ合シタルモノタルコト
六、警察署又ハ檢事局ノ處分欄中處分分別ニハ起訴猶豫微罪處分等ノ別ヲ記載スルコト

指紋採取事由	備考	執行ヲ受ケタル最終前科以上	言渡裁判所及年月日	執行刑務所	罪名	刑名	刑期	前科		回答								
								其ノ他ノ前科	其ノ他ノ處分	判決ヲ受ケタル氏名	罪名	刑名	刑期	言渡裁判所	言渡年月日	執行刑務所	出所年月日及其事由	
								警察署又ハ檢事局ノ處分	其ノ他ノ處分	氏名	罪名	刑名	刑期	言渡裁判所	言渡年月日	執行刑務所	出所年月日及其事由	
右者指紋御對照ノ上結果御回答相煩度 年 月 日	備考	執行ヲ受ケタル最終前科以上	言渡裁判所及年月日	執行刑務所	罪名	刑名	刑期	前科	回答	判決ヲ受ケタル氏名	罪名	刑名	刑期	言渡裁判所	言渡年月日	執行刑務所	出所年月日及其事由	
御中 山口縣 警察署	備考																	
右回答ス 年 月 日	備考																	
指紋番號	No.																	

左 手 廻 轉 押 捺	示	指	左 手 小、環、中、示 指	左 手 押 指	右 手 押 指	右 手 示、中、環、小 指	右 手 廻 轉 押 捺
	示	指					

●指紋取扱ニ關スル件

大正八年七月二十五日
保司第一六五一號警察部長指示

〔山口警〕

首標ノ件ニ關シ大正七年六月二十二日付保司第一二一五號ヲ以テ指示スル
處アルカ今是レカ實行緩慢スルモノアリ就中同内規第二號乃至第六號該當

各署長宛

〔山口警〕

者ニ對スル採取ノ如キ最モ緩慢ナルヲ認ム今後一層勵行セラルヘシ
尙ホ指紋採取ニ際シテハ原紙取扱ヲ粗瀆ニシ或ハ記載事項ヲ脱漏スルカ如
キ事ナキ様總テ指紋原紙取扱心得並ニ記載例ニ依リ遺漏ナキチ期セラルヘ
シ

- 参考
- イ 押捺ノ際印刷用「インキ」ノ引キ延シ方不充分又ハ濃厚ニ失シ印象不鮮明ノモノ
 - ロ 回轉押捺ニ於ケル回轉不充分ナル爲メ外角ヲ知ルコト能ハサルモノ
 - ハ 剝皮創痍其ノ他ノ事由ニ因リ印象不鮮明ナル場合ニ其ノ事由ノ記載ナキモノ等アルハ遺憾トスル所ナリ

●指紋對照ニ關スル件

昭和三年九月二十七日
刑第八二二五號警察部長指示

各署長宛

司法省ニ於テハ特別ノ必要ナキ限り釋放後十年以上經過シタル者ノ指紋原紙ニ付テハ對照ヲ行ハサルコトニ決定シタル旨刑事局長及行刑局長ヨリ別紙ノ通リ通報アリタル趣警保局長ヨリ通達アリタルニ付周知セラルヘシ

司法省 刑事局長 通報 (昭和三年九月十日)
行刑局長 通報 (行甲第一五二九號)

犯人前科ノ有無調査ノ爲メ貴管下各廳ヨリ當省指紋部ニ對シ指紋對照方照會アリタルモノニ對シテハ從來釋放後十年以上經過原紙ニ付テモ其ノ對照ヲ爲シ居リ候處指紋事務能率増進上今後ノ指紋對照ハ特に必要アル場合ヲ除ク外釋放後十年以上經過原紙ニ付テハ行ハサルコトニ決定致候條其ノ旨貴管下各當局ヘ御通達相成度此段及御依頼候

追テ釋放後十年以上經過原紙ニ付テモ其ノ對照ヲ求メラル、場合ニハ其

ノ旨該原紙ニ明記相成様致度爲念申添候

●傳染病者ノ指紋原紙消毒ニ關スル件

昭和三年七月二日
刑第四〇三八號警察部長指示

各署長宛

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通リ内務省警保局長ヨリ通牒有之候條取扱上遺策ナキチ期セラルヘシ

警保局長 通牒 (昭和三年五月十七日)
警保局長 發甲第六八號

傳染病患者又ハ其ノ疑アル者ヨリ採取シタル指紋ノ消毒ニ關シテハ從來相當御考慮中ト存候處警察署ヨリ司法省行刑局長ニ對シ指紋原紙ト對照ノ爲送附スル被疑者受刑者又ハ變死者等ノ指紋中ニハ未消毒ノモノ有之哉ノ趣ニテ行刑局長ヨリ協議ノ次第モ有之獨リ行刑局長ノミナラス警視廳大阪府福岡縣ニ於ケル取扱者保健上ノ必要モ有之候條爾後傳染病豫防法ニ依ル傳染病ハ業ヨリ癩病、肺結核、トラホーム、花柳病等ノ患者又ハ其ノ疑アル者ニ對シテ手部又ハ指紋原紙ニ適當ノ消毒ヲ施行セシムル様致度候

●犯罪捜査事務取扱内規

大正十年七月十八日
保司第六三一號警察部長指示

各署長宛

改正 昭和二年四月刑第二二五二號、三年七月第五八〇一號

明治四十年一月保第一〇〇八號檢査事務取扱内規別冊ノ通改正ス

犯罪捜査事務取扱内規

第一章 通則

第一條 犯罪捜査ハ極メテ細心ナル注意ト迅速機敏ノ動作ヲ要スルハ勿論熱誠以テ執拗ニ從事スヘシ

第二條 犯罪捜査ハ宜シク四圍ノ狀況ヲ觀察シ科學ノ應用ト相俟テ適確ナル證據ノ蒐集ニ努ムヘシ

第三條 犯罪捜査ニ從事スル者ハ徒ラニ一身ノ功ヲ爭フコトナク常ニ協同ノ精神ヲ以テ互ニ連絡ヲ保チ以テ全局ノ成效ヲ期スヘシ

第四條 捜査ノ機密ハ之ヲ嚴守シ漏洩スヘカラス

第二章 連絡及共助

第五條 警察官署長ハ犯罪捜査事務ニ就テハ各署間氣脈ヲ通シ捜査上ノ資料トナルヘキ事項ハ互ニ通報シ捜査上ノ連絡ヲ保ツヘシ

第六條 刑事巡査ハ犯罪事件ニ付必要アル場合ハ其ノ犯罪ノ方法日時、場所及捜査ノ狀況ヲ署長ノ承認ヲ得テ隣接又ハ關係署刑事巡査ニ通報シ捜査上ノ協議ヲナスヘシ

第七條 警察官署長ハ所轄外ニ於テ犯罪シタル犯罪ヲ檢舉シタルトキハ迅速ニ其ノ旨犯罪地警察官署長ニ通報シ關係書類ノ送致ヲ受クヘシ但シ犯人ヲ指名手配若ハ追跡シ來リタル場合ハ可成犯人ヲ當該署ニ引渡スヘシ

第八條 前條ノ通報ヲ受ケタル警察官署長ハ遲滞ナク關係書類ヲ送致スヘシ若シ事件ノ交付ヲ受クル必要アルトキハ協議ノ上處置シ協議難ラサルトキハ報告ノ上指揮ヲ受クヘシ

第九條 所轄外ニ於テ捜査ヲ爲サムトキハ豫メ其ノ所轄警察官署又ハ最寄派出所若ハ巡査駐在所ニ通知シ共助ヲ求ムヘシ犯人追跡若ハ通知ノ速ナキトキハ事後直ニ其ノ旨通知スヘシ

第十條 前條ノ通知ヲ受ケ若クハ共助シタル派出所又ハ駐在所詰ノ巡査ハ其ノ願未ヲ所屬署長ニ報告スヘシ

〔山口警〕

第三章 捜査

第十一條 殺人強盜其ノ他公衆ノ耳目ヲ惹クヘキ重要犯罪事件ニシテ犯人ヲ即時逮捕シ得サルトキハ直ニ非常警戒ヲ實施スヘシ他所轄内ニ於ケル犯罪事件ニ對シ手配ヲ受ケタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキ亦同シ

第十二條 前條非常警戒ハ署長ノ一部若ハ全員ノ非常召集ヲ行ヒ各要所ヲ警戒スヘシ

第十三條 非常警戒ニ於テ警戒スヘキ地點及搜索スヘキ場所概ネ左ノ如シ

一 警戒スヘキ地點

イ 樞要道路ノ交叉點橋梁及鐵道線路

ロ 市街地又ハ村落ノ入口

ハ 展望シ得ヘキ位置

ニ 停車場及停留所、人力車、馬車、駐車場

ホ 渡船場

ヘ 其ノ他犯人ノ隱遁脫走ノ虞アル地點

二 搜索スヘキ場所

イ 宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷等

ロ 社寺堂宇空屋等

ハ 鐵山、炭坑

ニ、洞穴、河原、森林、原野等ニ於ケル山窩及浮浪者ノ巢窟ト認ムル場所

ホ 前科者、犯罪常習者及博徒ノ居宅

ヘ 部落

ト 其他犯人並其ノ關係者ノ所在發見ニ必要ト認ムル箇所

第十四條 警察官署長ハ捜査上豫メ非常警戒實施ニ必要ナル事項ニ付計劃ヲ樹テ一面部下巡査ニ對シテハ平素訓練シ置クヘシ

〔山口警〕

計劃書ニハ地圖ヲ添付シ地圖ニハ汽車自動車ノ路線汽船發着所犯人ノ隱遁スル見込アル箇所道路(間道共)及配置ヲ要スル地點ヲ明示スヘシ

第四章 繼續捜査

第十五條 警察官署長ハ未檢舉事件ニ付其ノ輕重ヲ案シ所屬刑事巡査ニ對シテハ隨時ニ外勤受持巡査ニ對シテハ毎月一回以上其ノ捜査ノ經過ヲ聽取シ且ツ捜査方針ヲ指示シ繼續捜査ニ努ムヘシ以テ檢舉時期セシムヘシ

第十六條 警察部保安課ニ於テハ第一號様式ノ重要犯罪一覽簿ヲ備付ケ殺人放火強盜其ノ他重要犯罪並贓額百圓以上ノ盜難詐欺事件ノ發生及檢舉報告アリタル都度記入シ毎年一月十日迄ニ第二號様式ニ依リ前年度中ノ檢舉成績表ヲ作製スヘシ

第十七條 警察官署ニ於テハ前條未檢舉事件ヲ第一號様式ノ一覽簿ニ登錄シ繼續捜査ノ便ニ供スヘシ

第五章 (削除)

第六章 寫眞

第二十二條 警察官署ニ於テハ犯罪捜査上必要ト認ムルトキハ犯罪ノ現場其ノ他刑事警察上參考トナルヘキ寫眞ヲ撮影スヘシ

第二十三條 警察官署ニ於テハ第四號様式ノ刑事要視察人中特ニ視察ヲ要スヘキ者ノ寫眞ヲ登載シ其ノ被登載者ノ異動アリタルトキハ速ニ報告ス

第一號様式

第二十四條 警察官署ハ前條寫眞帳ニ登錄スヘキ者ノ寫眞ノ蒐集ニ努ムヘシ

監獄所在地警察官署ニ在リテハ在監者中出獄後特ニ視察ノ要アリト認ムル者ニ對シテハ釋放前司獄官ノ承認ヲ得テ之ヲ撮影スヘシ

前二項ニ依リ蒐集シタル寫眞又ハ原板ハ直ニ警察部保安課ニ送致スヘシ

第二十二條ニ依リ撮影シタル時亦同シ

第二十五條 前條ニ依リ寫眞又ハ原板ヲ送致スル場合ハ寫眞帳ニ登錄スヘキ事項ヲ併セテ報告スヘシ

第二十六條 寫眞ハ被撮影者ノ上半身(ベルチロン式七分ノ一若クハ九分ノ一ノ型體)ヲ正面側面(被撮影者ノ右側)兩像ニ撮影シ印畫面ニハ必ラズ本人ノ氏名並撮影年月日ヲ表示スヘシ

第二十七條 警察部保安課ニ於テハ寫眞ノ複寫及配布ヲナシ且ツ第四號様式ノ刑事要視察人寫眞帳ヲ備付シ之ヲ整理スヘシ

附則

明治四十三年一月保第四〇五號要視察人寫眞備付ノ件及大正元年十月保第三〇九二號要視察人寫眞帳取扱ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

進行番號	罪名	被害額	犯罪日時	場所	手段方法	被害者姓名住所	加害者住所職業氏名年齢
						縣 郡 村	

● 犯罪事件ノ報告、手配、犯所臨檢其他ニ關スル規程

大正十年七月十八日
保司第六七七號警察部長指示

改正 大正一四年保司五八二號、昭和四年刑第七八二號

大正三年十一月保司第一六三四號犯罪事件ノ報告手配犯所臨檢其他ニ關スル規程別冊ノ通改正ス

(別冊)

犯罪事件報告手配犯所臨檢其ノ他ニ關スル規程

第一章 報告

- 第一條 左記各號ニ該當スル犯罪アリト思料スルトキハ即報スヘシ
- 一 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
- 二 死刑又ハ無期ニ該ル罪
- 三 軍機ニ關スル罪
- 四 高等官同待遇者、有爵者、從四位、勳三等、功三級以上ノモノノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 五 帝國議會、府縣會、道會及市會ノ議員禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 六 辯護士ノ犯シタル罪
- 七 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員選舉ニ關スル罪
- 八 勞働爭議、小作爭議ニ關スル罪
- 九 治安警察法ニ違反スル罪
- 十 新聞紙其ノ他出版物ノ朝憲紊亂秩序紊亂及風俗壞亂ノ記事ニ關スル罪
- 十一 内外國ノ通貨、偽造及模造ニ關スル罪

〔山口警〕

- 十二 爆發物ニ關スル罪
- 十三 公務員ノ職務ニ關スル罪
- 十四 法人ノ役人ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十五 無政府主義者、無產主義者、其ノ他社會主義者ノ無主義ニ關スル罪
- 十六 各地方ニ連絡アル重大ナル罪
- 十七 外國人ノ犯シタル罪及外國人ニ對シ犯シタル罪
- 十八 人命ニ關スル罪、放火ノ罪、溢水及水利ニ關スル罪、往來ヲ妨害スル罪、強盜罪、公務ノ執行ヲ妨害スル罪、逃走ノ罪、阿片煙ニ關スル罪、飲料水ニ關スル罪、官ノ印章及官ノ文書偽造、變造ノ罪、禮拜所及墳墓ニ關スル罪、瀆職ノ罪、決闘ニ關スル罪
- 十九 贓額二百圓以上ノ竊盜並ニ詐欺ノ罪但シ其ノ被害官公署、學校、知名者ニ係ルトキハ其ノ額ノ多寡ニ關セス
- 二十 公衆ノ耳目ヲ惹ク罪、又ハ廣ク手配ヲ要スル罪
- 二十一 手段方法ノ特ニ巧妙若クハ殘虐ナル各種ノ罪
- 第二條 前條ノ即報ハ左記各號ノ概要ヲ具スヘシ
- 一 被疑者及被害者ノ本籍、住所、職業氏名年齢
- 二 犯罪ノ日時場所及其事實
- 三 發覺ノ原由(自首、告訴、告發、認知等)
- 四 被疑者ノ逮捕、未逮捕又ハ其ノ見込並ニ逃走ノ方向
- 五 被疑者ノ分明ナラサルトキハ人相、特徵、著衣、所持品、推定年齢、風體
- 第三條 第二條ノ即報後可成速ニ左記各號ヲ具シ詳報スヘシ
- 一 犯所ノ狀況

〔山口警〕

- 二 證據ノ概要(指紋足跡等ヲ含ム)
- 三 現行犯非現行犯ノ區別
- 四 犯所臨檢ノ日時及臨檢官ノ官氏名
- 五 被害程度又ハ物件ノ詳細
- 六 其ノ他參考トナルヘキ事項
- 第四條 第十四條第十五條ニ依リ關係警察官署ヘ手配方照會シタルトキハ報告ニ手配先署名ヲ具スヘシ
- 第五條 第一條各號ニ該ル被害者ヲ逮捕シ又ハ贓物ヲ發見シタルトキハ即報スヘシ
- 直接手配先警察官署ニ對シテモ亦同シ
- 第六條 殺人、放火、強盜、其ノ他重要犯罪事件ノ狀況ハ事件發生後十日間ハ毎日十日以後三ヶ月間ハ十日毎ニ其ノ後ハ時致完成ニ至ル迄隨時報告スヘシ
- 第七條 前條以外ノ捜査ノ狀況ハ事件ノ輕重ヲ量リ隨時報告スヘシ
- 第八條 捜査狀況ノ報告ハ「何々」事件捜査狀況報告ト標記シ其ノ狀況ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 第九條 書面ニテ盜難事件ヲ報告スルトキハ附錄第一號様式ニ依ルヘシ
- 第十條 犯罪事件ハ司法警察職務規程別冊附錄(表記ノ部)第五十四號様式ニ準シ(犯罪事件數新、當署檢舉、他署檢舉、他管事件檢舉、各欄件數ノ左側ニ被害又ハ恢復價額ヲ朱書シ)其月中ノモノヲ翌月十日迄ニ報告スヘシ
- 第十一條 (削除)(昭和四年八月十四日削除)
- 第十二條 犯罪事件ノ爲メ警部補、巡查ヲ所轄外ニ出張捜査セシメタルトキハ出張員歸署後直ニ出張先及其ノ捜査ノ要領ヲ報告スヘシ

- 第十三條 犯罪事件ノ手配ハ極メテ敏速ナルヲ要ス若シ事實ノ詳細ヲ認知スル能ハサル場合ニアリテハ豫メ必要箇所ヲ警戒シ尙隣接又ハ關係警察官署ニ對シ不取敢事件ノ概要ヲ手配照會シ置キ更ニ詳細ナル手配ヲ爲ス等時機ヲ逸セサルヲ要ス
- 第十四條 犯罪事件發生シ之ヲ檢舉シ得サル場合又ハ犯人逃走シタルトキハ事件ノ輕重ヲ量リ遲滞ナク所轄内全部ニ手配シ且ツ必要アリト認ムル關係警察官署ヘ手配方照會スヘシ
- 第十五條 汽車内、盜難事件ハ其ノ贓額ノ多寡ニ係ラス關係警察官署ニ直ニ手配スヘシ
- 第十六條 電話又ハ書面指示ニ依ル犯罪事件ハ所轄全部ニ互リ可成速ニ手配方示達スヘシ
- 第十七條 警察公報指示ニ依ル犯罪事件ノ手配ハ召集日又ハ監督巡視ノ際等ニ於テ其ノ實行ノ整否ヲ監督スヘシ
- 第三章 犯所臨檢其ノ他
- 第十八條 署長及司法主任ハ重要犯罪事件發生シタルトキハ即時檢證ニ必要ナル器具ヲ携帶シ刑事巡查ヲ伴ヒ犯所ニ臨檢シ捜査ノ方針ヲ定メ部下ヲ督勵シ機宜ヲ誤ラサルコトニ留意スヘシ
- 第十九條 殺人強盜其ノ他重要犯罪發生シタルトキハ最初現場ニ臨ミタル者ハ左記各號ニ依リ檢證ヲ終ル迄現場保存ニ注意スヘシ
- 一 創傷被害者ニ對シテハ速ニ應急手當ヲ施シ治療ノ經過ヲ速カナラシムルコト
- 二 前條以外ノ救助ヲ要スルモノニシテ尙犯所ノ寫眞ヲ撮影スルノ必要アルトキハ撮影後直ニ救助行爲ニ著手スヘシ
- 三 遺リニ家人其ノ他一般人ヲ現場及其ノ附近ニ出入セシメサル様看守

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

- シ尙散亂セル家具ノ位置ヲ整理シ或ハ兇器犯人ノ遺留品其ノ他證據物件ノ所在ヲ變更セシメサルコト
- 四 犯罪現場ニ於ケル塵埃及遺留品ハ之ヲ拭掃シ又ハ他物ヲ附著セシムル等ノコトナカラシムルコト
- 五 犯人ノ足跡及指紋ノ有無ニ關シテハ最モ深キ注意ヲ拂ヒ其ノ部位ニ目印ヲ爲シ接觸ニ因ル滅失ヲ防カシムルコト
- 六 現場指紋ハ陶器、磁器、硝子器、漆器、鐵器及脂肪ヲ容易ニ吸收セサル木製品ノ類ニ印象セルトキハ有效ニ採取セラルヘキヲ以テ此等物件ニ對シテハ覆リニ手ヲ觸レサルコト
- 七 屋外ニ存スル證據物ニシテ日光、雨雪、昆蟲等ニ依リ毀損等ノ虞アル物件(血痕、足跡、排泄物、油類其ノ他地面ニ於ケル貴重ナル材料)ニ對シテハ箱、鉢盂等ノ類ヲ倒ニ伏セ痕跡ノ上ヲ蔽ヒ日光ノ直射又ハ雨水ノ浸入ヲ防クコト
- 八 犯人逃走ノ方向ヲ推定スルニ足ル可キ道路等ニ於ケル足跡或ハ血液ノ滴リ等ハ通行人ノ爲ニ滅失セサル様目印ヲ設ケ保存スルコト
- 九 犯人ノ侵入セリト認ムル箇所ノ塵埃及蜘蛛ノ巢等ハ侵入ノ事實ヲ明確ニスル必要アルヲ以テ覆リニ接觸セシメサルコト
- 十 犯人ヲ即時檢挙又ハ追跡逮捕ノ見込アル場合ハ適當ノ措置ヲ執ルヘシ
- 第二十條 駐額二百圓未満ノ盜難事件ト雖モ必要ト認ムルトキハ即時刑事巡查ヲ臨檢セシムヘシ
- 第二十一條 駐額ノ多寡ニ係ラス受持區内ノ盜難事件ハ受持巡查ハ機ヲ逸セス速ニ臨檢スヘシ
- 第二十二條 刑事巡查ノ臨檢セサル盜難事件ノ取調狀況ハ可成速ニ刑事巡查ニ告知スヘシ

〔山口書〕

第二十三條 強盜事件屆書ハ附錄第二號様式ニ依ルヘシ

用紙半紙

五圓

盜難即報	被害者 住氏名 年業氏 年業氏 年業氏	盜難年 月日時	盜難所 及犯場 段罪所 及犯場 段罪所 及犯場	備 考	物件名
盜難即報		昭和 年 月 日 午前 時 午後 時 手配先			品質形狀模樣目印 員數 價 格

附錄第二號様式

受付官
氏名調印

〔山口書〕

昭和 年 月 日 司法受信日記第 號		被害年月日時及場所		被害品目		品質形狀模樣特徵等詳細		員數		現價	
府 市 町 大字 第 番 屋 敷 地 名		左記強盜難事件及御届候也 昭和 年 月 日 右		縣 府 郡 市 町 大字 第 番 屋 敷 地 名		品名		考 備		名	
何警察署長殿		届出人 氏 名		被害品目		品質形狀模樣特徵等詳細		員數		現價	

(執務細則附錄第八號)

捜査見分報告書

司法警察吏 職 氏 名

名

罪名	届出年月日	犯罪日時	犯罪場所	原因	被害程度	犯手段

要概ノ査搜	

附錄第五十四條

合計	犯法別特	犯法	刑	罪名	昭和年月犯罪事件捜査成績表			警察(分)署
					犯罪事件數	當署檢舉	他署檢舉	
					舊	新	計	

●被害衣類特徴其他報告ノ件

大正十二年六月十一日
保司第一七三五號警察部長指示

各署長宛
昨年中衣類盜難被害額ハ拾萬圓餘ニシテ之カ回復額ハ二割ニ過キス而シテ
犯罪人カ衣類ヲ竊取シテ之ヲ賣却又ハ入質シテ金錢ニ替ヘ費消スルコトハ
明カニシテ逸早ク之ヲ發見檢舉スルコトハ捜査ノ妙計ナルモ現在一般狀況
ハ「ナシワリ」的ニ檢舉セシ例最少數ニシテ概シテ容疑者ヲ發見其ノ取調
ノ進行ニ伴ヒ入質賣却又ハ讓渡ノ事實ヲ發見セル例多ク爲ニ犯人ハ檢舉ス
ルモ被害回復ノ僅少ナルハ共ニ遺憾トスル所ナリ如斯ハ犯罪手配ニ衣類ノ
特徴記入ナキト他面捜査官カ衣類ニ關スル知識ノ缺如トニ基因スルモノト
被認此際各署員ニ衣類ノ局所の名稱ヲ寫ト會得セシメ被害ノ場合ハ其ノ部
分のニ各種特徴ヲ揭ケシメ以テ捜査ノ參考ニ資スルコト最モ緊要ト被認ニ
付キ爾今衣類盜難ニ付テハ各品毎ニ可成詳細取調ノ上犯罪事件報告手配其
他ニ關スル規程九條ニ據ル盜難即報樣式申物件名品質形狀模樣目印欄ヘ左
記事項ヲ記入報告シ他面手配及其署捜査ノ資料ニ供セラルヘシ
追而參考ノタメ衣類名稱圖添付セルニ付之ヲ複寫署員ニ配布シ其ノ周知
ヲ期セラレ度申添候

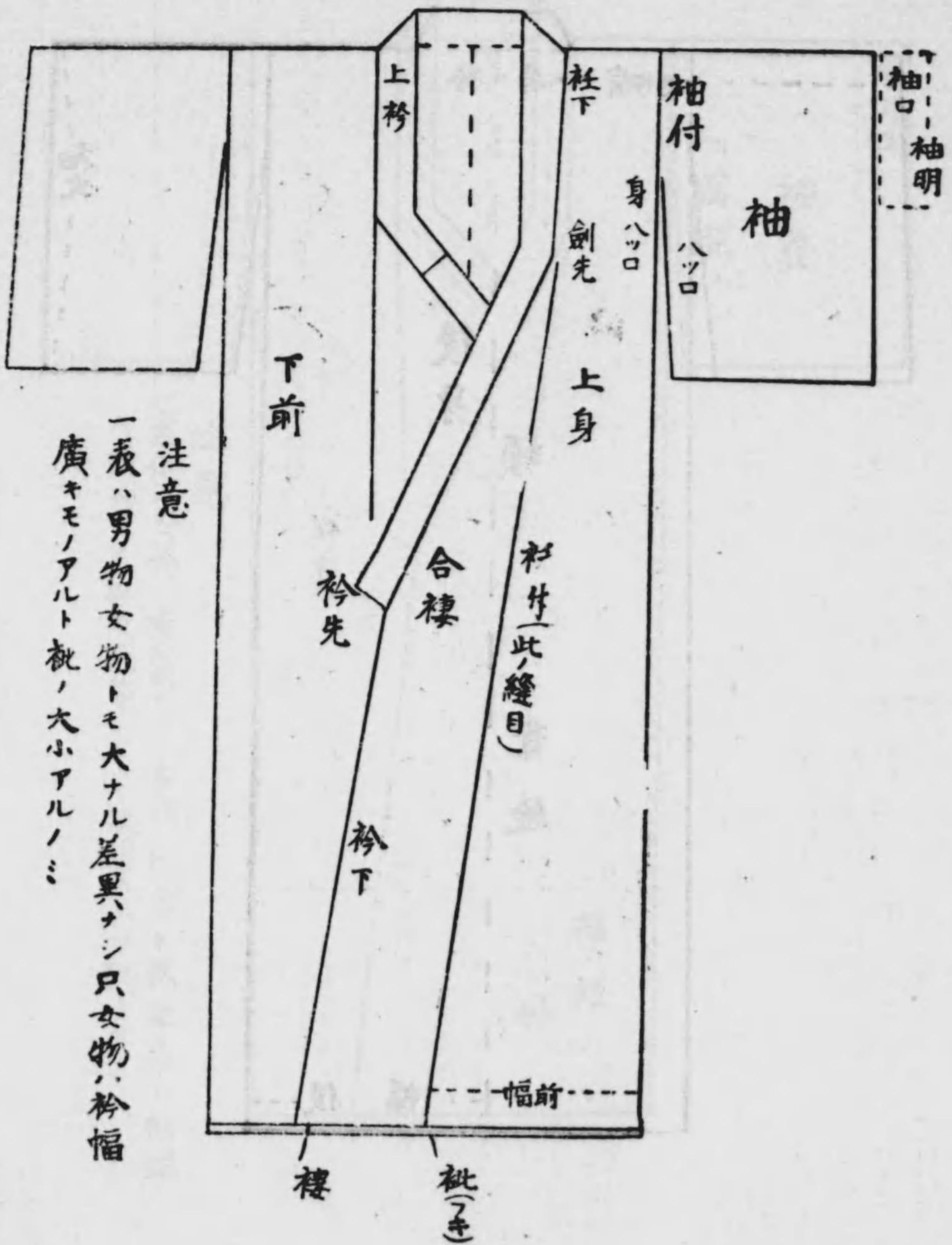
左記

- 一、男女物ノ別、名稱、種類(種類ハ羽織袴袴單衣等ノ別ナリ)
- 二、地質及織名稱(高貴織小倉織ノ別)
- 三、色彩模樣紋様縞柄
- 四、身丈後幅前幅肩行袖付袖明袖丈
- 五、現在使用ニ適スル年齡(何年位向)如何ナル職業ノ人ニ適スルヤ等
- 六、織損破ノ捺レ其他ノ目印特徴ノ存スル部分の箇所其細大ヲ表示スル寸法形狀

〔山口警〕

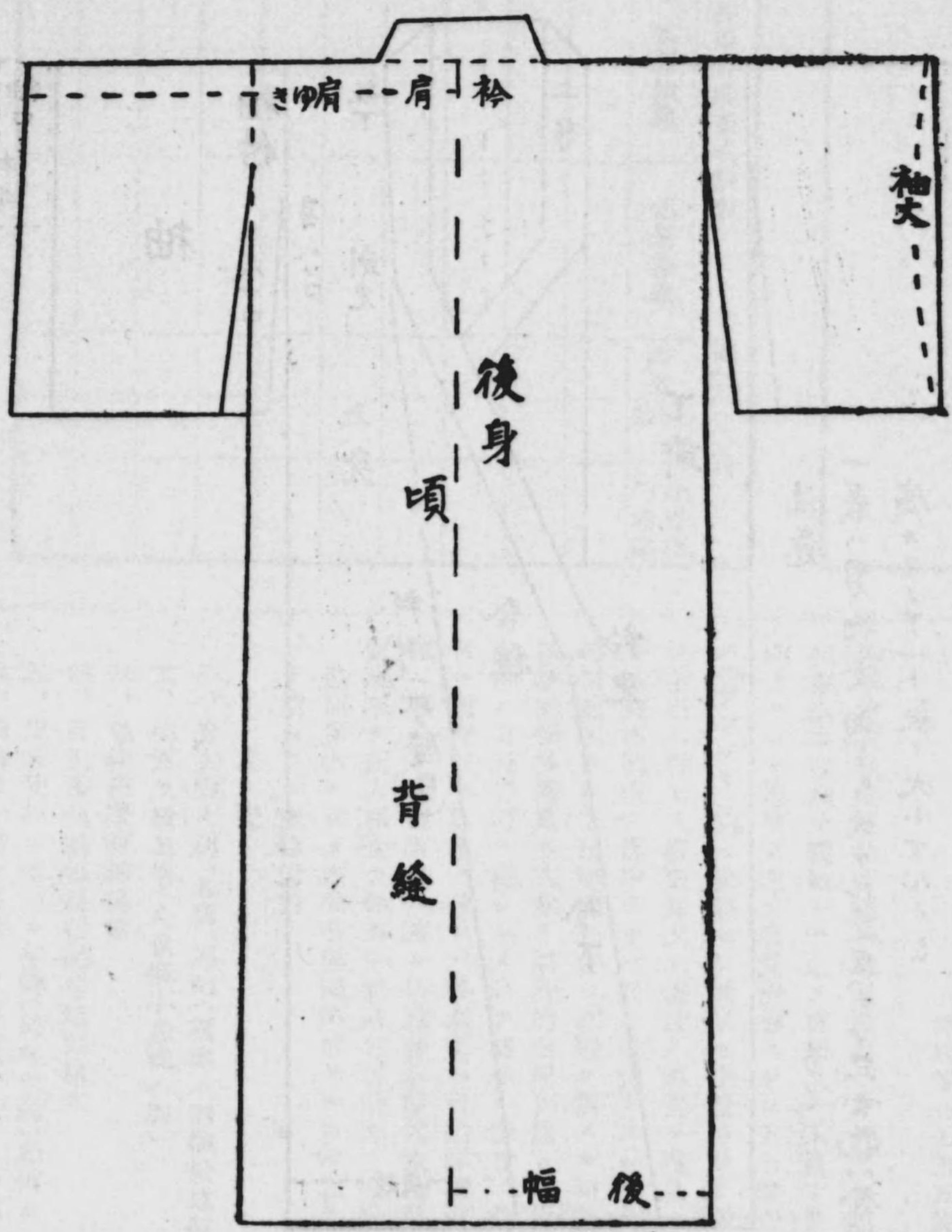
〔山口警〕

前表



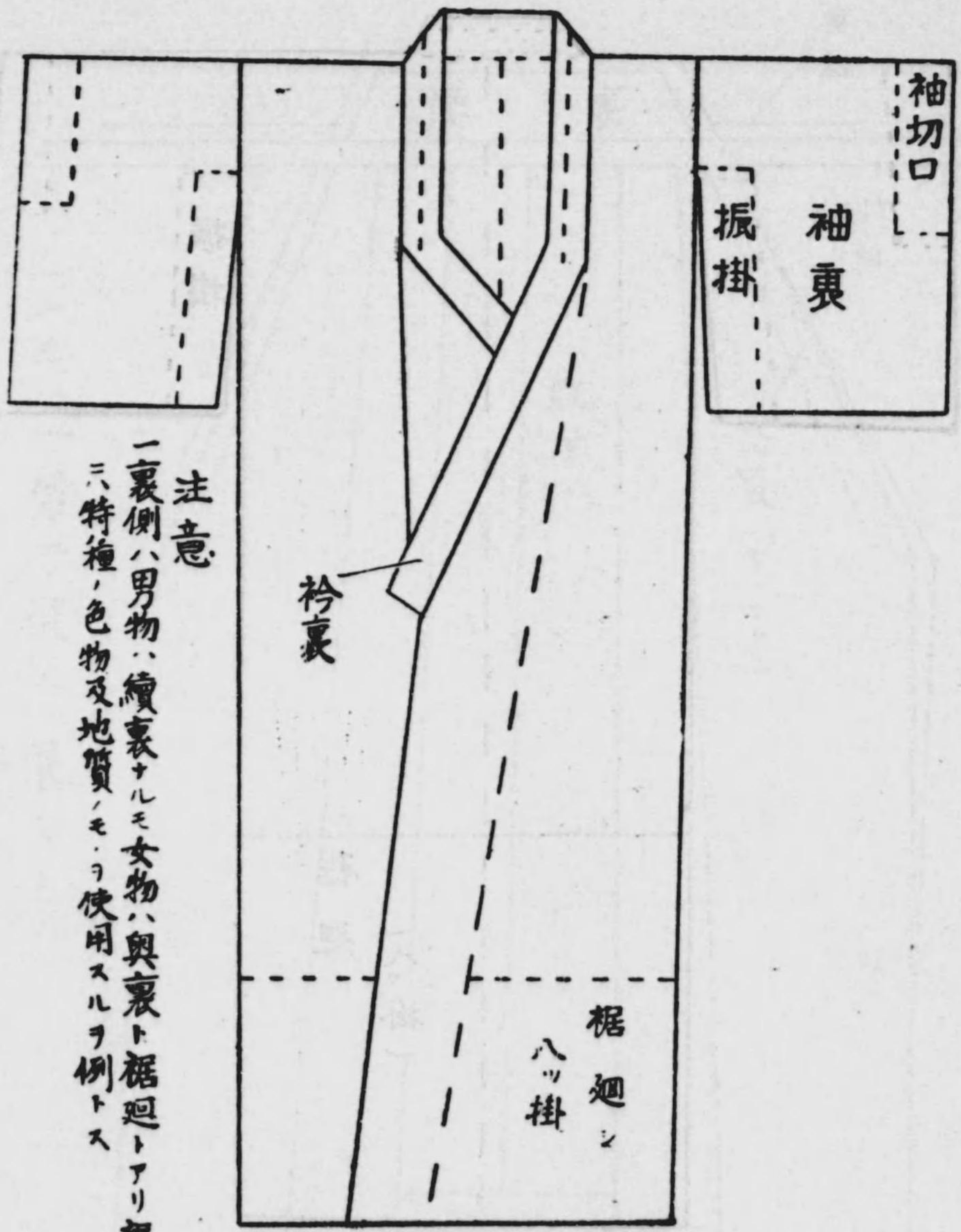
注意
一表ハ男物女物トモ大ナル差異ナシ只女物ハ衿幅廣キモノアルト衿ノ大小アルノミ

後表



〔山口書〕

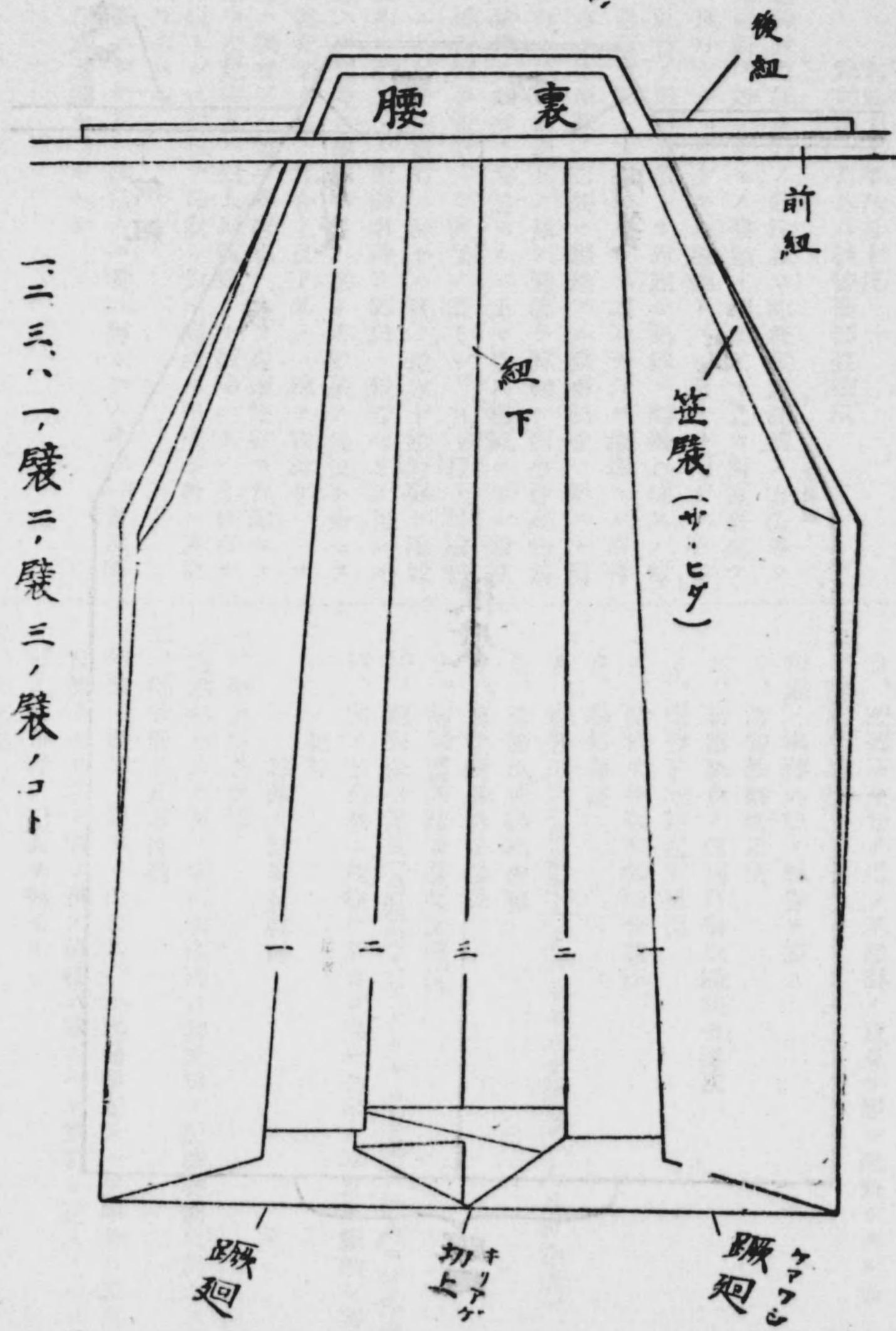
前表



〔山口書〕

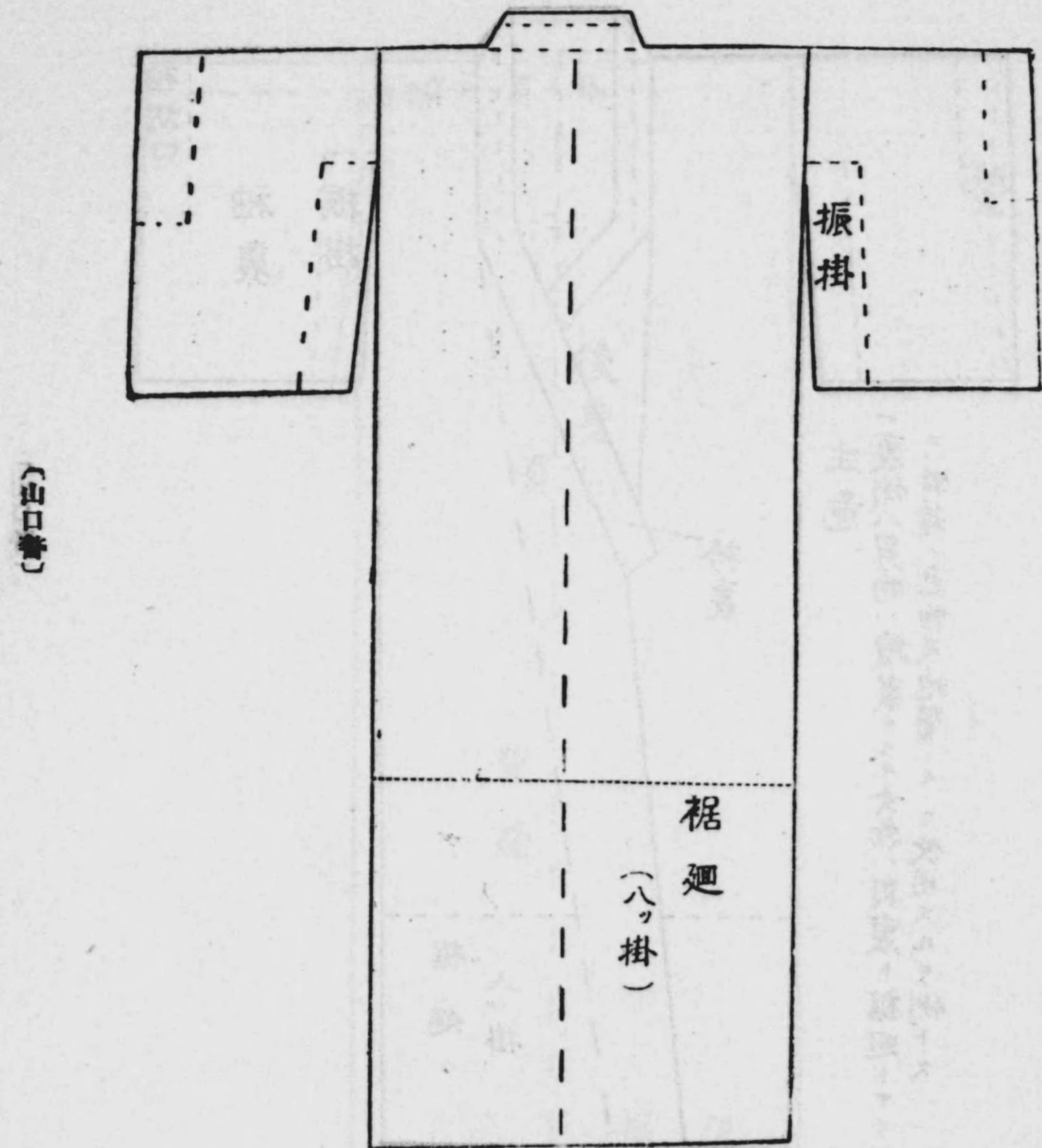
注意
一 裏側ハ男物・續裏ナシモ女物ハ與裏ト裾廻トアリ裾廻
三 特種ノ色物及地質ノモノヲ使用スルヲ例トス

前ヨリ見ル袴

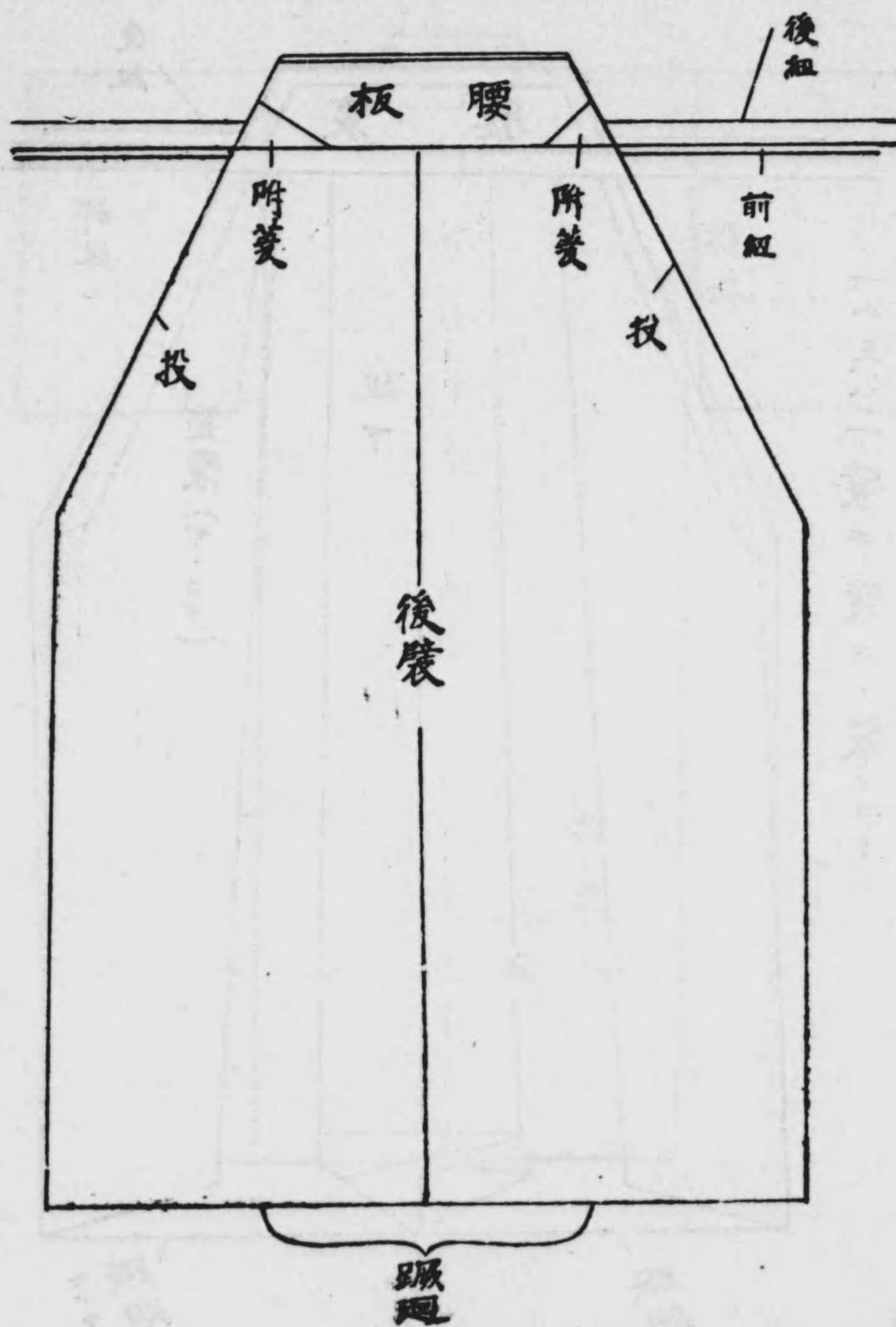


(山口書)

後裏



後ヨリ見ル袴



〔山口書〕

● 犯罪人原紙作成方ノ件

大正十二年八月十日 保司第一三八八號警察部長指示

犯罪者カ犯罪ニ至ル過程及犯罪決行ノ状況並ニ犯罪後證據湮滅ノ方法等ヲ觀察スルニ年ヲ追ヒ複雑新巧妙ナルモ増加ノ傾向アリ之カ對應研究ヲ怠ラスト雖モ未ダ成績ノ良好ナルモノ少キハ遺憾トスル所ナリ而シテ犯罪捜査ハ犯罪現場ノ情況ト社會ノ犯罪現象トヲ對照シ犯罪ノ動機心理ノ他法醫的判斷ニ基キ捜査ヲ進行シ犯人ヲ檢舉スルニ在ルヲ以テ檢舉セル事件ヲ捜査ノ資料トスルコト多ク本原紙ノ必要ハ經驗アル刑事巡查ヲ要スト同一意義ニシテ依之檢舉事件ノ捜査經過其ノ他ノ情況ヲ詳知シ刑事警察的基本ヲ確立スルコトハ單リ檢舉ノ能率ヲ増進スルニ止マラス犯罪ニ至ル過程ニ於テ豫防ノ目的ヲ達シ他面刑事警察官吏教養ノ資トシ、ヨリ以上好成績ヲ得ヘキモノト思料セラルル於テ平内務省ニ於テハ近ク地方十數府縣ヲ區域トシ之ニ事務局ヲ置キ區内ニ發生セル犯罪事件ヲ同局ヘ報告セシメ其レヨリ手配及捜査ノ指揮ヲ爲スト同時ニ檢舉事件ノ悉ク本原紙ノ提出ヲ命セラレントスル趨勢ニアルモ經費其ノ他ノ都合上目下其ノ一部ヲ實施サレツツアルニ止マルヲ以テ同省ハ機會アル毎ニ各府縣ヘ之カ對應施設ヲ督勵セラレツツアル次第ニ有之爾今左記事件ハ犯人取調終了ト同時ニ其ノ主任者ヲシテ別紙犯罪人原紙ヲ作成セシメ指紋ヲ採取シ尙ホ寫眞モ可成多數ニ募集シテ其ノ都度之ヲ送達セラレシ

追テ劫盜及詐欺ノ犯罪者ニシテ左ニ該當スル者ニ對シテハ本年一月以降ノ分ヲ來月十五日迄ニ作成送達セラレシ

一、刑法犯

但重要異例又ハ旅行的職業の犯罪者ヲ除ク左ノ者ニ對スル報告ヲ要セス

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

〔山口書〕

- 1、微罪取扱ヲ受ケタル者
 - 2、證據不充分ノ爲メ不起訴ノ意見ヲ附シ送致シタル者
- 二、諸法令違反
- 但左ノ事件ニ限リ報告ヲ要ス

- 1、治安警察法違反
- 2、新聞紙其ノ他刊行物取締法令違反
- 3、爆發物取締法令違反
- 4、銃砲火藥類取締法令違反
- 5、森林竊盜
- 6、森林失火(多數犯人アルトキハ主犯者一人ニ付作成)
- 7、密輸出密移出事犯
- 8、傳染病豫防法違反
- 9、齒科醫師法及醫師法違反
- 10、選舉法令違反(多數犯人アルトキハ主犯者一人ニ付作成)
- 11、其ノ他公共ニ危險ヲ及ボシ又ハ公衆ノ耳目ヲ聳動シ若ハ衛生上特種ノ犯罪

犯罪人原紙記載例

- 一、年月日番號欄
 - 二、年次署名及事件欄
 - 三、氏名欄
- 進達年月日及其ノ署司法事務日誌受理ノ記號番號ヲ記入スルコト
- 年次ハ曆年、署名ハ山口署、小郡署等記入シ又事件ハ表出ノ便宜トスル目的ナルヲ以テ廣ク世ノ視聽ニ觸ルヘク簡明ニ記入スルコト但輕微ナルモノハ事件ノ記入ヲ要セス
- 氏名ハ漢字又ハ國字ヲ記シ之ニ讀假名ヲ附スルコト又國漢字不明ノモノ

八、假名ニテ表示スルコト

四、身分欄
戸主トノ續柄及族稱ヲ記入スルコト

五、轉名又ハ異名欄
轉名ハ他人カ喇リ呼フ名稱ニシテ異名ハ自己又ハ他人ノ呼フ眞姓名ニアラサル名稱ナルヲ以テ有ラハ之ヲ記入シ無キモノハ空欄トスルコト

六、罪名欄
罪名ハ明治四十四年七月四日山口地方裁判所檢察正調達ニ依リ記入ノコト(左表ノ一參酌)

七、分類番號欄
記入ヲ要セス

八、本籍、住所、出生地、生年月日欄
本籍其他各欄ニ正確ニ記入スルコト而シテ生年月日不明ノ場合ハ數ヘ年ヲ記入スルコト又原紙進達後指紋照會其ノ他ニ依リ不正確ナルコト判明セハ其ノ事實ヲ追報スヘシ

九、重ナル親族ノ住所、氏名、職業、年齢欄
本項ハ犯人逃走又ハ再犯ノ場合其ノ手口ニ依リ犯人ヲ明ラカニスルモ所在不明ノ搜查ニ供スル目的ナルヲ以テ其ノ立廻ルヘキ近親即チ父母、祖父母、兄弟姉妹、舅姑、甥姪、叔伯父母、配偶者(内縁妻ヲモ含ム)、其ノ親元、子孫其ノ他ノ親族ニ對シ關係事項ヲ別チ記入シ同住所同職業ナルモノハ一項ニ記入スルモ差支ナシ

十、生育欄
嫡出、私生、庶子ノ別及本人ト養育者トノ續柄、其等ノ變遷、社會的地位、資産狀況及本人現在ノ境遇ヲ記入スルコト

〔山口警〕

本人ノ通校在學セシ學校ノ所在、校名、其ノ卒業、何年修業中轉校、退校、又ハ無學、獨學ノ程度及ヒ性質氣質知識ノ程度ヲ記入スヘシ(性質氣質ハ左表ノ二參酌)

十二、職業ノ沿革欄
職業ノ種類、期間、場所ヲ記入スルコト例ヘハ大正何年何月何日ヨリ同何年何月何日迄又ハ本人何歳ノ何月ヨリ何歳ノ何月迄何郡何村何某方ニ店員奉公(子守奉公)鍛冶見習(炭礦坑夫)何船水夫、火夫(機械職工)其他ノ業務ヲ掲ケルコト)ヲ爲セリ等記入シ職業ノ種類期間場所ヲ轉スル毎ニ項ヲ別チ又他ニ名譽職等アラハ記入スルヲ要ス

十三、特技欄
本人ノ職業又ハ職業外ニ特ニ秀タル點ヲ記入スヘキモノトス例ヘハ大工職ハ大工職トシテハ記入ヲ要セサルモ就中指物細工ニ長セルカ如キハ之ヲ記入シ又農業者カ舟漕ニ長セルカ如キモ記入ヲ要ス

十四、素行ノ經過及現在欄
本人ニ對スル既往及現在ノ善行非行其ノ他一般的行狀ヲ歴史の列舉のニ記入スヘキモノナリ

十五、生計ノ基礎欄
(1)本人ノ資産高(田、畑、山林、雜地等ノ段別見積價格、所有公債株式名稱額面數量等)及之ヨリ得ル收入(收穫、加調米、利金又ハ配當ノ類)其他日給、月收或ハ年收
(2)戸主又ハ家族ノ同上收入
(3)負債額見積
(4)支出方法ノ概略生活程度(地方ニ於ケル)生計狀態ヲ記入スヘシ

〔山口警〕

〔山口警〕

十七、信仰欄
本人ノ宗旨及所屬社寺、教會所名並ニ信念ノ程度ヲ記入ノコト

十八、前科欄
前科ヲ有スル者ハ之ヲ指紋原紙ニ記入スルカ若ハ事件送致ノ際一件記錄ニ添付スル前科者調ノ寫ヲ本原紙ヘ添付スルコト

十九、人相特徵欄
相當欄中該當セサルモノハ朱線一本又ハ朱點ニテ之ヲ抹消シ特徵ハ其ノ身體ニ存スル箇所ヘ特徵ヲ表示スルイ、ロ、ハノ文字ヲ朱書スルコト

二十、精神特徵欄
本人ノ神經病質、白痴、痴呆、低格低能其ノ他精神上ノ特徵及父母其ノ他精神病系ノ有無等ヲ記入スルコト

二十一、指紋欄
指紋原紙ヲ作成犯罪人原紙ト共ニ進達セラルヘシ當部ニ於テ分類記入ス

二十二、作成年月日及取扱主任欄
原紙ヲ作成シタル年月日及其ノ事件ノ取扱主任ノ官職氏名ヲ記入ノコト

二十三、犯罪事實ノ概要欄
犯罪ノ遠因、近因、動機、年月日時、場所、方法、結果及ヒ之ニ關係セシ人、其ノ他ノ事實ヲ簡明ニ記入スルコト

二十四、犯人ノ常用手段
窃盜、詐欺ヲ除ク外特ニ記入シ難キモノハ記入ヲ要セス而シテ其ノ手段左表三ニ據リ區別記入ノコト

二十五、犯罪認知ノ端緒
犯罪ヲ搜查官カ如何ニシテ知得セシカチ知ル目的ナルヲ以テ大正何年何月何日何時被害者何某、何署所、ニ出頭又ハ電話ニテ届出(關係者何所何某届出、密告、告發、指名、告訴、不審訊問其ノ他現行犯檢證、行政

檢視等職務上認知或ハ自首等)ニ依リ認知セリト記入ノコト

二十六、當初ニ於ケル搜查方針及犯人逮捕迄ノ經過並年月日時場所

一、「基礎資料」トシテ
イ、兇器
ロ、遺留品
ハ、贓物ノ特徵
ニ、痕跡又ハ目印特徵附著物
ホ、犯生物、犯用物、又ハ犯罪組成物
ヘ、手口遺留(手口分類參照)
ト、形態遺留(被害者其ノ他ノ目撃セル人相特徵)
チ、音聲遺留(被害者其ノ他ノ聞知セル語調、偽聲、訛等)
リ、場所的變化(物件ノ破壊缺損草木土砂ノ異狀)
ス、傷痕痕跡カ犯人ニ及ホセル狀況
ル、各種變化ト綜合的判斷
ナ、其他ノ基礎資料
等ヲ列舉のニ記載シ

二、「捜査方針」トシテ
以上基礎資料ノ各個ニ對シ出所、製造元販賣元販路使用者、費消者、往來鑑定其他綜合的研究ノ狀況ニ對シ如何ナル狀況ニ捜査セリト各事項ヲ可成列舉的ニ記入シ又

三、「經過」トシテ
以上捜査ノ不成功ニ終レル狀況其ノ成功ニ依リ犯人ヲ逮捕セシモノ又ハ檢舉スルニ至リタル狀況年月日時場所ヲ記入スヘシ

二十七、本件ニ於ケル犯罪搜查ノ基礎資料並ニ其ノ調査狀況
如何ナル點ヲ鑑定ニ附シ如何ナル判斷ヲ得、如何ナル物品ノ所在出所ヲ

如何ニ調査シ又ハ如何ナル事實ヲ如何ニ調査シ捜査ノ資料ニ供シ或ハ舉證ノ資トシ其ノ他基礎資料ノ調査研究ニ依リ有效ナリシコト又ハ無效タリシ事實ヲ列挙スルニ簡明ニ記入スヘシ

二十八、金錢費消ノ用途及贓物ノ處分

(1) 贓物ノ運搬ニ付テ其ノ荷造狀況及鐵道電車荷車人力車傳便等ニ託送セル事實並ニ其ノ依頼ノ口實其ノ他ノ狀況

(2) 贓物ノ入質賣却讓渡交換ノ日時場所又ハ是等ノ事實ニ關係セシ者ノ住所氏名年齢並ニ是等ノ者ト接近セルニ至レル因縁關係其他其ノ物件ノ種類員數價格等

(3) 金錢費消ノ方法、日時、場所、買物ヲ爲セル時ハ其物品ノ種類員數價格又ハ兩替高費消高及ヒ

(4) 其ノ他贓物處分ノ狀況ヲ記入スヘキモノトス

二十九、本件檢舉ノ殊勳者及ヒ其ノ殊勳ト認メラルル要點

警察官吏ハ所屬部署官氏名其他ハ住所氏名ヲ先ニ記シ次ニ殊勳事實ヲ簡明ニ記入スヘシ

三十、犯罪ノ動機ノ項

犯罪ノ原因、犯行ヲ誘起セル事實動機ヲ具體的ニ記入スヘシ

三十一、處分結果ノ項

刑名刑期罪名、判決官決定ノ結果又ハ不起訴若ハ微罪取扱ノ年月日、處分罪名ヲ記入スヘキモノナルヲ以テ原紙作成當時不明ノモノハ之ニ充ツルニ六行ヲ空欄トシ其ノ結果判明ノ都度追報スヘシ

三十二、寫眞筆跡ノ有無及其ノ所在ノ項

1、有罪ノ意見ヲ附シ送致セル犯罪人ハ寫眞ヲ撮影シ其ノ年月日及寫眞

左表ノ一

〔山口書〕

臺帳記載事項中本原紙ニナキモノハ附記スヘシ

2 微罪處分ノ場合ト雖モ再犯ノ虞アル者又ハ不良少年ハ之ヲ撮影シ(1)ニ準シ附記ノコト

3、文書偽造シゴマ其ノ他今後捜査上ニ必要ナルモノハ筆跡ヲ採取進達ノコト(眞行草大小文字)

注意 寫眞ハ經費ノ許ス範圍ニ於テスルコト

三十三、事件送致年月日項

事件送致ノ年月日及送致官廳名ヲ記スルコト

三十四、備考

1、檢證又ハ捜査ニ關係セシ者ニシテ殊勳者トシテ記入セサル者ノ官職氏名又ハ住所氏名

2、釋放後歸住豫定地又ハ歸住地

3、親分乾兒ノ主ナル者ノ住所職業氏名

4、從來立廻地方ノ概要

5、其他捜査上教養上參考事項

等ヲ記入スヘシ

三十五、注意

一、犯罪件數多數ナルモノハ該當項ニハ單ニ「末尾ニ記載ス」トシ末項ヨリ青紙ニ互リ記入ノコト

二、犯人ノ取調充分ナラサル結果事件ヲ未檢舉ニ終ラシム之レ常習犯者取調ニ際シ痛感スル所ニシテ此等犯者ハ隱語ニ依リ查問スルコト必要ナルヲ以テ技ニ左表四トシテ隱語ヲ掲ク宜シク參照利用スヘシ

左表ノ一

〔山口書〕

章次	罪別	罪名	適	條
第一章	皇室ニ對スル罪	一 内亂 二 内亂豫備 三 内亂助謀	第七十三條 第七十四條 第七十五條	
第二章	内亂ニ關スル罪	一 内亂 二 内亂豫備 三 内亂助謀	第七十七條 第七十八條 第七十九條	
第三章	外患ニ關スル罪	一 叛逆 二 叛逆豫備 三 叛逆助謀	第八十一條 第八十二條 第八十三條	
第四章	國交ニ關スル罪	一 國交侵害 二 局外中立違反	第九十條 第九十一條	
第五章	公務ノ執行ヲ妨害スル罪	一 公務妨害 二 封印破棄	第九十四條 第九十五條	
第六章	逃走ノ罪	一 逃走	第九十七條 第九十八條	
第七章	犯人藏匿及證憑湮滅ノ罪	一 犯人藏匿 二 證憑湮滅	第一百零一條 第一百零二條	
第八章	騷擾ノ罪	一 騷擾	第一百零六條 第一百零七條	
第九章	放火及失火ノ罪	一 放火 二 放火豫備 三 失火 四 失火物破裂 五 瓦斯放散 六 瓦斯放散 七 瓦斯放散 八 蒸氣放散	第一百一十條 第一百一十一條 第一百一十二條 第一百一十三條 第一百一十四條 第一百一十五條 第一百一十六條 第一百一十七條	
第十章	溢水及水利ニ關スル罪	一 溢水 二 水利妨害	第一百十九條 第一百二十條 第一百二十一條 第一百二十二條 第一百二十三條	内溢水セシムヘキ行爲ノ内水利ヲ妨害シタル場合

第十一章 往來ヲ妨害スル罪	三 往來妨害致死 二 往來妨害	第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條
第十二章 住居ヲ侵ス罪	一 侵入	第百三十條 第百三十一條
第十三章 秘密ヲ侵ス罪	一 信書開披 二 隱私漏洩	第百三十三條 第百三十四條
第十四章 阿片煙ニ關スル罪	一 阿片煙製輸入 二 阿片煙販賣 三 阿片煙所販賣 四 阿片煙輸入 五 阿片煙器具製 六 阿片煙器具販 七 阿片煙器具輸 八 阿片煙器具持 九 阿片煙器具許 一〇 阿片煙器具與 一一 阿片煙器具混 一二 阿片煙器具致 一三 阿片煙器具死	第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條
第十五章 飲料水ニ關スル罪	一 飲料水汚穢 二 飲料水毒物混入 三 飲料水毒物致死 四 水道損壞 五 水道塞	第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條
第十六章 通貨偽造ノ罪	一 通貨偽造豫備 二 通貨偽造 三 通貨偽造行使 四 通貨偽造輸入 五 通貨偽造輸出 六 通貨偽造交付 七 通貨偽造收受 八 通貨偽造變造 九 通貨偽造變造 一〇 通貨偽造變造	第百五十三條 第百五十四條 第百五十五條 第百五十六條 第百五十七條 第百五十八條 第百五十九條 第百六十條 第百六十一條 第百六十二條 第百六十三條 第百六十四條 第百六十五條 第百六十六條 第百六十七條 第百六十八條 第百六十九條 第百七十條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十四條 第百七十五條 第百七十六條 第百七十七條 第百七十八條 第百七十九條 第百八十條 第百八十一條 第百八十二條 第百八十三條 第百八十四條 第百八十五條 第百八十六條 第百八十七條 第百八十八條 第百八十九條 第百九十條 第百九十一條 第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 第百九十五條 第百九十六條 第百九十七條 第百九十八條 第百九十九條 第百一十條 第百一十一條 第百一十二條 第百一十三條 第百一十四條 第百一十五條 第百一十六條 第百一十七條 第百一十八條 第百一十九條 第百二十條 第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條 第百二十八條 第百二十九條 第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條

〔山口〕

〔山口〕

第十七章 文書偽造ノ罪	一 文書偽造 二 文書偽造行使 三 文書偽造	第百五十三條 第百五十四條 第百五十五條 第百五十六條 第百五十七條 第百五十八條 第百五十九條 第百六十條
第十八章 有價證券偽造ノ罪	一 有價證券偽造 二 有價證券偽造行使 三 有價證券偽造 四 有價證券偽造 五 有價證券偽造 六 有價證券偽造	第百六十一條 第百六十二條 第百六十三條 第百六十四條 第百六十五條 第百六十六條 第百六十七條 第百六十八條 第百六十九條 第百七十條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十四條 第百七十五條 第百七十六條 第百七十七條 第百七十八條 第百七十九條 第百八十條 第百八十一條 第百八十二條 第百八十三條 第百八十四條 第百八十五條 第百八十六條 第百八十七條 第百八十八條 第百八十九條 第百九十條 第百九十一條 第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 第百九十五條 第百九十六條 第百九十七條 第百九十八條 第百九十九條 第百一十條 第百一十一條 第百一十二條 第百一十三條 第百一十四條 第百一十五條 第百一十六條 第百一十七條 第百一十八條 第百一十九條 第百二十條 第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條 第百二十八條 第百二十九條 第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條
第十九章 印章偽造ノ罪	一 印章偽造 二 印章偽造使用 三 印章偽造 四 印章偽造	第百六十一條 第百六十二條 第百六十三條 第百六十四條 第百六十五條 第百六十六條 第百六十七條 第百六十八條 第百六十九條 第百七十條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十四條 第百七十五條 第百七十六條 第百七十七條 第百七十八條 第百七十九條 第百八十條 第百八十一條 第百八十二條 第百八十三條 第百八十四條 第百八十五條 第百八十六條 第百八十七條 第百八十八條 第百八十九條 第百九十條 第百九十一條 第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 第百九十五條 第百九十六條 第百九十七條 第百九十八條 第百九十九條 第百一十條 第百一十一條 第百一十二條 第百一十三條 第百一十四條 第百一十五條 第百一十六條 第百一十七條 第百一十八條 第百一十九條 第百二十條 第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條 第百二十八條 第百二十九條 第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條
第二十章 偽證ノ罪	一 偽證	第百六十九條 第百七十一條
第二十一章 誣告ノ罪	一 誣告	第百七十二條 第百七十三條
第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪	一 猥褻姦淫 二 猥褻姦淫致死 三 猥褻姦淫致死 四 猥褻姦淫致死 五 猥褻姦淫致死 六 猥褻姦淫致死 七 猥褻姦淫致死 八 猥褻姦淫致死 九 猥褻姦淫致死 十 猥褻姦淫致死 十一 猥褻姦淫致死 十二 猥褻姦淫致死 十三 猥褻姦淫致死 十四 猥褻姦淫致死 十五 猥褻姦淫致死 十六 猥褻姦淫致死 十七 猥褻姦淫致死 十八 猥褻姦淫致死 十九 猥褻姦淫致死 二十 猥褻姦淫致死 二十一 猥褻姦淫致死 二十二 猥褻姦淫致死 二十三 猥褻姦淫致死 二十四 猥褻姦淫致死 二十五 猥褻姦淫致死 二十六 猥褻姦淫致死 二十七 猥褻姦淫致死 二十八 猥褻姦淫致死 二十九 猥褻姦淫致死 三十 猥褻姦淫致死 三十一 猥褻姦淫致死 三十二 猥褻姦淫致死 三十三 猥褻姦淫致死 三十四 猥褻姦淫致死 三十五 猥褻姦淫致死 三十六 猥褻姦淫致死 三十七 猥褻姦淫致死 三十八 猥褻姦淫致死 三十九 猥褻姦淫致死 四十 猥褻姦淫致死 四十一 猥褻姦淫致死 四十二 猥褻姦淫致死 四十三 猥褻姦淫致死 四十四 猥褻姦淫致死 四十五 猥褻姦淫致死 四十六 猥褻姦淫致死 四十七 猥褻姦淫致死 四十八 猥褻姦淫致死 四十九 猥褻姦淫致死 五十 猥褻姦淫致死	第百七十四條 第百七十五條 第百七十六條 第百七十七條 第百七十八條 第百七十九條 第百八十條 第百八十一條 第百八十二條 第百八十三條 第百八十四條 第百八十五條 第百八十六條 第百八十七條 第百八十八條 第百八十九條 第百九十條 第百九十一條 第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 第百九十五條 第百九十六條 第百九十七條 第百九十八條 第百九十九條 第百一十條 第百一十一條 第百一十二條 第百一十三條 第百一十四條 第百一十五條 第百一十六條 第百一十七條 第百一十八條 第百一十九條 第百二十條 第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條 第百二十八條 第百二十九條 第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條
第二十三章 賭博及富籤ニ關スル罪	一 賭博 二 賭博開張 三 賭博結合 四 賭博發賣 五 賭博收受 六 賭博收受 七 賭博收受	第百八十五條 第百八十六條 第百八十七條 第百八十八條 第百八十九條 第百九十條 第百九十一條 第百九十二條 第百九十三條 第百九十四條 第百九十五條 第百九十六條 第百九十七條 第百九十八條 第百九十九條 第百一十條 第百一十一條 第百一十二條 第百一十三條 第百一十四條 第百一十五條 第百一十六條 第百一十七條 第百一十八條 第百一十九條 第百二十條 第百二十一條 第百二十二條 第百二十三條 第百二十四條 第百二十五條 第百二十六條 第百二十七條 第百二十八條 第百二十九條 第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條 第百三十九條 第百四十條 第百四十一條 第百四十二條 第百四十三條 第百四十四條 第百四十五條 第百四十六條 第百四十七條 第百四十八條 第百四十九條 第百五十條

第二十四章	禮拜所及墳墓ニ關スル罪	一 禮拜所ノ妨害 二 墳墓ノ毀損 三 遺失 四 遺棄 五 遺失 六 遺棄 七 遺失 八 遺棄 九 遺失 一〇 遺棄	第百八十八條第一項 第百八十八條第二項 第百八十九條第百九十一條
第二十五章	遺失ノ罪	一 遺失 二 遺棄 三 遺失 四 遺棄 五 遺失 六 遺棄 七 遺失 八 遺棄 九 遺失 一〇 遺棄	第百九十二條 第百九十三條乃至第百九十五條 第百九十七條 第百九十八條
第二十六章	殺人ノ罪	一 殺人 二 自殺 三 自殺 四 自殺 五 自殺 六 自殺 七 自殺 八 自殺 九 自殺 一〇 自殺	第百九十九條第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條
第二十七章	傷害ノ罪	一 傷害 二 傷害 三 傷害 四 傷害 五 傷害 六 傷害 七 傷害 八 傷害 九 傷害 一〇 傷害	第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條
第二十八章	過失傷害ノ罪	一 過失 二 過失 三 過失 四 過失 五 過失 六 過失 七 過失 八 過失 九 過失 一〇 過失	第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條
第二十九章	墮胎ノ罪	一 墮胎 二 墮胎 三 墮胎 四 墮胎 五 墮胎 六 墮胎 七 墮胎 八 墮胎 九 墮胎 一〇 墮胎	第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條 第百九十九條

〔山口書〕

〔山口書〕

第三十章	遺棄ノ罪	一 遺棄	第百二十七條第百二十八條
第三十一章	逮捕及監禁ノ罪	一 不法逮捕	第百二十條
第三十二章	脅迫ノ罪	一 脅迫	第百二十二條第百二十三條
第三十三章	略取及誘拐ノ罪	一 略取 二 誘拐 三 誘拐 四 誘拐 五 誘拐 六 誘拐 七 誘拐 八 誘拐 九 誘拐 一〇 誘拐	第百二十四條 第百二十五條第百二十六條第一項 第百二十七條第一項 第百二十七條第二項
第三十四章	名譽ニ對スル罪	一 侮辱 二 侮辱 三 侮辱 四 侮辱 五 侮辱 六 侮辱 七 侮辱 八 侮辱 九 侮辱 一〇 侮辱	第百三十條 第百三十一條 第百三十二條 第百三十三條 第百三十四條 第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條第百三十九條 第百四十條
第三十五章	信用及ヒ業務ニ對スル罪	一 信用毀損 二 業務妨害	第百三十三條前段及第百三十四條 第百三十五條
第三十六章	竊盜及ヒ強盜ノ罪	一 竊盜 二 竊盜 三 竊盜 四 竊盜 五 竊盜 六 竊盜 七 竊盜 八 竊盜 九 竊盜 一〇 竊盜	第百三十五條 第百三十六條 第百三十七條 第百三十八條第百三十九條 第百四十條
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	一 詐欺 二 詐欺 三 詐欺 四 詐欺 五 詐欺 六 詐欺 七 詐欺 八 詐欺 九 詐欺 一〇 詐欺	第百四十六條第百四十八條 第百四十七條 第百四十九條
第三十八條	横領ノ罪	一 横領 二 業務横領	第百五十二條第百五十四條 第百五十三條

第三十九章 贓物ニ關スル罪	一、贓物收受 二、贓物運搬 三、贓物寄藏 四、贓物故買 五、贓物牙保	第二百五十六條 第二百五十七條第二項
第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪	一、信書隱匿 二、投票偽造 三、投票贈賄 四、收賄投票	第二百五十八條乃至第二百六十二條 第二百六十三條 第二百三十三條 第二百三十四條
舊 公選ノ投票ヲ偽造スル罪	一、傳染病豫防	第二百四十六條乃至第二百四十九條
法 傳染病豫防規則ニ關スル罪	一家表分數罪	第二百八十八條 第二百八十九條

罪名種別ハ前表及以下ノ各項ニ依ル

一、未遂罪ニ係ル場合ハ罪名ノ次ニ之ヲ表示シ(例殺人未遂ノ如シ)若シ既遂ト併發シタル場合ハ既遂ノ罪名ヲモ併記ス(例殺人及同未遂ノ如シ)

一、罪名同一ニシテ所爲異ル場合ハ一個ノ罪名ノ次ニ其各所爲ヲ列記スヘシ(例阿片煙輸入及販賣ノ如シ)

一、罪名ヲ異ニシ所爲同一ナル場合ハ各罪ヲ併記シテ其ノ所爲ヲ表示スヘシ(例通貨及文書偽造ノ如シ)

一、罪名及ヒ所爲ヲ各異ニスル場合ハ之ヲ列記スヘシ(例公務妨害及封印破棄ノ如シ)

一、或ル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シ傷害ト比較シテ重キニ從ツテ處斷スヘキ場合ハ單ニ其ノ罪名ヲ表示スルヲ以テ足レリ傷害ノ罪名ヲ併記スルヲ要セス(例第二百十六條第二百二十一條ノ如キ場合)

一、救護ノ場合ハ罪名ノ次ニ之ヲ表示シ從犯ニ係ル場合ハ罪名ノ次ニ幫助ト表示スヘシ(例偽證救護殺人幫助ノ如シ)

性質及氣質	性質	讀假名	同上	意義
狡猾	カウクラツ	カウクラツ		一、惡事ヲ計策シ又ハ之ヲ行フ如キコトノ長セルコト(惡智)
奸智	カシチ	カシチ		一、惡策ヲ弄スル智識ニ長セルコト(奸才モ同シ)
情弱	ダシヤク	ダシヤク		一、勇氣ナク意地ナキコト
偏狹	ヘンクフ	ヘンクフ		一、心狭クシテ人ヲ容ルル能ハサルコト(孤介モ同シ)
頑冥	ガンメイ	ガンメイ		一、他ヲ見、人ヲ容ルル能ハス先ノ見ヘサルコト(俗ニカダクナト云フ)
強情	ガウシヤウ	ガウシヤウ		一、心、卒直ナラス、カタクナナルコト
溫和	タンロ	タンロ		一、種カニシテ温カナルコト
傲慢	ガウマン	ガウマン		一、傲リテ禮ナキコト
粗暴	ソバウ	ソバウ		一、動作ノ手荒キコト
輕躁	クイサウ	クイサウ		一、物事ニ落付ナク輕ルハツミナルコト
陰鬱	インウツ	インウツ		一、氣塞キサロ、セサルコト
倭奸	ワカン	ワカン		一、物事ニ廻リ遠クシテ惡ルキコト
愚曲	グキョク	グキョク		一、愚ニシテ物事ニ偏曲ナルコト
遲鈍	チドン	チドン		一、緩ニシテ鈍キコト
剛復	ガウフク	ガウフク		一、偏狹ナラサルモノニ強クシテ悖ルコト
魯鈍	ロドン	ロドン		一、愚ニシテ物事ニ鈍キコト
淺慮	センリョ	センリョ		一、沈著考慮ナキコト

〔山口書〕

氣質別	讀假名	同上	意義
放縱	ハウシヨウ	ハウシヨウ	一、ホシイママニシテ、締リナキコト 二、放埒我儘ナルコト
短慮	タンリョ	タンリョ	一、氣短クシテ考慮ヲ充分ニスル餘裕ナキコト
陰險	インケン	インケン	一、表面溫和ヲ裝ヒ内心狡猾ナルコト
淡白	タンハク	タンハク	一、極メテスラ、トセルコトニテアツサリシタコト

〔山口書〕

氣質別	讀假名	同上	意義
氣質別	讀假名	同上	意義
浮性	フセイ	フセイ	水ニ物ノ漂ヘルカ如クフワ、シテ動シ易キコト
冷性	レイセイ	レイセイ	物事ニ熱セスシテ冷靜ナルコト
熱性	ネツセイ	ネツセイ	他ヲ顧ミス熱上スルコト
沈性	チンセイ	チンセイ	止ミ滯リテ動セサルコト

左表ノ三(手口分類表)

手口分類	手口小分類	手口小分類及犯罪方法
竊盜忍込	侵入ノ方法又ハ部位ニ對スル手口	侵入ノ方法又ハ部位ニ對スル手口
手口小分類	手口小分類	手口小分類
戸切	門扉雨戸等ノ施錠落棧其ノ他屋內ヨリ其ノ締リヲ爲セル箇所附近ヲ屋外ヨリ二三寸角ニ切リ抜キ其ノ穴ヨリ手ヲ差込ミ是等締リヲ外シ忍込ルモノ	前項ノ戸ニ穴ヲ穿ツニ火氣ヲ使用スルモノニシテ蠟燭ノ火ニテスルモノノ線香ニ火ヲ點シスルモノ(干本)又ハ德利ノ底ヲ抜キ又ハ竹筒ノ中等ニ木炭ヲ詰メ之ニ點火シテスルモノ(吹キ)等アリ
錠冶屋	家ノ出入口ヲ施錠又ハ落棧ニテ締リセルヲ合錠又ハ針金類ニテ合錠ヲ作リ之ヲ以テ施錠落棧等ヲ外シ忍込ルモノ	錠落棧等ヲ外シ忍込ルモノ
鍵開ケ	錠落棧等ヲ外シ忍込ルモノ	錠落棧等ヲ外シ忍込ルモノ

鼻取	錠前ヲ捻切り又ハ壺金ヲ捻抜キ若クハ錠ニテ錠前其他之ニ附屬ノ周圍ヲ切り戸ヲ開キ忍入ルモノ
格子抜キ	窓格子ノ鐵棒、竹木棧ヲ鑿、鋸又ハ万力ニテ切抜キ忍入ルモノ
窓格子ノ鐵棒	硝子障子又ハ窓ノパテヲ削リ除ケ其ノ所ヨリ忍入又ハ、其レヨリ手ヲ差込棧戸詰等ヲ外シ忍入ルモノ
住家倉庫物置等ノ屋根ヲ切抜キ其ノ穴ヨリ忍入ルモノ	天窓ヨリ屋内ニ降り來ルモノ
下	屋根傳ニテ來リ入テ設ケルモノ
傳	階上、階下ノ引窓口又ハ壁穴、若クハ椽下等ノ板其他ノ外レタル穴ヲ探シ其レヨリ入ルモノ
穴傳	便所ノ汲取口、掃除口、又ハ溝穴等ヨリ忍入ルモノ
電	梯子ノ代リニ電柱ヲ攀チ二階三階ノ層ニ至リ忍入ルモノ
高	二階ノ何レカノ出入口、大窓等ニ入テ設ケルモノ
腹切	壁又ハ腰板等ヲ切抜キ入テ設ケルモノ
九太夫	土臺椽下等ヲ堀抜キ入テ設ケルモノ
山越	門戶塙壁ヲ踰越シテ邸内ニ入ルモノ
戸外	鑿、鑿、鐵挺子等ニテ兩戸ヲ捏テ外シ忍入ルモノ
侵入ノ對象ニ對スル手口	
手口小分類	犯罪方法ノ概要

〔山口書〕

社寺	神社佛閣ノ寶物又ハ賽錢ヲ目的トスルモノ
學校	「賽錢箱ヲ落シ箱ト云ヒ賽錢ヲ目的トスルモノ」ヲ落シ箱ト云フ
役所	官公署ヘ忍入ルモノ
病院	病院ニ忍入り附添人其他ノ物ヲ盜ムモノ
銀行	銀行ニ忍入ルモノ
會社	各種會社ニ忍入ルモノ
茶屋	藝妓置屋貸座敷等ニ忍入ルモノ
宿屋	料理屋待合茶屋等ニ忍入ルモノ
船	旅館溫泉宿等ヘ外部ヨリ忍入ルモノ（泊込メル部ヲ除ク）
娘師	船内ノ金品ヲ目的トシテ忍入ル盜犯
水車	土藏及倉庫等ニ忍入ルモノ
火事場	水車場其他精米場ニ忍入ルモノ
放火	放火シ又ハ普通火災ノ雜沓ニ乘シ窃盜ヲ爲スモノ
手口小分類	犯罪方法ノ概要
現金盜	現金ヲ目的トスルモノ（其人ヲ指シテ、ナマ師ト云フ）
目的物ニ對スル手口	

貴金	貴金屬ヲ目的トスルモノ
衣類	衣類ノミテ專門トスルモノ（其人ヲ指シテ「ピラ師」ト云フ）
穀類	玄米其他ノ穀類ヲ目的トスルモノ
反物	反物類ヲ主トシテ窃取スルモノ
自轉車	屋内ニアル自轉車ヲ窃取スルモノ
長網	牛馬ヲ窃取スルモノ
四足	犬猫其他ノ小家畜ヲ窃取スルモノ
毛物	羅紗類毛斯類ヲ目的トスルモノ
家畜	鷄其他鳥類ヲ主目的トスルモノ
手口小分類	犯罪方法ノ概要
糞	脫糞ヲ爲スモノ
飯食	喫飯スルモノ
酒飲	飲酒スルモノ
煙草	喫煙ヲ爲スモノ
電線	被害届出テ困難ナラシムル爲メ侵入スルト直ニ電話線ヲ切ルモノ
明消	電球ヲ緩メ又ハスベツチヲ捻チテ消燈スルモノ
特種行爲ニ對スル手口	

〔山口書〕

手口小分類	犯罪方法ノ概要
竊	家人不在中ヲ窺ヒ忍入ルモノニシテ之カ侵入ノ方法部位、對象、目的物特種行爲ニ存スル手口ハ右忍込ニ於テ分類セルト同シ
屋外ニアル物品ヲ窃取スルモノノ總稱ニシテ左ノ小分類アリ	
干	屋外ニ乾シタル衣類又ハ軒下欄格子等ニ掛ケタル衣類等ヲ盜フモノ
釣	屋内ニ置キ又ハ掛ケタル衣類其他ノ金品ヲ屋外ニアリテ杖又ハ竿ノ先ニ釣ヲ作り格子ノ間ヨリ差込ミ其ノ端ヘ掛ケ引出シ窃取スルモノ
駈	商店其ノ他ノ店先ニ在ル金品ヲ盜ヒ去ルモノ
上	玄關上リ口等ニ置キアル外套帽子傘等ヲ盜フモノ
注意	一、右手口ヲ書キ現ハス場合ハ先ツ大分類ノ手口ヲ擧ケ其ノ下ニ右小分類ノ内最モ初メニ記サレタルモノヲ記入シ更ニ小分類中相當スル手口ヲ括弧ヲ爲シ記入ノコト例ヘハ銀行ノ戸ヲ捏テ外シ忍入現金ヲ窃取セラレタルモノハ忍込戸外シ（銀行盜、現金盜）ト記スルカ如シ
二、右小分類ノミテ擧ケテ呼フ場合アリ家禽類ノ例之レナリ（多ク目的物又ハ特種行爲ニ對スル手口ノ中ニアリ）	
眼	障子ヲ舌ニテ紙リ又ハ指頭ニテ障子ニ穴ヲ穿チ屋内ノ模様ヲ窺フモノ
籠	家人ノ油斷ニ乘シ特ノ内ヨリ邸内又ハ屋内ニ入り適當ナル場所ニ潜伏シ深更ニ及ヒ窃盜ヲ爲スモノ

Table with 12 columns: 盗 (Theft), 竊 (Larceny), 高 (High), 蜂 (Bee), 船 (Ship), 庭 (Courtyard), 荷 (Load), 野 (Field). Each column contains a list of items and their corresponding legal classification.

注意 一、蠶波ニ類スルモノニシテ蜂追ノ如ク一般ニ其ノミニテ認識セラルルモノハ蠶波干狩等大小分類ヲ併セ記入ヲ要セス...

Table with 5 columns: 商店 (Store), 引 (Lead), 子 (Child), 引 (Lead), マント (Mantle). Contains details on theft methods and classifications.

山口書

Table with 6 columns: 蠶 (Silk), 落 (Fall), 釣 (Fishing), 幕 (Curtain), 引 (Lead), 手 (Hand). Contains detailed descriptions of theft scenarios and legal implications.

注意 一、電車自動車汽車等ヲ仕事場トセルモノヲ概括的ニ「箱師」ト言ヒ就中汽車ノミヲ仕事場トスルモノヲ「長箱師」又船内ニテ仕事スルコトヲ主トスルモノヲ「浮集」ト言フ

Table with 3 columns: 手 (Hand), 骨 (Bone), 履 (Shoe). Contains information on theft methods and legal categories.

注意 一、温泉場ヲ主トシテ荒スモノヲ「温泉線」水泳場ヲ荒スモノヲ「泳線」ト言フ

Table with 10 columns: 袖 (Sleeve), 中 (Middle), パイ (Pie), 違 (Discrepancy), 胸 (Chest), 肩 (Shoulder), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand). Contains various categories of theft and their legal treatments.

山口書

Table with 10 columns: 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand), 手 (Hand). Contains detailed information on theft methods and legal classifications.

Table of fraud types (詐欺) including categories like 詐言弄人 (False statements), 手口小分類 (Small categories), 便所借 (Borrowing), 目見得 (Seeing), 使用人 (User), 訪問 (Visit), 貨問探 (Goods inquiry), 偽役人 (False employee), 偽變事 (False incident), 置引 (Placement), 置替 (Replacement), 居明 (Residence), 空家荒 (Empty house), ポスト荒 (Post office), and ボスト荒 (Post office).

山口書

Table with columns: 行囊 (Travel bag), 呼出 (Call), 電線切 (Cutting wires), 店棚荒 (Store rack), カミサシ (Cutting hair).

注意

Right side text block containing detailed notes and explanations for various fraud types, mentioning terms like 右忍込 (Right-side sneak), 空巢 (Empty nest), 萬引 (Universal theft), etc.

Table with columns: 詐欺犯罪 (Fraud crime), 手口小分類 (Small categories), 犯罪方法ノ概要 (Summary of crime methods).

山口書

Table of fraud types (詐欺) including categories like 詐欺賭博 (Gambling), サラシ (Sarasashi), 別名 (Aliases), 天路 (Tenryu), 手口小分類 (Small categories), 犯罪方法ノ概要 (Summary of crime methods).

Table with columns: 留守 (Retention), 剩餘 (Remainder), 詐火 (Arson), 出前 (Before departure), 電報 (Telegraph), 置屋 (House), 途中 (En route).

Table of legal terms and definitions for various types of fraud (詐欺) such as 千葉詐欺, 暖簾師詐欺, 貯金詐欺, etc.

山口書

Table of legal terms and definitions for various types of fraud (詐欺) such as 詐欺, 詐保險, 詐會社設立, etc.

山口書

Table of legal terms and definitions for various types of fraud (詐欺) such as 詐電話利用, 詐迷信利用, 詐電話賣買, etc.

Table of legal terms and definitions for various types of fraud (詐欺) such as 銀行詐欺, 馬喰詐欺, 前借詐欺, etc.

Left column of text providing detailed explanations and examples for the terms listed in the tables, including terms like 犯罪隱語, 常習犯罪者, etc.

財物ノ豊富ナル藏
土藏破リノ盜犯
鎖鑰ナキカ又貧弱ナル藏
土藏ノ破開
土藏破開ノ困難
土藏破開ヲ容易ニ遂行
警

シマダムスメ。
ムスメシ。チソメシ。
シンダムスメ。
ミズアゲ。
ナンザン。
アンザン。
オカル。

二、動物ニ擬スルモノ 物品ノ名ヲ動物ニ擬スル方法モ又多ク行ハルル
モノニシテ夫レハ物ノ形状色彩等ノ相似タルニヨル例令ハ左ノ如シ
商店ニ於ケル不正ノ香頭
強盜強姦
金側懷中時計
放火
田野物盜
拘摸
汽車
錠前
鉄
詐欺
床下ノ發掘忍入盜
靴
刑事巡査
贋造紙幣行使者
詐欺賭博ノ被害者
途上物盜

シロネズミ。
スズメ。
ウグヒス。
アカネコ。アカイヌ。アカ
ウサギ。
エンコウ。
ムカデ。
エビ。
カニ。
カラス。シラサギ。
モグラ。
カラス。
ナンキンムシ。
ヒツジツカヒ。
カモ。
トビ。

〔山口書〕

破獄逃走
家根傳盜盜
墓口
冬服巡査
夏服巡査
三、他ノ事物ニ假托スルモノ 或ル事物ニ對シ之ヲ形容シタル語ヲ求メ
テ隱語トナス之ノ部類ハ極メテ廣ク利用セラルル例令ハ
浴場盜
放火
殺人
壁破開忍入盜
荷車ヲ追跡シ車上ノ物品ヲ窃取スル盜犯
干物ノ振拂
強盜
銀側懷中時計
拘留處分
出監
死
管
入浴
熟睡
紐付財布
四、逆語ヨリ來ルモノ 語ヲ顛倒シテ讀ムモノニシテ作出スルニ簡單ナ
ルニヨリ最モ多ク利用セラルル之ノ反語ニハ發音ヨリ來ルモノト意味ヨリ
來ルモノトノ二種アリ例令ハ贓品ノ品ノ字ヲ顛倒シテ「なし」ト云ヒ拘留

ネズミ。
キネズミ。
カラス。
シラサギ。
ハイユウ。
ベニツケル。
ダレマ。
ハラキリ。
ハチナヒ。
テンガイビキ。
トントン。
シラダマ、マンジュウ。
タイコウキ。
タイイン。
ロクサ。
チカル。
ザンアリ。
シラカハ。
ヨイチ。

〔山口書〕

チ「リウ」ニ「反」物チ「もんたん」ト云フカ如キハ發音ノ逆語ニテ盜ムチ
「買」強奪スルチ「買」ト云フカ如キハ意味ノ反語ナリ
靴
虚言
面會
祭
商賣
旅
拘留
判事
檢事
兄弟
勝負
一杯
棚師
筆筒
菓子
裁判所
蠟燭
五、省略ニスルモノ 略語ヲスルニ語ノ頭又ハ末尾ノ字ヲ略シ或ハ語ノ
頭若クハ末尾ノ一字ヲ置キ尙時トシテ腹部ノ一、二、字ヲ差シ置キテ其
餘ヲ全部省略シ以テ一語ヲ製造スルモノ例令ハ空巢狙ヒチ「あきす」詐欺
師チ「さわ師」ト云フハ尾略ニシテ被害者チ「がいしや」秘密タヨチ「たよ」
ト云フカ如キハ頭略ニ屬スルモノナリ
拘留

パンカ。
ゲンキヨ。
カイメン。
ツマリ。
バイシヤウ。
ビダ。
リユウコウ。
シハン。
シケン。
ダイキヨ。
アセウ。
バイイチ。
ナタシ。
スタン。
シカ。
バイサン。
ソクロウ。

大阪
名古屋
娘
指輪
感付イダ
落子延ビル
引バラレタ
麥飯
八八賭博
忍入盜
贓品
置引、置替
捕縛
イガミ(不正事)
以上ノ如ク隱語ノ語源ハ多クハ語ノ顛倒ヤ形容詞ヤ略語等ニシテ勿論別
ニ文典ヤ語學ニヨルモノニアラス犯罪常習者カ普遍的ニ使用セル隱語チ
左ニ掲ク
一、天候ニ關スル隱語
正語 又 ハ 名稱
太陽
月
晴天
降雨
風

サカ。
ゴヤ。
スメ。
ワ。
ツイダ。
ノビル。
バラレタ。
バク。
ハチ。
ノビ。
ゾウ。
チキ。
バク。
ガミ。
アカ。オホテラ。ランブ。
テラ。カガミ。テラシ。
日天。キラ。青晴。
スイバレ。シラダキ。コボレ。
アイ。アオリ。アオチ。セカ。サロ
ギ。

夕方 雷 朝曉 夜 開夜 雪 曇天 霜 酷寒 酷暑 星 深夜 時刻 時刻 夕時ノ善キ時刻 夕時ノ惡キ時刻

二、事變ニ關スル隱語 正語 又ハ名稱

火災 海瀧 洪水 地震

三、犯罪行為ヲ暗示スル隱語 正語 又ハ名稱

マケレ。イリ。コウムリ。ナリ。テンジン。ダイホー。オヤシ。アケ。アケボ。ゴイ。ヨナ。ヨナバ。ガングレ。カラス。テラガケレ。ハクスイ。ウノハナ。ガングレ。ウスイ。キツイ。シケ。サミダレツキ。ワク。キハイ。カミン。ナチ。タダマケレ。フケ。シチマチ。カンシ。ナミノハナハタヒ。ナミノハナクヤ。

アカ。アカムマ。アカネコ。アカイヌ。ウテ。スイガアテダ。スイマン。ウキドメ。イゴキ。

〔山口警〕

強盜 強盜ノ目的ニテ侵入シ家人ニ發見セラレ急ニ居直ルモノ又逮捕ヲ拒ミテ強盜ニ變スルモノ 飄盜(追刺) 強盜強盜 殺人 強盜 犯罪方法 門戸ヲ切破リ忍ヒ入ル強盜 門戸ヲ切破ルコト 蠟燭ノ火ヲ以テ門戸ヲ燒キ抜キ鎖鑰ヲ取り外スモノ 線香ノ火ヲ以テ同上ノ行為ヲナスモノ 德利ノ底ヲ抜キ破レタル内ニ炭火ヲ入レ戸ニ差シ當テ火ヲ吹キ付ケ燒抜クモノ 合鍵ヲ使用シテ忍ヒ入ルモノ 錠前ヲ捻切リ又ハ壺金ヲ捻抜キ若クハ錠ニテ錠前其他之ニ附屬ノ周圍ヲ切リ戸ヲ開キ忍ヒ入ルモノ 硝子障子又ハ窓ノパテヲ削リ除ケ其所ヨリ忍ヒ入り又ハ其レヨリ手ヲ差込ミ棧戸詰等ヲ外シ忍ヒ入ルモノ

オサヘ。トントン。オドリ。コミ。七月。タダキ。アラシ。ゴト。神樂。イナオリ。バツタリ。スズメ。ツツコミ。ホウカムリ。シン。トクナ。イヤチフキ。パラス。タダム。ネムラス。ヤツツケル。カンバイ。ヨナシ。タユウ。シヨバイニン。テグチ。コアリシ。ヤジリシ。アリシ。アリツカヒ。コアル。カシヤ。ヤキキリ。セソボン。フキ。サンヤシ。ハナトリ。バテハズシ。

〔山口警〕

屋根ヲ切リ破リ其ノ穴ヨリ忍ヒ入ルモノ 天窓ヨリ繩ヲ垂レ之レヲ傳ヒ屋内ニ降ルモノ 屋根傳ヒ忍ヒ入ルモノ 階上階下ノ引窓口又ハ床下ノ穴ヨリ忍ヒ入ルモノ 便所ノ小窓、汲取口、其ノ他溝穴ヨリ忍ヒ入ルモノ 電信柱ヲ攀チ二階三階ニ傳ヒ忍ヒ入ルモノ 二階ノ窓ヨリ忍ヒ入ルモノ 壁又ハ腰板ヲ損壞シ忍ヒ入ルモノ 壁ヲ切ルコト 土臺椽下等ヲ發掘シ忍ヒ入ルモノ 門戸塙壁ヲ踰越シ邸内ニ忍ヒ入ルモノ 土藏破リノ盜犯 留守宅ヲ狙ヒ忍ヒ入ル盜犯 窃取シタルコト 人家ノ軒下街路、玄關口、勝手口、庭、店先等ニ於テ物品ヲ窃取スルモノ 庭ニ乾シアル衣類垣根格子軒下等ニ吊シアルモノヲ懸拂フモノ 屋内ニ置キ又ハ掛ケアル衣類其ノ他ノ金品ヲ屋外ヨリ竹竿ノ如キモノヲ格子ノ隙間ヨリ差シ込ミ其ノ端ヘ掛ケ引キ出シ窃取スルモノ

アマキリ。サガリ。ツタヒ。ニヤン。キネヅミ。オカルツタイ。アナツタヒ。トンネル。テンシン。タカダイ。ヒチダンメ。ハラキリ。ベカナセ。グダユウ。ムガラ。ドダヒボリ。ヤマゴシ。ノリコシ。ムスメシ。ムスメグドキ。オソメシ。ジライヤ。アキスネラヒ。アキス。キス。ネラヒ。ギル。コウ。アキナイシタ。カツバラヒ。ホシガリ。サワシタ。タコツリ。

玄關上リ口ニ置キ在リシ外套帽子傘等ヲ窃取スルモノ 玄關先ノ履物ヲ擡渡フモノ 公園ノ腰掛ニ假眠セル者ノ懷中物携帯品ヲ窃取スルモノ 途上ニ遊戯中又ハ買物ノ歸途ニアル幼兒携帯品ヲ奪ヒ去ルモノ 車ニ物品ヲ積載シテ輓ク者ノ後ニ追隨シ其ノ物品ヲ窃取スルモノ 森林及野産物ヲ窃取スルモノ 深夜ノ強盜 宵強盜 商店其ノ他ノ店先ニ在ル金品ヲ渡ヒ去ルモノ 晝間家人在宅セルモ午睡中又ハ他室ニ在ル隙ニ忍ヒ入り物品ヲ擡渡フモノ 空家ニ侵入水道管瓦斯管電氣器具其ノ他建築具類ヲ窃取スルモノ 故買人 故買スル家 盗人ノ宿 盗人ノ自宅 贓品ノ多キコト 盜ミ損ヒ 窃取シタルモ書類ノミナリシ商品陳列函ヲ破壞シ内容ノ陳列品ヲ窃取スルモノ 金庫ヲ破リ在中ノ金品ヲ窃取スルモノ

アカリ。アカリフミ。ゲソヒキ。ダイコロガシ。トビ。ハチチヒ。ゲンナチヒ。ウサギ。フクシ。シノビ。ヨナシ。ノ。ヨイトビ。ヨイアキ。カケリコミ。イアキ。アキヤアラシ。イス。フクロ。トウシ。スウ。フクロ。ヤサ。ギダ。アブレダ。シヤシヤ。カシ。カミサシ。

宵ノ内ヨリ邸内ニ忍ヒ入り床下又ハ物置場等ニ潛ミ家人ノ熟睡スルヲ待テ物盗ヲナスモノ
市内ヲ徘徊スル
侵入ノ目的ヲ以テ門戸ヲ閉クコト
盗品ヲ元ノ場所ニ返スコト
盗品ノ分配
盗品ヲ捨テルコト
盗ミニ行クコト
汽車ニテ逃走スルコト
自白スルコト
盗品ヲ隠スコト
牙保
入質
盗品ヲ故買ニ移スコト
犯罪ノ場所ヲ定ムルコト
隠シタル盗品ヲ運搬スルコト
船積荷物ヲ故買スル
逃走スルコト
破獄スルコト
脱獄
商店ノ店頭ニ於テ店員ノ隙ニ乘シ商品ヲ窃取スルヲ總稱シテ
萬引窃盜

トビコミ。ドロミ。コモリ。
ナカシ。ナガス。
イリチツケル。
キリカヘシ。
カアワケ。カア。
チヤリスル。
シヨバイニユク。
ハコアフケル。
グチバル。ブル。ウタウ。ア
チヤワル。
トメル。トメル。
ナカシ。フクロ。
コロス。ネカス。
イス。
イリチツケル。イリツケ。
ドヘアケ。マイアケ。
ヤンツカイ。
ズラ。ズラガル。ケル。フケ
ル。ゲソ。ハヤメル。
ツラカロウ。
フケル。
マンビキ。
オタナシ。ヒキ。タナズリ。

〔山口警〕

浴場窃盜
汽車電車内ノ拘摸
扶チ探リ窃取スル
主トシテ公園綠日祭日等雜沓ノ場所ニ於テ
拘摸ヲナスモノ
夜間拘摸ヲ爲ス
靴ヲ切破リ窃取スル
行キ違ノ際窃取スル
鉄ヲ使用シ扶チ切り在中品ヲ窃取スル
剃刀ヲ使用シ扶チ切り在中品ヲ窃取スル
腹掛ノ并チ剃刀等ヲ以テ切り破リ在中品ヲ
窃取スルモノ
雜沓セル場所ニ於テ婦人ノ頭部ヨリ簪櫛ノ
類ヲ抜キ取ルモノ
雜沓ノ際懐手ヲ爲シ居ル者ヨリ其著用セル
羽織ヲ窃取スルモノ
同上ノ際婦人ノ帶ヲ解キ窃取スルモノ
電車乗合馬車等ヲ仕事場トスル拘摸
主トシテ汽車内ヲ活動舞臺トスル拘摸
懐中又ハ洋服ノ隠シヨリ紙入裏口等ヲ引キ
出シ在中ノ金圓ヲ窃取シタル後裏口ヲ元ノ
處ニ返シ置クモノ
電車等ニテ婦人カ一方ノ手ヲ以テ吊皮ニ身
ヲ支ヘ其ノ方面ニ注意ノ偏重セルヲ利用シ
他ノ方ノ指ヨリ指輪ヲ抜キ取ル拘摸

イタマカセギ。イタノマ。チ
ア。マツサン。ダチ。モカ。モサ。
チボ。
ハコノリ。
モタサグリ。
ホタハタラキ。ヒラバ。ダカ
マチ。
アンマ。ヤエー。
カンベイ。
チガイ。
カニツカヒ。パネツカヒ。
アタリツカイ。
ムネバラシ。ムネダウ。
オカルカヒ。
ダレマハズシ。アオチハズ
シ。
ナゲシトキ。
ハコシ。
ナガハコシ。
ナカヌキ。
ヲヌキ。

〔山口警〕

洋服ノチヨツキ又ハ和服ノ帯或ハ懐中ヨリ
時計ヲ引キ出シ茄子環ヲ外シ時計ヲ窃取ス
ルモノ
大ナル空靴ノ底ニ仕掛ケアルモノヲ汽車中
ニ持チ込ミ目的トスル靴ノ上ニ置キ之レニ
掩ヒ窃取スルモノ
鋭利ナル刃物ヲ以テ袋又ハ靴ノ横チ切り破
リ在中ノ金品ヲ掘リ取ルモノ
合鍵ヲ以テ靴ノ口ヲ開キ在中品ヲ窃取スル
モノ
右手ヲ懐中テ左ノ袖口ヨリ出シ左側ニ
座セル客人ノ財布ヲ盗ムモノ
船舶内ヲ仕事場トセル拘摸
銀行又ハ停車場ニ於テ一見同一品ト摺リ替
ヘ窃取スルモノ
銀行郵便局ノ窓口或ハ停車場待合室ニ普通
客ノ如ク装ヒ立チ越シ客人ノ隙ヲ窺ヒ携帶
ノ靴類ヲ窃取スルモノ
乗車又ハ乗船ノ際窃取スル
入場券ヲ利用シ乗車シテ窃取スル
停車場又ハ乗船場ニテ窃取スル
並行又ハ並立ノ際窃取スル
通行人ノ背ヲ押シテ窃取スルモノ
通行人ニ突當リ窃取スル
窃取セントシタルヲ被害者ニ氣付カレタル
コト
二人共謀シテ一人カ被害者ニ油斷ヲ與ヘル
人ノ懐中等ヲ透視スルコト

カンハズシ。ヒネリ。
パンカカヒ。
チイソレ。
ヤカケ。
ソテカヒ。
ウキス。
オキカエ。
オキヒキ。
ノリコミ。
チハヨウ。
バダ。
ナラビ。ダチ。
トヲオス。
モンドリキル。
ズカレダ。
トアチウ。
タンシル。オガム。

懐中ニ金圓カ在ルコト
懐中ニ金圓カ無キコト
拘摸ノ歩ヲ取ルコト
係官ニ贈賄スルコト
金時計金鎖付ヲ窃取シタル
宿屋荒シ(郡邸ヲ除ク)
懐中品ヲ窃取スヘク手ヲ出スコト
旅館へ普通旅客ノ如ク装ヒ泊リ込ミ夜半客
室ニ入り旅客ノ金品ヲ窃取スル
新タニ雇ハルル爲メ主家へ目見得ニ行クカ
如ク装ヒ其ノ家へ立越シ當夜金品ヲ窃取ス
銀行等ノ受拂ヒ窓口ニテ他人ノ足ヲ踏ミ其
ノ隙ニ乘シ窃盜ヲナスモノ
窃取後直ニ後方ニ行クコト
一般詐欺師
偽造紙幣製造賣買交換ヲ假裝シタル詐欺
賭博ヲ手段トスル詐欺
同上共犯者ノ役割
公園停車場等ニテ被害者ヲ物色シ誘致スル
モノ
「アオリ」カ被害者ヲ誘致シ一定ノ場所ニ行
ク途中ヨリ同行スル共犯ノ一人
被害者ヲ誘致シ料理屋飲食店待合茶屋旅館

モサガカマル。
フイ。
スイトリ。
ハナクリ。
ウグヒスノ、サクリツキチ、
カフダ。
ドヤアラシ。
エンコウチダス。
カンタン。マクラカエシ。フ
トンカエシ。
メミエ。イリコミ。
ケレシ。
ドンテン。
イカサマシ。ギリシ。チイネ
シ。
ペーバー。ヒツツツカイ。チ
バケ。
インチキ。シカオヒ。サラ
シ。
アオリ。忠兵衛。盛大。ウ
ラ。
アオリ。又ハダキ。
忠兵衛。
ハウス。又ハ敷。

へ連レ込ミ詐欺賭博ヲ行フ場所
「ハウス」ニ待チ合セ居ル共犯者ノ一人
「ハウス」ニ於テ忠兵衛。アオリ。盡大等カ犯
罪實行ノ場所ヲ警戒スル共犯者ノ一人
一定ノ首領即チ親分ノ下ニ組織的ニ團結シ
テ鹿追詐欺ヲナスモノ
一定ノ首領即チ親分ノ下ニ組織的ニ團結セ
ス個ノ者カ臨機共謀シテ詐欺ヲナスモノ
大鹿ノ首領即チ親分
贓物賣買ニ藉口スル詐欺事件
形式的ノ遺失物ノ横領ヲ手段トスル詐欺
物品ヲ拾得シ其ノ内容品ノミヲ横領シ包表
物ヲ投棄スル
虚構又ハ實在セル他人名義ヲ以テ目的ノ金
品ヲ一定ノ場所ニ持參セシメ相手方ヲ欺罔
シ適當ノ時機ヲ計ヒ金品ヲ騙取逃走スルカ
如キ犯罪行為ノ一般
醬油炭明海苔等ノ如キ日用品ヲ正當且ツ安
價ニ商フカ如ク裝ヒ其ノ實不正品ヲ賣リ詐
欺ヲ行フモノ
「レンシ」ト同様一種ノ行商詐欺ヲナスモ
比較的大仕掛ノ詐欺ヲナスモノ
數人共謀ノ上一犯人ノ所有ニ屬スル價值ナ
キ山林又ハ鐵山ニ對シテ他ノ共犯者ハ高價
ニ買入レタシト云フ假裝ノ買主トナリ被害
者ヲ安心セシメ賣買名義ニテ金圓ヲ騙取ス
ルモノ
自己ノ所有ニアラサル他人ノ地面ヲ示シ登
記等ノ法規ノ暗キ愚民ニ對シ自己ノ地面ナ
リト欺罔シ或ハ荒シ山ヲ處分スルニ當リ其

- 盡大。
- ウロ。
- 大鹿。
- 小鹿。
- 大引。
- 鐵砲事件。
- 土砂流シ。御天氣師。抱キ
- 落シ。
- アラフ。
- カゴメケ。
- ノレンシ。
- チバシ。
- タライマツシ。

〔山口誓〕

ノ地番ニ隣接セル杉山ヲ指シ其ノ山林ナリ
ト詐リ賣買擔保名義ニテ金圓ヲ騙取スルモ
他人所有ノ家屋ヲ移轉登記ノ手續ヲ了シ窃
ニ賣却シ金員ヲ騙取スルモノ
賭博
賭徒
賭博ヲ開帳スル
小賭博ヲ爲ス者
骨牌
骨子
丁又ハ半ノ目ノミ出ツル様骨子ノ一方ニ鉛
ヲ入レタル仕掛骨子
骨子ノ表裏ニ同シ目ヲ盛リ丁ナラハ丁ノミ
半ナラハ半ノミ出ツル骨子
骨子ノ内空洞トシ之レニ水銀ヲ容レ自己
ノ隨意ナル目ヲ現ハス骨子
骨子ノ半目又ハ丁目ニ小サキ針ノ尖端カ現
ハレ出ツル様細工仕掛ノ骨子
骨子ノ半目ノ盛リアル面ノ角ヲ少シク磨リ
落シ置キ投賽ノトキ半目力常ニ上ニ現ハル
骨子
詐欺ノ仕掛ヲ施セル細工札
札ノ表面ノ中央ヨリ上下ニ折リ返シ得ル様
ニ細工シタル骨牌
札ノ表裏ナク何レモ表面ニシテ一方ハ七、
一方ハ八トナレルカ如キモノ
札ヲ縱ニ明クルトキ札ノ表面ノ模様ノ一部
カ變化スル様ノ仕掛ケ骨牌

- シメンシ。
- カチクシ。
- アシヨウ。
- アシヨウシ。テンゴシ。
- ハナミ。テンゴウ。カキモチ
- チヤク。
- テツカウチ。
- フダ。ダフ。
- ゴツ。
- 七分骨子
- モリツケ。シリヒキ。
- ゴイリ。
- ハリイリ。シカリ。
- スリ落シ。
- ベカフダ。
- 屏風札。
- 両面。
- ダテビキ。

札ヲ横ニ明クレハ表面カ變化スル様ノ仕掛
ケ骨牌
札ノ縁ヨリ中央ニ向ヒ札ノ内部ニ管絲ヲ通
シ之レヲ引テ表面ノ模様ヲ變化セシムル仕
掛
札ニ目印シテ付シアル骨牌
指又ハ基石ヲ以テ札ノ表面ノ一定ノ場所ヲ
押シ表面ノ數ニ對シ目印シテ付ケタルモノ
札ノ表面ヨリ札ヲ押シ裏面ノ或個所ヲ凸形
ニ彫ラシ目印ヲ付ケタルモノ
札ノ縁ニ目印ヲ付ケタルモノ
夫婦共謀シテ姦通シ利ヲ計ルモノ
偽造
現金ヲ目的トスル窃盜犯
衣類ノミヲ専門トスル盜犯
牛馬ヲ専門トスル盜犯
犬猫ヲ専門トスル盜犯
拘摸萬引ノ共犯者カ被害者ノ視線ヲ遮キル
爲メ種々ナル方法ヲナス
金庫ヲ搬出破開シテ在中金品ヲ窃取スル
鶏他家禽類ヲ窃取スル盜犯
夜中逃走スル
護送途中又ハ留置場ナトテ逃走スルコト
飲食物ヲ主トシテ窃取スルモノ
贓品ヲ運搬スル荷持チノコト
窃盜用器具ヲ入ルル袋
面會ニ來テ話チシタ

- ヨコビキ。
- 管絲付。
- シヨウ札。眼入り。
- オシガン。
- フクラシ。
- ヒカリ。
- ツツモダセ。ダキコ。
- バカシ。
- ナマシ。
- ピラシ。
- ナカツナヒキ。
- ヨツシ。
- マクヒキ。
- カミサシ。
- トリカヒ。
- ゴイ。
- モフ。
- ホヤキシ。
- ニザエモン。
- サンヤフクロ。
- カイメンニ。カマツテ。ナレ
- チ。ウツタ。

〔山口誓〕

面識ナキ者
大窃盜
小窃盜
他國へ逃走スルコト
共犯者
五六里モ距ツル處ニテ窃盜又ハ詐欺其他惡
事ヲナス
逃走スルコト（土方稼炭坑仲仕稼社會ノ用
語）
賭博ニテ取押ヘラルルコト
賭博現場ヲ取押ヘノ際逃セシチ
持チ逃ケノコト
四、一般行為ニ關スル隱語
正語 又ハ名稱

- メンガナイ。
- 大山。
- 小山。
- ダカフケリ。
- レツ。
- ソトチモフ。
- クツワリ。
- フジ。
- フジチ喰フダ。
- モチフケル。
- ホヤク。ハリカヘ。
- キスヒク。キスケヅル。セイ
- ヒキ。
- ナカシヤリ。
- モヤヒク。グサヒク。モヤ。
- キスグレ。セイグレ。
- ヤチチアグ。ヤチチケル。
- ビリツリ。
- ゴロマク。ゴロ。ゴカ。
- ヤサカエ。
- ヤサチカツタ。シキチカツ

懸慕 入浴 失態ノ狀 賣ルコト 買フコト 入質 旅行 歸ル 厠ニ行ク 脱糞スルコト 熟睡セル 就寝スル 眼ヲ醒シタルコト 晝飯 女郎買ヒ 立腹セル 取ラレタ 鏡 金錢ノナキコト 金錢ノ澤山アルコト 金錢ノ少キコト 氣付カレタルコト 嗅キ付ケラレルコト 探グルコト 女ノ室ニ寢ルコト

ダレコム。 ザンアリ。ズンアリ。 シケクラヒ。クヤノメニ、チ ナタ。 チラス。ニガス。パラス。 ムカウ。 コロス。ネカス。 ビタ。タカマチノル。 ゴヒ。 コウヤマイリ。 ヒガバラシ。 シラカワ。 セブル。 セアリアガリ。 ナカツギ。 ビツツリ。ビリカマリ。 モサコケル。 ギラレタ。 ゴヒ。 ヒンクヤ。 ヒンカマル。トツプイ。 ヒカワイ。 ヅカレタ。 ヅキ。 タクル。 セブル。

〔山口誓〕

寢サスコト 捨テルコト 恐ルルコト 怨嗟 來ル 私信 交接シタルコト 強食 五、人稱ニ關スル隱語 正語又ハ名稱 主人 妻 老婆 親爺 子供 男 女 外國人 聾者 盲人 知事又ハ代議士 檢事 判事 辯護士

ズネ。 チヤリスル。 イモヒク。 クヤナ。ユミヤ。 カマル。 ヤチヘダ。 ヤチフキ。 ダア。 隱語 ドウロク。 バシタ。バヒ。シタバ。 メンチリ。 コウヒン。ドウロク。コチチ リ。 ツエ。チンピラ。エ ダ。 ドウロク。 ビリ。ナゴ。 シントウ。マケ。 キクラゲクヤ。 ガンダレ。 ハクイ。 アカオニ。オニ。 大王。 ホトケ。コマシ。

典獄 署長 警部 制服巡査 新任巡査 刑事巡査 總テノ役人 淫賣婦 友人 娘 僧侶 藝妓 娼妓 人力車夫 田舎者 被害者 客(盗人ノ目的物) 御前 私シ 蕪人 美人 醜婦 他人ノ夫 他人ノ妻 親分

アタマ。ドウロク。 チヤダ。ドウロク。 アケイ。ケイステ。 クリ。ヒゲ。 シロカラス。 デカ。カクヒネ。 ニンヤク。 バイステ。バイ。ビリ。 レツ。 カル。ナゴ。 タコ。カリス。 ビリ。コメ。シヤケイ。 ビリ。ナチ。ムギ。 ゴロヤ。ゴロヒキ。 タロ。ドタロ。 ガイシヤ。グイ。 トク。 テヤ。 シオ。 タンキヨ。 メンガハクイ。 メンクヤ。 ヒトノドウロク。 ヒトノバシタ。 チヤシ。ドウロク。

〔山口誓〕

乾分 田舎女 顔 手 足 目 耳 口 鼻 齒 頭 腹 禿頭 香具師 女ノ陰部 男ノ陰莖 貧乏人 富裕人 憲兵 面識アル人 姪娘 土方稼 犯人ト目指ス人物 六、衣類ニ關スル隱語

ヤツコ。シンマイ。 チンマイ。 レツタル。チカ。 エンコ。エダ。 タツ。ケツ。 ギラ。ガン。ピードロ。 キクラゲ。タコ。 グチ。タンカ。コツバコ。 レンコン。 コツ。 ハンスケ。スコ。 ロツブク。ラクダ。チヨチ ン。 シヤクロ。 タキヤ。 ヤチ。 トウロク。ヨシコ。 ヒカワイ。 ハクイ。 アカヒネ。 メンガアル。メンガトウ ル。 ガリカマリ。 バラ。 ホシ。

正語 又 ハ 名稱

衣類ヲ總稱シテ
羽織
縮入
單衣
股引
手袋
足袋
帶
蒲團
帷衣
襦袢
袖袂
袷衣
袴
腰卷
湯卷
兵兒帶
前垂
袴天
手拭
反物
甲斐絹
絹物類

隠語
ピラ。グモノ。ダイモン。
アチチ。ダルマ。ハネ。
セラン。クギヌキ。
ホタン。
ギナン。
タコ。フゴ。
アラ。スイ。
ゲソフクロ。フクロ。
ナゲシ。ケル。
カクラン。カクビラ。
ギナンビラ。
コビラ。ハンビラ。
モタ。
タコビラ。
オリビラ。
ラツビラ。
ヤチビラ。
ホーシ。ドン。
ベラ。
ウリビラ。
スイビラ。
モンタン。モンタ。
シンゲン。カアチアン。
ウスベラ。チカイコ。ウスマ
ノ。

山口警

縮緬
蚊帳
木綿
洋服、厚司等ノ「外ポケット」
同「内ポケット」
美裝
事務服
服裝
江戸腹法衣
羅紗類
毛斯類
男物衣類
女物衣類
女帶
脚袴股引
七、飲食物ニ關スル隠語
正語 又 ハ 名稱
米
麥
薩摩芋
里芋(小芋)
餅
酒
醬油
麩

九二
メンチリ。ババヤン。
オニズラ。オニ。
マツ。
ソトバ。ソトツバ。
ウチバ。パー。
ランカザル。
エキフタ。
タテマヘ。
シヨゾク。
アツケ。
ウスケ。
ドーロクモン。
ヤチビラ。
ナゴヤ。
ゲソ筒。
隠語
シヤリ。
グリカラ。コウボウダイシ。
コチキ。
カラカサ。テマリ。
ホタン。テイダイ。
キス。セイ。
ムラサキ。
キンギヨ。

青菜
人參
牛肉
鹽
肴
握り飯
饅頭
砂糖
梅干
味噌
粥
麥飯
白飯
昆布
漬物
大根
果物
酢
監獄ノ飯
葱
魚
豆
水
煙草
河豚

メシロ。
ヤインボウ。
シンキチ。
ナミノハナ。
キユベ。
タマゴ。インコパン。
シンダロ。
サツマ。
シヨシヨ。
ゲス。
ウチ。
トンボ頭。クリカラハン。
シヤリメシ。
モノ。
モノノウ。
ヒチフダ。白マンズ。
ヤス。
オサト。
ロソク。
クサミ。
タチ。キユベイ。
ハト。
スミ。
モヤ。エンソウ。
ナゴヤ。

山口警

警察ノ飯
唐辛子
粟飯
玄米
白米
蕎麥
上等酒
中等酒
下等酒
焼酎
鰻
八、建造物ニ關スル隠語
正語 又 ハ 名稱
刑務所
警察署
巡查派出所交番所
宿屋
劇場寄席
質屋
古物商
煙草店
餅屋
一般ノ家ノ總稱
土藏倉庫
寺院

九三
シンボトケ。
アカトンボ。
ウツラ。
大黒。土俵。
ミガキ。
三角。
檜板。
杉板。
松板。
ウンスケ。
禮式九兵衛。
隠語
△シ。病院。四六。寄場。
サツ。サツケ。口入屋。
パンコ。ハコ。下駄箱。
下ヤ。
ケンキヨウ。ヨセバ。
グニヤ。モシヤ。
マンピンヤ。辨慶屋。
モヤ店。
マゴベイ。
ヤサ。トバ。
△スメ。オソメ。チヨウロク。
カリバ。カリスバ。

神社祠堂
裁判所
銀行
湯屋
貸座敷(女郎屋)
人力車駐車場
棧房
厠
側
障子
電車、馬車
汽車
窓
二階
船舶
金満家
貧乏家
料理家待合茶屋
白壁土蔵
黒壁土蔵
一般住家ノ通用門、玄關口、店口
廊下
二階座敷
水車精米所

タカマカハラ。タカマチ。
バイサン。ヒキ。
コウ。トシヤ。
ズンアリ。ズンボリヤ。
ピリヤ。
タテバ。
チリ。シアロク。
ツメ。ヒガバ。キンカクシ。
ツタイ。
メイダ。
スカシ。
小箱。
長箱。ムカア。
ハチ。ノソキ。ヌケ。
オカル。
ウキス。
ハクイ。
ヒカワイ。
ウシヤ。ヤヤヤ。
色白娘。豆腐。
色黒娘。
オトマヘ。ゴメングチ。
御局。
お輕。お輕場。
かま。ドンガラ。ヨド。

〔山口警〕

郵便局
停車場改札口
同上下札口
遊廓地域
床下、地下室
山窩ノ徒力常ニ盤居セル洞穴及掛小屋
停車場
菓子店
賣藥店
一般官公署
格子口
郵便函
木貨宿
下宿屋
小間物雜貨店
吳服太物店
西洋風ノ建物一般
酒店
密淫賣ノ媒合客止チナスノ疑ヒアル料理屋
飲食店待合茶屋
厠
橋梁
階段
鎖鑰ノ裝置ナク忍ヒ入ルニ易キ倉庫
財貨ノ豊富ナル倉庫

キヨク。
キリコミ。
ダフ。
カク。
クダユウ。
シキ。
シヨシ。シヤテン。
スカヤ。
スクリ。
バヤク。
ハチノス。
ピンユウバコ。
ボクチン。ボクセン。
ヒタドヤ。
マコヤ。
モンタンヤ。
ヨウトバ。
キスバ。
ホタルヤ。
バヒトバ。
ノリカケ。ナギ。
ノホリ。
ドラムスメ。シンダムス
シマダムスメ。

學校
米倉

九、機械器具ニ關スル隱語
正語 又 ハ 名稱

梯子
錠前
錠
鑿
刀
兎器
拳銃
鉄
火繩
鋸
煙管
煙草入
掏摸カ用ユル剃刀又ハ鉄
「ナイフ」
洋刀
「マツチ」
戸切道具
蠟燭
庖丁
賽錢箱
電話

テラコヤ。
土俵カマリ。

隱語

オカル。
ハナ。エビ。サンピン。
マイス。アリス。チンマイ。
ダシ。
下ス。
ヤア。
ナリピン。トビ。マト。
カニ。パネ。
マムシ。
カリ。タユウ。ムカア。
テツボウ。
モヤ入レ。
矢。
メス。バラシ。
チャカ。
ハマ。坊主。
コアリ。
ヘンズリ。シロ。
アリ。
チトシバコ。バコツリ。
ツナギ。

〔山口警〕

茶碗
捕繩
金時計
銀時計
金鎖
合鍵
金庫
螺廻シ鑿等忍ヒ入ルニ使用スル器具
自轉車
人力車、荷車等
竹ノ薄キモノヲ以テ製シ戸扉ヲ切ルトキ錠
前ノアル處ヲ探ル器具
錠筒ノ錠ヲ外ス器具(形チ楊枝ニ似タリ)
突キ錠ヲ外ス錠ノ類
落シ棧ヲ外ス器具
摺附木
提灯
金ノ板金屬
箆
簞筒
正語 又 ハ 名稱
十、雜種名稱ニ關スル隱語並形容

テコ。
シメ。ソウメン。
ウケヒスマンシユウ。
シラタマンシユウ。
テラノサクリ。
スカシ。ハリ。アイス。
カナシ。ドロハコ。ダラハコ。
アテ。
ハヤ。
ゴロ。
サクリ。
楊枝。
鐵砲。
ネコ。
テラキリ。
テラフクロ。
ノベ。
ナセ。
ベケンケイ。カルダ。
隱語
グモノ。ダイモノ。
トメル。
隠チ撫アル。

仕事ヲ見合スヘク知ラス時ノ形容
 大丈夫タルコトヲ知ラス形容
 刑事巡査ニ對シ警戒スルトキ
 捕縛セラレタルコト
 懷中ニ金ノアルコト
 待合スコト
 危險ナル場所ヲ指シテ
 巡査ガ來タコト
 上首尾ノコト
 早クヤレ
 去レ
 警察官カ居ル危險ノ時
 單ニ警察官カ居ル
 犯罪カアリテ逃ケ廻リ居ルコト
 用心セヨ
 用心カ惡ヒ
 永ク入監シタコト
 密告
 油斷ノ出來メ場合
 巡査カ見張りナシ居ルコト
 巡査カ家宅ヲ搜索スルコト
 人眼ヲ盜ミ易キ事
 人眼ヲ盜ミ難キコト
 非常警戒
 尾行

類杖ヲツク。
 額ヲ撫テル。
 シケ。ヒゲ。
 カカツタ。オシラレタ。
 ロツブクガカマル。
 キマツテ。出會ヒ。
 ヤバイ。ズラマク。ズル。
 シケ。ヒゲ。
 頭ヲ叩キタルトキ。
 口ヲ押ヘタルトキ。
 足打ノトキ。
 鼻下ヲ左ヘ撫テル。
 鼻下ヲ右ヘ撫テル。
 イソガシイ。
 ツエチモテ。
 サキヤバイ。
 ナガムシニカマツタ。
 イヌ。
 ツライ。
 ハリ。
 ガサ。
 ヤスイ。
 カタイ。
 ツツ。
 ケツスル。ニチウ。ツケル。

〔山口警〕

早ク逃ケサルヘカラサルコト
 取調ヲ受ケタルモ自白セスシテ歸宅セシコト
 刑事ノ來リシヲ通知スル
 刑事カ自分等チ氣附カサルコト
 刑事ノ注意周到ニテ竊取スルニ困難ノコト
 密告セサルコト
 現行ニテ逮捕セラレタルコト
 現行ヲ被害者ニ逮捕セラレタルコト
 被害者
 犯人タルコトヲ發覺サレタルコト
 竊取シ易キコト
 竊取シ難キコト
 犯罪ガ發覺セントスル場合
 刑事ニ自己ノ犯罪アルコトヲ知ラレ居ルコト
 手配リ
 捕縛ヲ施セラレタルコト
 家人カ熟睡シ居ラサルコト
 下駄
 靴
 紙
 鶏
 鞆
 紐付財布

イソガシイ。
 フキトパス。
 ヒゲ通ス。
 ツキガナイ。ツキナ
 カンガタカイ。トツボイ。
 フカシ。
 チヤアル。ネカル。コケタ。
 ダイマキニアウ。ネスマキ
 ニアウ。
 灰イ。ネス。安田。ケイスケ。
 太郎。
 ヅカレタ。ヅキガ廻ル。
 ハクイ。ウスイ。
 シケ。ヒゲ。
 ヤバイ。
 デカガズイテオル。
 ズキガマハル。
 タナチオロサレタ。
 セアリガラカイ。
 ゲツ。
 カラゲソ。カラス。九官。
 ヒツサ。
 タイラン。
 シライヤ。バンカ。
 ヨイチ。ヨイチメイ。

錢入
 裏口
 長持
 筆筒
 筆
 紙幣
 現金
 掛
 傘
 純金
 卸
 通巻
 通貨
 銀貨
 懐中
 蝙蝠傘
 犬
 植木
 鵞
 猫
 東京
 京都
 大阪

イロ。モサ。
 カエル。
 ナガ。
 カルタ。
 コウボウ。
 ツウ。
 ナマ。
 ミカヅキ。
 オカル。マダギ。
 テンガイ。
 テラ。
 ドテ。
 マキドウ。
 ヒン。リキ。
 ガイキン。
 ロツブク。
 モリコ。
 インヤ。オツテン。
 ケイビ。姑。
 ハキ。ササヤス。
 スリ。
 シヨヒン。
 アズマ。
 ラク。
 ザカ。

〔山口警〕

神戸
 横濱
 名古屋
 旅行費用
 拘留
 入獄
 出獄放免
 都合善キコト
 都合悪シキコト
 眞實ノコト
 嘘言ノコト
 出來タコト
 出來サルコト
 輕蔑スルコト
 材料
 面議アルコト
 發覺スルコト
 眼力ノ敏捷ナルコト
 風呂敷
 帽子
 眼鏡
 被害者カ告訴スルコト
 告訴ノ被害者ト示談スルコト
 逮捕セラル
 自宅ニ踏ミ込マル

メコ。
 ハマ。
 ゴヤ。
 シキ。
 リユコウ。太閤記。
 ネル。カマツタ。カマル。
 シヤメン。
 ハクイ。
 クヤ。
 マア。
 カセ。
 ハダ。
 ネキ。アブレル。
 ヘネル。
 ネタ。
 メンダレ。
 パレル。
 ギラガハクイ。ギラガダカ
 ヒ。ヨシミ。四ツ。
 ヒラ。テント。
 ガネ。
 タレタ。
 タレカタツケ。
 パラレタ。
 ドサ。

言フテ仕舞ヘ

切符

客

新聞

缺席判決

刑事被告人ノ身元又ハ贓品ノ所在竝ニ犯罪ノ事實及餘罪ノ捜査ヲナスコト

貴金屬

自轉車

荷車、人力車等

通知又ハ尋グ事

種々ノ虚言ヲ吐キ巧ミニ言通ルル

窺ヒ見ルコト

新拜命ノ逡巡ノ捜索ハ恐レル事ナシ

警察官カ自分ノ顔ヲ見ニ來タ

強情ナルコト

仕事ヲシテモ大丈夫氣遣ヒナイコト

卷圓、拾圓、百圓等

千圓

散裝

隱語

●商標調査内規

大正十五年七月十五日
刑第三三二四號警察部長指示

各署長宛

パチワレ。グチワレ。
テツケ。
ヤス。
アン。
アメリカ。
アラフ。
キイ。
ハヤモノ。
ゴロ。
ピンヒク。
タンカチキル。
ケンシル。
ネスノ、ガサロヤバユウナ
ヒゲガ面買ヒニカマツタ。
グチガカマイ。
テン。天上。
一本。
一箱。
スイバラシ。
サンシヨウ。

〔山口警〕

第一條 本内規ニ依ル商標ノ調査ハ専ラ犯罪捜査ノ資料ニ供スルヲ以テ目的トス
第二條 本内規ニ依ル商標トハ商標、商號、屋號、記號、刻印等製造又ハ販賣業者ヲ表示スル爲ニ物品又ハ容器ニ用フルモノニシテ一見營業者ノ何人ナリヤ知ルコトヲ得サルモノ竝ニ護謄裏履物ノ模倣ヲ云フ
第三條 警察官署長ハ其部内ニ於ケル各種商標ヲ蒐集別紙様式ノ臺帳ヲ調製シ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ
第四條 商標臺帳ニ登録シタル製造若クハ販賣所ヲ管內所轄外ヘ轉出シタルトキハ新所轄警察署ヘ該臺帳ヲ移送シ此旨警察部長ヘ報告スヘシ
第五條 商標使用廢止若クハ商標使用者ノ所在不明其他臺帳異動事項ハ毎年六月十二月ノ兩度警察部長ニ報告スヘシ
第六條 本内規ニ依ル調査ハ主トシテ受持逡巡ヲシテ之ニ當ラシムヘシ
附則
本内規ニ依ル商標ノ調査ハ大正十五年九月末日迄ニ完成シ同時ニ臺帳寫ヲ警察部ニ進達スヘシ
別紙様式

營業者名	住 所	營業所所在地

營業者名	販 路	備 考

〔山口警〕

●封筒記號ニ關スル件

大正十五年七月二日
刑第二九一五號警察部長指示

各署長宛

自今當部ハ發送スル司法書類ハ他ノ文書ト區別シテ封緘シ封筒左側ニ「刑秘」ト朱書セラルヘシ
追テ大正二年五月二十三日付訓令第四八四號及同年六月九日付保司第四四三號例規司認ノ心得方ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

●朝鮮關係ノ犯罪捜査其他手配等 通報方ニ關スル件

昭和四年四月四日
刑第三三一號警察部長指示

各署長宛

標記ニ關シ内務省警保局長ヨリ別紙ノ通り通牒有之候條爾後朝鮮關係ノ犯罪捜査其他手配等通報ニ關シテハ右趣旨ニ依リ取扱ヒ相成度依命通牒候也

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

警保局長宛朝鮮總督府警務局長照會(昭和四年三月十六日)
從來内地各府縣又ハ警察署ヨリ當局宛犯罪捜査又ハ行政捜査等ニ關スル手配方通報ニ際シ往々關係各道ヘ通報ナキ向モ有之候處右手配ノ迅速ナ期スル爲關係各道ヘモ御通報相成尙朝鮮人犯罪事件及處分結果等ニ付テモ同様通報方御取計ヒ相成度及御依頼候也

●朝鮮關係ノ犯罪捜査其他手配等 二關スル件

昭和五年六月五日
刑第五六五七號警察部長指示

各署長宛

題記ノ件ニ關シテハ客年四月四日付刑第三、三一號(例規)ヲ以テ指示置候處尙ホ往々ニシテ迅速ナ要スル犯罪捜査手配ヲ内地警察署等ヨリ朝鮮總督府ノミニ宛照會スルモノ又ハ關係各道ニ通報シタルヤ否ヤ明瞭ナラサルモノアリ取扱上支障不尠趣朝鮮總督府警務局長ヨリ申越ノ次第モ有之候條右様ノ備無之様警保局長ヨリ通牒有之候條爾後取扱上注意セラルヘシ

●犯罪手口調査方ニ關スル件

昭和二年七月十五日
刑第四二九二號警察部長指示

各署長宛

旅行的及職業的犯人檢舉ノ資料トスル爲メ自今管內ニ發生セル左記犯罪事件ニシテ即時檢舉ニ至ラサルモノハ別紙様式ニ依リ犯罪手口カードヲ作製シ速ニ進達シ檢舉ニ至リタル時ハ檢舉年月日警察署名犯人ノ本籍身分氏名年齢異名前科其他參考事項ヲ即報セラルヘシ

左記

一、大正十年七月十八日保司第六七七號犯罪事件報告手配犯所臨檢其他ニ關スル規程第一條ニ依リ即報セル事件及犯罪輕微ニシテ旅行的職業的犯人ノ所爲ニアラサルコト明ナルモノヲ除キタル窃盜及詐欺事件
追テカード用紙ハ當都ヨリ送付スヘキニ付キ折目ヲ付セス進達ノコト
記載心得
一分類番號ハ記入セサルコト

二 犯罪ノ概要ハ別紙類別標準表ニ依リ分類シ得ル程度ニ可成簡明ニ記入スルコト
三 被害金品ハ品種點數(反物何反時計何個等ノ如ク簡明ニ)合計金額ヲ記入スルコト
四 詐欺事件ニシテ共犯アルモノハ主犯ト目セラル、モノニ付キ記入スルコト

面 表

番 號	A	昭和	年	月	日	作製者印			
	B								
受 付	年月日	昭和	年	月	日	日記第	號	警察署	
被 害 者	住 所	郡市	町村	字	當	年	職業名	氏名	年
	職氏年								
犯 罪 ノ 場 所 概 要	日	時							
被 害 金 品 容 疑 者									

〔山口警〕

〔山口警〕

檢 舉	年月日	昭和	年	月	日
	署名	警 察 署			
報 告	年月日	昭和	年	月	日
	番 號	日記第	號	電話	
告 犯	署名	警 察 署			
	本 籍				
身 分	前 科				
	異名 氏名 年齢				
備 考	年	月	日生	當	年

罪種	手	段	別	場	所	別	體	別	年	齡	別	其	他	別												
A 窃盜	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1						
	其他	火事場	拘摸	万引	置換	板間	邯鄲	擄渡	空巢	忍込	其他	動物	自轉車	機械、器具	書畫、骨董	證券類	衣類	吳服、太物	貴金屬	現金ノミ	脫莖					

〔山口警〕

犯罪手口類別標準表

〔山口警〕

罪種	手	段	別	場	所	別	體	別	年	齡	別	其	他	別													
B 詐欺	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1							
	其他	身分詐稱	他ノ犯罪ヲ手段トスル者	無錢宿泊飲食詐欺	貯金爲替手形詐欺	募集假託	周旋假託	賈買、交換、貸借ニ假託	留守宅訪問偽電詐欺	籠技、刺殺、拘替	其他	動物	自轉車	機械、器具	書畫、骨董	證券類	衣類	吳服、太物	貴金屬	現金ノミ	脫莖						

詐欺手段別表

- 一 籠拔
- イ 公務員ト詐稱
- ロ 商品購入ニ依リ
- ハ 有價証券購入ニ依リ
- ニ 其他
- 二 剽竊
- イ 商品購入ニ依リ
- ロ 模造紙幣ニ依リ
- ハ 兩替ニ依リ
- ニ 其他
- 三 拘替
- 二 留守宅訪問偽電詐欺
- 一 留守宅
- イ 海外渡航者
- ロ 入替又ハ出征中
- ハ 在監者
- ニ 其他
- 二 偽電(電話又ハ電報ニ依リ送金セシムルモノノミ)
- 三 賣買交換貸借運搬ニ假託
- 一 偽物
- イ 書畫骨董
- ロ 置屋
- ハ 暖簾師

山口警

- ニ 下ハ師
- ホ テキ屋
- ハ 馬喰詐欺
- ト 其他贖物不正品無價物利用
- 二 借倒
- イ 取込
- ロ 貸借借倒
- ハ 前借
- ニ 其他ノ貸借關係利用
- 三 内金詐欺(手金詐欺)
- 四 積込詐欺
- 五 荷爲替詐欺
- 四 周旋詐欺
- 一 不動産賣買
- イ 鹽廻
- ロ 地面師
- ハ 家屋師
- ニ 其他
- 二 利權運動
- 三 人事周旋
- 四 電話賣買
- 五 訴訟其他ノ紛議仲介
- 六 其他
- 五 募集詐欺
- 一 商品販賣ニ依ルモノ

山口警

- 二 求婚ニ依ルモノ
- 三 内職ニ依ルモノ
- 四 保證金詐欺
- 五 保險募集詐欺
- 六 寄附金募集詐欺
- イ 自己ノ境遇ヲ偽ルモノ
- ロ 慈善名義
- ハ 神社佛閣建設
- ニ 火ノ番其他
- 七 出資金詐欺
- イ 有利事業
- ロ 會社組合設立藉口
- 八 金融ニ藉口
- 九 慶弔名ニ藉口
- 六 貯金爲替手形詐欺
- 七 無錢宿泊飲食詐欺
- 八 他ノ犯罪利用詐欺
- 一 詐欺賭博
- イ 仕掛賭博
- ロ 鹿追
- ハ テキヤ
- ニ 其他
- 二 鐵砲事件
- 三 ハーパー
- イ 贋幣製造

- 二 藉口
- ロ 贋幣販賣
- ニ 藉口
- 四 土砂流シ(御天氣師)
- 九 身分詐裝詐欺
- 一 公務員ノ名ヲ僭稱
- イ 警察官ヲ裝フ
- ロ 判事檢察其他裁判所關係職員ヲ裝フモノ
- ハ 稅務吏其他大藏省系統ノ職員ヲ裝フモノ
- ニ 郵便職員ヲ裝フモノ
- ホ 其他
- 二 銀行會社工場員ヲ裝フモノ
- 三 其他ノ地位身分ヲ偽ルモノ
- イ 偽辯護士
- ロ 偽華族
- ハ 偽博士偽學士
- ニ 偽醫者
- ホ 浴場宿屋等ニテ預人ト爲リ他人ノモノヲ騙取ス
- ハ 其他貴顯紳士親族知己使用人ノ身分ヲ裝フモノ
- 四 主名ニ假託スルモノ
- イ 買物
- ロ 債權取立
- ハ 出前
- ニ 其他
- 一〇 其他

保險金詐欺迷心利用詐欺等前各號ニ該ラサルモノ

●移動警察事務取扱規程

昭和二年一月十二日
內閣府第二二五號

汽車沿道各警察署 警察部刑事課
同特別高等課 同高等課 同警務課

大正十年六月十四日付內閣府第一二二〇號移動警察事務取扱規程別冊ノ通

定ム

別冊

移動警察事務取扱規程

- 第一條 移動警察事務ハ本規程ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
- 第二條 移動警察事務ノ職員ハ別表ニ定ムル所ニ依ル
- 第三條 移動警察ハ左ノ事項ヲ取扱フモノトス
 - 一、鐵道利用犯罪ノ預防及犯人逮捕
 - 二、高等警察及特別高等警察ニ關スル事項
- 第四條 擔任區域ハ廣島博多間トス但犯人引渡其他必要ニ由リテハ其區域外ニ出ツルコトヲ得
- 第五條 主任ハ鐵道側及關係府縣ト協調テ遂ケ移動警察ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第六條 副主任ハ命ヲ受ケ又ハ必要ニ依リ鐵道構内ニ立入又ハ列車ニ乗込ミ職務上ノ視察ヲ遂ケ狀況ヲ報告スヘシ
- 第七條 擔任者ハ鐵道構内ニ立入り又ハ指定セラレタル列車ニ乗込ミ鐵道係員及關係府縣警察官吏ト常ニ連絡ヲ保チ第三條ノ職務ヲ執行スヘシ
- 第八條 乘車證ハ警察部ニ在リテハ副主任ヨリ下關市ニ在リテハ特高課出

〔山口警〕

張所主任ヨリ之レヲ交付ス

前項ノ乘車證ハ歸屬ノ都度直ニ返納スヘシ

第九條 鐵道沿線所轄警察官署長ハ移動警察ニ關シ擔任者執行事務ノ共助ニ努ムヘシ

第十條 移動警察ニ關シ必要アル場合ハ鐵道側ノ了解ヲ得テ鐵道電信又ハ電話ヲ使用スルコトヲ得

●移動警察事務取扱內規

昭和二年一月十四日
刑第三一二號警察部長指示

汽車沿道各署長及下關特高出張所主任宛

今回鐵道無賃乘車證使用復活ニ伴ヒ移動警察事務取扱規程ヲ別冊ノ通改正セラレタルカ同時ニ之カ取扱規程別冊ノ通改メタルニ依リ執行上遺策ナキヲ期セラレベシ

移動警察事務取扱內規

- 第一條 列車乘務ノ際使用スル乘車證ハ之ヲ他人ニ貸與シ又ハ職務外ニ密用スヘカラサルハ勿論毀損亡失スル等ノコトナキ様注意スヘシ
- 第二條 乘車ノ際ハ乘客專務車掌(其ノ在ラサル列車ニアリテハ後部車掌)ニ名刺又ハ姓名ヲ記入セル紙片ヲ交付スルト共ニ乘車區間ヲ通告シ相互連絡ヲ保チ降車ノ際ハ其旨ヲ告知スヘシ
- 第三條 鐵道電話ヲ利用セムトスル時ハ當該課長ニ通告シテ使用シ無料鐵道電報ハ電文ヲ提示シ車掌又ハ課長ニ其ノ打電方ヲ依頼スヘシ
- 第四條 擔任者ハ列車等級相當ノ私服ヲ着用シ乘客ニ迷惑ヲ與ヘ又ハ不快ノ感ヲ抱カシメサル様注意スヘシ

〔山口警〕

第五條 擔任者ハ鐵道ニ關スル諸法規ヲ遵守シ其ノ業務ノ理解ニ努ム係員ノ職務執行ニ支障ヲ生セシメサル様留意スヘシ

擔任者列車内ニ於テ犯罪人若クハ其容疑者ヲ取調フルノ要アル時ハ先ツ車掌ヲ通シテ其ノ同行ヲ求メ公衆ノ面前ヲ避ケルヲ要ス

第六條 服務中ハ普通旅客ノ態度ヲ持シ一般公衆ノ言動及携帶品ニ注意シ警察事故發生ノ場合ト雖モ事輕微ニ關スル時ハ鐵道係員ヲ介シテ必要ナル處置ヲ講スルコト、シ自ラ直接旅客ニ對シ行動スルコトハ餘儀ナキ場合ノ外絕對ニ之ヲ避ケヘシ

第七條 擔任者勤務ヲ終リタル時ハ第一號様式ニ依リ其ノ狀況ヲ即報スヘシ

第八條 擔任者ハ主トシテ左記各縣ニ配置セラレタル縣内取締巡查ト連絡ヲ保持スルコトニ努ムヘシ

第九條 擔任者ハ列車乘込一時間前縣ニ至リ縣取締巡查ト連絡ヲ相當ニ視察ヲ爲シ乘車スヘシ

第十條 列車内ニ於テ犯罪事件發生シタル時ハ乘務車掌ト協力シ左記各號ニ依リ處理スヘシ

一、重要事件ハ屬メテ現場保存ニ注意シ一面速カニ縣所轄警察官署並最寄縣長ニ即報スヘシ

二、置引拘捕等ニシテ犯人檢舉ニ至ラサル場合又ハ犯罪地不明ノ場合ハ發見地所轄警察官署へ第三號様式ニ據リ即報スヘシ

前號ノ場合一件記録ノ引繼ヲ爲ス能ハサル時ハ歸屬後第一號報告ト共ニ提出スヘシ

第九編 司法 第二章 刑事訴訟法及關係法規

三、犯人ヲ逮捕シタル時ハ最近停車場所轄警察官吏へ一件記録ト共ニ之カ引渡ヲ爲シ引渡ヲ爲シ能ハサル場合ハ便宜ノ縣所轄署又ハ取締巡查ヘ引渡スコトヲ得

四、必要アル時ハ其ノ地警察官吏ト共助搜查スヘシ

五、鐵道營業法違反事件ノ處理ハ可成鐵道司法警察官吏ニ讓ルヘシ

第十一條 所轄署長ハ擔任者又ハ鐵道係員ヨリ前條ノ報告若クハ處置ヲ求メタル時ハ即時其ノ概要ヲ報告スルト共ニ之ヲ措置スヘシ

第十二條 列車内犯罪事件ハ左ノ區別ニ依リ處理スヘシ

一、被害地明確ナル時ハ被害地管轄警察官署

二、被害地不明ノ場合ハ被害發見若クハ届出ヲ受理シタル地ノ所轄警察署

第十三條 刑事要視察人ニ關シテハ左記事項ヲ示シ引繼スヘシ

一、要視察人ノ住所職業氏名年齢人相著衣特徴

二、犯罪特技

三、乘込列車

四、其他參考事項

第十四條 規程第三條ニ依ル高等警察特別高等警察ニ關スル事項概ネ左ノ如シ

一、各要視察人要注意人視察取締

二、不穩文書ヲ頒布及主義宣傳者取締

三、禁止新聞紙出版物差押執行

四、外國人ノ視察保護

五、朝鮮人ノ保護取締

六、其他特命ニ係ル事項
擔任者高等警察特別高等警察ニ關スル事項ヲ取扱ヒタル時ハ第七條ニ依ルノ外其ノ狀況ヲ遲滞ナク報告スベシ

鐵道關係諸犯罪報告方ノ件

昭和二年八月十六日
刑第五六二八號警察部長指示

爾今鐵道構内及列車内ニ於ケル刑法犯罪其他諸法令違反左表ニ依リ調査前月分ヲ翌月五日迄ニ報告セラルヘシ
報告様式

何月分	鐵道關係諸犯罪報告表				何署	備考
	犯刑別	發生檢舉	發生檢舉	發生檢舉		
	刑法犯	鐵道營業	其他	計		
	法違反	發生檢舉	發生檢舉	發生檢舉		
場所別	鐵道構内	列車内				
計						

備考
一、各種犯罪ハ罰金以上ノ刑ニ該ルモノヲ計上スルコト
二、被害價格及回復價格ハ件數ノ左側ニ朱書スルコト

〔山口警〕

犯人引渡ニ關スル件

昭和二年二月二十五日
刑第一三五九號警察部長指示

管外警察官署ト關係ヲ有スル犯人ノ引渡ニ關シテハ爾今左記ニ據リ處理セラルヘシ當管内各署間ニ於ケル犯人引渡ニ關シテモ大正十年七月十八日付保司第六三一號犯罪搜查事務取扱内規第七條但書ノ外本例規ニ準セラルヘシ

左記

- 犯人トシテ指名シ又ハ人相特徴著衣立廻先等其犯人ヲ明瞭ナラシムル要點ヲ明示シテ手配方通報アリタルモノヲ取押ヘタルトキハ直ニ通報府縣警察官署ニ引渡スコト但シ現行犯トシテ逮捕シタル場合又ハ比較的多數ノ犯罪若クハ重大犯罪アリタルトキハ此限ニアラス
- 甲府縣警察官署ニ於テ正犯ヲ取押ヘ乙府縣警察官署ニ於テ從犯ヲ取押ヘタルトキハ正犯ヲ取押ヘタル府縣警察官署ニ從犯ヲ引渡スコト但シ從犯ノ取押正犯取押ヘニ先シタル場合ハ此限ニアラス
- 正犯數名ヲ數府縣警察官署ニ於テ取押ヘタルトキハ其内最初ニ取押ヘタル警察官署ニ引渡スコト其取押ヘ同時ナルトキハ犯罪地府縣警察官署ニ引渡スコト
- 殺人又ハ強盜殺人通貨偽造ノ犯人ヲ取押ヘタル場合ハ其犯人ヲ犯罪地ノ府縣警察官署ニ引渡スコト但シ取押ヘタル府縣内ニ重要犯罪アリタル場合ハ此限ニアラス
- 以上各號ニ據リ難キ場合ハ警察部長ニ報告指揮ヲ受ケルコト
- 指名犯人トシテ引渡ヲ爲ス場合ニハ逮捕署ニ於テハ被害事件ノ記錄ト共ニ身柄ヲ引渡スコト

〔山口警〕

引渡ヲ爲サザル場合ハ手配地ノ被害事件ノ記錄モ逮捕地ニ引渡スコト
檢舉成績ハ身柄及記錄ヲ引渡スト否トニ拘ラス被害地(犯人引渡ニ關係ナキ署ヲ除ク)ニ於テ採ルコト

刑事逃亡者取扱方ニ關スル件

昭和四年五月十四日
刑第四六九二號警察部長指示

近來刑ノ執行停止保釋責任拘留執行停止中ノ者ニシテ逃亡所在不明トナル者尠カラズ遺憾ノ點アル趣ヲ以テ今般司法省刑事局長ヨリ檢事總長檢事長檢事正ニ對シ別紙ノ通依命通牒相成候就テハ爾後之カ取扱ニ關シテハ左記趣旨ニ準據セシムル様内務省警保局長ヨリ訓達有之候條依命通達候也

記

- 刑ノ執行停止保釋責任拘留執行停止中ノ者ニシテ檢事ヨリ通知ヲ受ケタル者逃亡シ又ハ逃亡ノ虞アルトキハ速ニ其ノ旨所轄地方裁判所檢事ニ通報スルコト
 - 前項ノ者逃亡シタル場合ニ於テハ其ノ立廻見込先所轄警察署ニ本人ノ氏名年齢本籍人相特徴其他參考トナルヘキ事項ヲ具シテ逃亡ノ通知ヲ爲スコト
- 追而本件ハ彙ニ指示セシ本縣刑事要視察人視察内規ニ報告方ノ明文アルニ付參照

司法省刑事局長 泉 二 新 龍
昭和四年四月十六日

檢事總長

檢事 長御中

檢事 正

刑事逃亡者ニ關スル取扱方ノ件依命通牒

近來刑ノ執行停止保釋責任拘留執行停止中ノモノニシテ所在不明トナル者不尠而モ此等ノ者ニシテ逃亡後社會ノ耳目ヲ聳動スヘキ罪ヲ犯スノ事例アリテ之カ取扱ニ關スル當局ノ處置ニ對シ批難ヲ生スルニ至リタルハ遺憾トスル所ニ有之候就テハ爾今左記ノ點特ニ御注意相成度候

左記

- 刑ノ執行停止ヲ指揮スルニ當リテハ釋放中逃亡ノ虞ナキヤ否ニ付精密ナル調査ヲ爲スコト
- 刑ノ執行停止保釋責任又ハ拘留執行停止ノ處分アリタル場合ニ於テ所轄警察署ヘ必要ナル通知ヲ爲スヲ怠ラサルコト
- 刑ノ執行停止中逃亡シタル者又ハ逃亡スル虞アル者ニ對シテハ直ニ刑事訴訟法第五百四十八條ノ規定ニ依ル處置ヲ爲スコト
- 保釋責任又ハ拘留執行停止中逃亡シタル被告人又ハ逃亡スルノ虞アル被告人ニ對シテハ直ニ刑事訴訟法第一百九十九條ノ規定ニ依ル取消處分ヲ求ムルコト

刑事要視察人視察内規

昭和三年七月十日
内訓刑第五〇〇〇號

刑事要視察人視察内規別冊ノ通定

別冊

刑事要視察人視察內規

- 第一條 左ノ各號ニ該當スル十八歳以上ノ者ハ本内規ノ定ムル所ニ據リ之ヲ視察スヘシ
- 甲號 移動的且常習的ニ左ノ罪ヲ犯スノ虞アル者
 - 第一種 強盜(強盜殺人、強盜強姦、強盜傷人ヲ含ム)
 - 第二種 強盜
 - 第三種 略取誘拐
 - 第四種 詐欺
 - 第五種 恐喝
- 乙號 常習的ニ左ノ罪ヲ犯ス虞アル者
 - 第一種 通貨及有價證券、偽造變造
 - 第二種 贓物ノ故買牙保
 - 第三種 銃砲火藥類ノ密輸移出入及不正授受
- 丙號 常習的ニ左ノ罪ヲ犯スノ虞アル者
 - 第一種 強盜(強盜殺人、強盜強姦、強盜傷人ヲ含ム)
 - 第二種 強盜
 - 第三種 強盜
 - 第四種 強盜
 - 第五種 強盜
 - 第六種 強盜
- 丁號 前各號ニ該當セザル左記ノ者
 - 第一種 受刑者ニシテ再犯ノ虞アル者
 - 第二種 通刑者中止不起訴者
 - 第三種 刑ノ執行猶豫者、刑ノ執行停止者、假出獄者

〔山口書〕

- 第四種 起訴猶豫者、微罪釋放者中視察ノ要アリト認ムル者
- 第五種 暴力行爲者、惡徳新聞記者
- 第六種 前各號ノ外刑事警察上特ニ視察ノ要アリト認ムル者
- 第二條 刑事要視察人編入ノ要否ニ付テハ環境經歷及品行等ヲ考慮シ過誤ナキ時期スヘシ其ノ視察ノ要ナシト認ムルニ到リタルトキハ直ニ之ヲ削除スヘシ
- 第三條 視察ハ専ラ受持巡查之ニ從ヒ視察事務者アルトキハ共力處務スヘシ
- 刑務所ヨリ釋放セラレタル後六ヶ月ヲ經過セザル者ハ刑事巡查(刑事巡查配置ナキ署ハ之ニ準スル者)ニ於テ特ニ視察スヘシ
- 丁號第五種ニ該當スル者ハ署員悉ク之ヲ注意シ又所轄外ニ出入スルトキハ關係警察署ニ視察ヲ求メ其ノ動靜ヲ知ルニ努ムヘシ
- 第四條 視察ニ從事スル者ハ特ニ左ノ各號ニ注意シ被視察人ノ保護者タル自覺ヲ以ツテ之ニ當リ苟モ先入的ノ偏見ヲ持シテ之ニ接スルカ如キコトナク常ニ改過遷善ノ實蹟ヲ舉グルコトニ努ムヘシ
 - 一 平素ノ言動
 - 二 氣質傾向並ニ嗜好
 - 三 就業ノ狀況
 - 四 資産收入生活ノ狀況
 - 五 家庭其他環境ノ狀況
 - 六 家族其他ノ所遇並ニ監督狀況
 - 七 本人ノ崇拜スル人物
 - 八 交友及交際狀況
 - 九 本人ニ對スル世評
- 第五條 視察ハ努メテ隱密ノ間ニ之ヲ行ヒ苟クモ被視察者ノ名譽ヲ毀損シ

〔山口書〕

- 又ハ業務若クハ就職ノ支障トナルカ如キコトナキ留意スヘシ
- 第六條 警察署ニ第一號様式ノ名簿ヲ備ヘ所轄内ニ居住(所在不明ノ者ハ最後ノ住所)スル刑事要視察人ヲ登錄シ名簿登錄事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ整理スヘシ
- 第七條 受持巡查若クハ視察專任者ハ第一號様式ニ準シ刑事要視察人視察簿ヲ備ヘ常ニ視察ヲ爲シ毎月一回以上又丁號第五種ニ該當スル者ニ對シテハ其ノ分掌ノ如何ヲ同ハス注意ヲ拂ヒ傷害暴行強談威迫名譽毀損毀棄又ハ金圓物品行爲不行爲面會等ノ強請其ノ他不正行爲ノ偵知ヲ爲シ發見ノ都度其ノ狀況ヲ記載シ署長ノ査閱ヲ受ケヘシ
- 第八條 刑事巡查ハ第二號様式ニ依リ名簿ヲ調製所轄内ニ於ケル甲號乙號及丙號刑事要視察人ヲ記載視察ノ便ニ供スヘシ
- 第九條 警察署長ハ甲號乙號及丙號刑事要視察人ヲ登錄シタルトキハ其ノ複本ヲ進達シ爾後轉住、所在不明、所在發見、其他名簿記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ名簿ヲ削除シタルトキハ其旨報告スヘシ丁號刑事要視察人ニシテ必要アリト認ムルモ亦同シ
- 第十條 前條ニ依リ轉住、所在不明及所在發見報告ハ左記ニ據リ取扱フヘシ
 - 一 管内他所轄ヘ轉住シタルトキハ移轉先警察署ヘ照復シ其確定シタル後名簿並ニ刑事要視察人視察簿ヲ添ヘ視察方通報ト共ニ報告スルコト
 - 二 轉住先管外ナル場合ハ直ニ名簿並ニ刑事要視察人視察簿ヲ添ヘ報告スルコト
 - 三 所在不明、所在發見ノ場合急テ要スルモノハ即時其ノ他ノモノハ前月分ヲ取羅メ毎月五日迄ニ第三號又ハ第四號様式ニ依リ報告スルコト
- 第十一條 刑事要視察人名簿並ニ視察簿ハ現住、入監所在不明ニ區分更ニ之ヲ各號別ニ別冊又ハ座分トシ第五號様式ノ目次ヲ附シ視察解除後ト

- 雖モ死亡者ノ外ハ五ヶ年間之ヲ保存スヘシ
- 第十二條 受持巡查刑事巡查及視察專任者ハ左記各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキハ署長ニ報告スヘシ但シ受持巡查及視察專任者ハ刑事視察人力受持區外ヘ轉住シタルトキハ刑事要視察人視察簿ヲ添付スヘシ
 - 一 新ニ編入セムトスル者ヲ發見シタルトキ
 - 二 改換ノ情願者又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ依リ視察ノ要ナシト認メタルトキ
 - 三 所在不明トナリ又ハ所在不明中ノ者ヲ發見シタルトキ
 - 四 轉住、受刑又ハ死亡シタルトキ
 - 五 所轄外ニ旅行シタルトキ
 - 六 恩典處分ノ取消事由其他特異ノ言動アリタルトキ
 - 七 其他名簿記載事項ニ異動アリタルトキ
- 第十三條 警察署長ハ甲號刑事要視察人ニシテ所轄外ニ旅行シタルトキハ其ノ種別、立廻先、人相、特徴其他必要ナル事項ヲ具シ直接關係警察署長ヘ即報スヘシ但シ旅行ノ目的其ノ他ニ徵シ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限リニ在ラス
- 乙號丙號及丁號刑事要視察人所轄外ニ旅行シタル場合ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキ亦前項ニ同シ
- 第十四條 他署編入ノ刑事要視察人トシテ判明セルモノヲ檢舉シタルトキ又ハ名簿記載事項ニ異動アルヲ發見シタルトキハ其編入警察署力管内ナルトキハ直接通報シ管外ナルトキハ必要事項ヲ具シ報告スヘシ
- 第十五條 所轄内轉入者又ハ一時滞在者ニシテ其ノ身元詳カナラサル者ニ對シテハ本籍地又ハ前住地警察署ニ身元照會ヲ爲ス等要視察人ノ發見ニ努ムヘシ
- 第十六條 所在不明中ノ者ニ對シテハ立廻見込地警察署長ニ照會スル等之

カ發見ニ努ムヘシ

第十七條 刑務所釋放通知(警察公報登載ノモノヲ含ム)ヲ受ケタルトキハ
歸住ノ有無ヲ調査シ所在不明ノ者ハ丁號刑事要視察人ニ又ハ未編入者ト
雖モ其旨報告スヘシ

第十八條 刑務所ヲ釋放セラレタル刑事要視察人ニ對シテハ六ヶ月間特ニ
視察員ノ選擇視察ノ回數及視察ノ方法等ニ特別ノ注意ヲ拂フヘシ

第十九條 警察署長ハ檢事局ヨリ判決通知ヲ受ケタルトキハ關係簿書ヲ整
理ノ上該通知書ヲ受持巡査ヘ廻附スヘシ

巡査駐在所派出所受持巡査ハ第六號様式ノ前科者名簿ヲ備ヘ前項ニ依リ
廻附ヲ受ケタル通知ニ依リ記入整理スヘシ

第二十條 警察署長ハ前條第一項ノ通知中禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
ニ對シテハ刑事要視察人トシテ前月分ヲ取纏メ毎月十日迄
ニ第七號様式ニ依リ報告スヘシ

第二十一條 刑事要視察人ニ對シテハ其寫眞(可成原板)竝ニ筆跡ノ蒐集進
達ニ努ムヘシ

第二十二條 警察署長ハ山窩ノ數其他刑事要視察人ノ集合又ハ潛伏スル虞
アル場所ヲ調査シ置キ受持巡査又ハ刑事巡査ヲシテ常ニ視察セシムヘシ

第二十三條 山窩ノ來往ハ警察署間互ニ通報シテ連絡ヲ保ツヘシ

第二十四條 警察署長ハ刑事要視察人ノ異動ヲ前一年分ヲ取纏メ毎年一
第一號様式

月末日迄ニ第八號様式ニ依リ報告スヘシ

第二十五條 警察署長ハ本年八月末日迄ニ本内規ニ依ル名簿ノ調製ヲ了ヘ
複本ヲ進達スヘシ

第二十六條 第十九條ニ依ル前科者名簿ハ當分ノ間從來ノモノヲ以テ充ツ
ルコトヲ得

第二十七條 左記例規ハ之ヲ廢止ス
一 明治三十九年五月十六日付内訓保第四號廢幣要視察人視察規程
一 明治三十九年九月四日付内訓四第一二號
一 明治四十三年十月六日付保第七二六二號出獄者視察狀況報告ニ關ス
ル件


一 大正元年九月九日付保第一五一七號犯罪の要注意人名簿ニ關スル件
一 同年十月四日付保第二四一六號身元調其他ニ關スル件
一 大正七年七月四日付保司第一三〇〇號刑事被告人所在不明報告方ノ
件

一 大正七年十二月二十一日付保司第二五二六號刑事被告人所在不明報
告方ノ件
一 大正八年八月六日付保司第一七二九號巡査派出所駐在所ニ前科名簿
ヲ設ケルノ件

種別	號別	本籍	出生地	年	月	日	縣編入

〔山口警〕

〔山口警〕

刑務所要視察人名簿									
寫眞貼付欄									
									
年 月 日 撮影 何 某									
住 所									
氏 名 生 月									
身 長 體 重 面 色 目 口 鼻 言 語 特 徵									
手 用 常 段									
指 番 號 紋									
性 行 狀 生 家 庭 及 活 況									